

義久公 自元龜三年
義弘公 至天正元年
久保公

後 舊記雜錄 卷六

607 「國史」卷十 實明公 松齡公

三年壬申春正月十九日、肝付氏舟師襲隅州小村、守者禦之、斬岸良將監等二十四人、據實明公舊譜、島津左衛門家藏年代記 二月二十日、爲伏於廻・市成之界、殺肝付越後等二人、二十九日、破境及二河、同上、肝付甚兵衛系圖、兼久弟曰兼顯、兼顯子曰兼純、皆稱越後守、廻・市成、二河皆係肝付氏所領、境無所考、夏五月三日、伊東加賀守義祐、伊東新次郎・伊東又次郎・落合源左衛門尉等、將兵三千、夜襲加久藤城、燒夷村落向鑰掛口、在加久藤城搦手 山伏樺山常陸坊家於鑰掛口、大呼曰、寇至矣、家衆何不亟出、而常陸坊與其子二人禦之、鑰掛口一與一、伊東軍不能進、加久藤城出兵擊之、會東

方已明、輪番衆至、伊東軍引去、松齡公守夜、肥後民

部偶出於庭、入曰、加久藤火、公陟岡而望之曰、豈失

火耶、忽有一人告變者、乃死苦村藤元丹波也、曰、適聞

人馬行聲、察之則伊東軍也、自小林之加久藤道由飯野有二、其一出於上江村、其一出於死苦村、死苦村在飯野城南二十六町有餘、圍村居民皆係屬戶、屋戶方言死苦、因以名其村焉 公曰、然則是襲加久

藤也、即遣一軍救之、又遣五代右京友喜伏於野間門、村

尾源左衛門伏於本地原、五代勝左衛門系圖、有右京亮友慶、五代院氏之支庶、入來院主馬系圖、源左衛門名重、村尾氏、入來院氏見第十一卷文明三年注、村尾氏、入來

候、野間門在木崎原南、本地原在木崎原東、

幡山、益張旗幟、爲疑兵、留有川雅樂助貞眞、伊勢兵部系圖、貞眞後

爲伊勢氏、事見下、守飯野城、諏訪山在飯野城西一里許、橫尾八幡二十卷天正十五年、山在飯野城東南二十八町有餘、伊東

一空地、若使伊東軍、據此二山進攻飯野城、則部署已訖、公親

帥麾下四五十騎向加久藤行、聞伊東軍引去、從二八坂南

向木崎原、二八坂在飯野城西十九町、木崎原在飯野城西南一里有餘 伊東軍將還、聞飯野有

備、乃不敢出故道、而趣白鳥山、白鳥山在木崎原南一里十八町、踰此而東、則出於小林、

白鳥權現社座主光嚴上人募民衆、據險距之、白鳥權現社在寺曰滿、伊東軍不能上山、趨南木場、南木場在桶比良之西、白鳥山

寺曰滿、足寺、伊東軍不能上山、趨南木場、南木場在桶比良之西、白鳥山

小、白鳥權現之願靈乎、乃還至木崎原、

公望見之、濟水而進、二八坂南有川、今名白地水流、布陳未整、伊東軍急

擊之、公卒爲卻數十步、至三隅田而止、三隅田在飯野城西南一里有餘

人殊死戰、公獲伊東新次郎等數十人、遠矢下總與長峯

人殊死戰、公獲伊東新次郎等數十人、遠矢下總與長峯

彌四郎戰、竹下又左衛門・瀬戸口八郎左衛門東郷氏支族 有瀬戸口氏

佐之、卒斬彌四郎、彌四郎者伊東軍勇士也、會所遣加久

藤援兵至、伏兵並與、獲伊東加賀守及伊東又次郎・落合

源左衛門尉等數人、伊東軍敗走、公將輕騎策駿馬、追

亡逐北、至貝餅田而還、又殺柚木崎丹後守及比田木玄齋、

貝餅田在小林郷、即伊東氏地、或作野餅田、還至橫尾、飯野婦女爭持饘粥犒軍、

公悅、伊東氏之將襲加久藤也、遣使求助於相良氏、與約

師期、戰之日球麻兵五百人已至彦山嶽、南望飯野白旗竟

野、自木崎原屬白鳥山、球麻兵見之懼、以為寡不可以敵

衆也、即引而還、球麻兵所見、蓋白鷺群云、此事頗與風鶴王師 草木晉兵類、抑亦

白鳥權現之類、彥山嶽在加久藤城西北一草木晉兵類、抑亦

十三町有餘、有彥山寺、彥山讀曰比己也末、公之發飯野也、舉

火為號、報大口等諸城、新納忠元望之、即率見兵、自吉

松向木崎原、值伊東軍敗歸、追擊之、獲伊東右衛門・伊

東權之助・長倉四郎兵衛等百六十餘人、先是有頼子、寓

於死苦村彦六左衛門之家、朝出暮還、自言沿途抄化而歸、

而夜則讀書、彦六左衛門異之、乃覘其出施從其所之、則

或計道里遠近、或察地形險易、彦六左衛門以為、斯人曉

蹊、遂殺之、探其懷中得伊東義祐密書曰、問謀事濟、當

賞以地、因檢其屍、蓋漆身為頼者也、遂斬其首、與伊東

義祐書并上 松齡公、公嘉其功、至是又賞藤元丹波、

割田百石以為死苦村永業焉、按木崎原合戰記有二本、並藏國史 館 其一曰日州真幸院加久藤木崎

原御合戰傳、撰人闕、其一曰木崎原御合戰記、延享中島津久官撰定、蓋

原諸御合戰傳、參以伊東祐種所見聞者也、今據三書及松齡公舊譜、

據其大旨、而叙述之、島津支流系圖、左衛門督歲久曾孫曰三郎右衛門忠

朝、忠朝次子曰清大夫久近、久富、久近之子、稱彦大夫、伊東祐種自稱

孫十郎太復右、松氏、今右松安左衛門、一空之支孫也、改爲伊東氏、祐種

孫十郎太復右、松氏、今右松安左衛門、一空之支孫也、改爲伊東氏、祐種

一空受武田氏兵法於肝付主殿久兼、久兼聞諸新納又左衛門久了、久了聞

諸勢州桑名人杉山八藏、八藏聞諸小幡勘兵衛景憲、一空又如桑名從杉山

八藏、遊業成而歸、公使左衛門督歲久伐下大隅、秋九月二

自是世傳兵法十七日、歲久屯早崎、公浮舟向小濱、軍士爭先趨之、

歲久襲小濱壘陷之、斬其守將伊地知美作守、遂取其地、

改名前陣、據實明公舊譜、島津支流系圖、牛根軍記、早崎壘遺墟在 牛根郷牛根村、小濱壘遺墟在垂水郷海瀨村、二壘相去四

五町、公遣北郷時久攻肝付氏、二十九日、時久擊月野・泰

野破之、又遣梶山兵擊肝付氏福島軍、據島津支流系圖、松山 郷有泰野村、月野・泰

野、福島皆 冬十二月二十三日、繼室圓信院殿實溪妙蓮大

肝付氏邑、種子島左近 將監時堯女、薨、據廟堂 是歲琉球王尚元卒、據琉球國 王世譜

兵家有此二氏、文各有主、而不知者、將曰重複、故書其說以告之、

至於元文二年、復述祐種兵學淵源、與園田成芳相對、於以見本藩

「義久公譜中」

一元龜三年壬申正月十九日、肝付氏催兵船數多襲隅州小

608 「國史卷十八補注」

609 「義久公譜中」

村來、于時捕得敵船一艘、而斬首岸良將監以下廿四人者也、

610 「全」

一 仝年二月廿日、設伏兵於廻與市成之封疆、屠殺肝付越後以下廿人矣、同廿九日、破却境與二河也、

611 「全」

一 仝年九月廿六日、遣弟左衛門督歲久爲大將、領諸卒伐下大隅凶徒云々、

612 川上上野守

榊山兵部太輔

肝付彈正忠兼盛

上原長門守

野村兵部少輔

鎌田少外記

又岩瀬戸口にて合戰軍勢、

猿渡越中守

伊尻伊賀守

喜入攝津守

○印ハ朱アリ平田新左衛門宗張カ、然ハ天正十五年三月豊後ニテ戰死

元龜三年三月中旬、肝付・伊地知方と合戰ニ、

嶋津右馬頭

嶋津圖書頭忠長

613 『箕輪伊賀入道日記云』

一 根占の重武ハ守護方の其勢今に見るよりも、危を不改ハ先賢の無智なるか故也と、早と守護に可抽忠勤とおもひ、元龜三年壬申春守護方へ申入、番兵を申請らる、仍て右馬頭征久・圖書頭忠長爲大將、加勢の兵三千余騎根占へそ被渡ける、同三月中旬ニ國一揆の與黨に手替して、大始良表と高洲大始良方ガ着ケ送り、一戰せんと進ミける、岩墻に偽ひ引上せ、弓鉄炮を以て散々に射る程に、先かけの者共悉く手負に射成され、十余人射伏て、即七八騎打取る、去程に肝付・伊地知二手ニ分れて切て懸る、太守方ガ是を見て相懸りにかゝり合、川上上野守・榊山兵部太輔・肝付彈正忠・上原長門守・野村兵部少輔・鎌田少外記其外所々の軍兵共、我もく々と差忍へ相戰ふ、敵は横尾の攻越て比良分ニ差下し、採にもんて戰ひける、地頭野間武藏守三百計相忍へ戰ひしか、大勢押かふせ切崩せは、怒の騒紛に成り敗軍せんとしける処を、右馬頭・圖書頭軍兵八百余騎横合ニ入違へ切て懸り、面もふらず戰へは、敵何かは忍へき、敗軍して皆悉く討れたり、其儘横尾ニ打上り、勝吐氣動と作りける由クしき限り無りけり、從

夫根占の如く打入給へは、其時重武本望此事也と御祝言申され、御武運の程を感しける、同三月ニは境目の城に番兵を入置れ、大將を初として軍衆皆く歸陳せられける、其時重武の息男未少年成を人質にして差上らる、其折節一揆無念ニやおもひけん、伊東・肝付・伊地知等評議ヲ成し、小根占へ勢を打出し、濱の柵ヲ攻落し、其儘城の麓ニ押寄放火ヲ成処ニ、喜入圖書助・同弟小四郎加世田の勢を相具して、國見の城より馳連き、火焔を散して防ぎ戦ふ合戦比類なかりけり、去れ共敵ハ大勢なれば打負て、圖書助・小四郎其場ニ即打死す、其外所々の軍兵打死する人多かりけり、圖書助兄弟文武二道の器量也と惜まぬ人そなかりける、相連く慈の勢岩瀬戸口へ追かけて合戦し、敵も數打取らる、於此ニ猿渡越中守・伊尻伊賀守・喜入攝津守同心にて殊なる働き、平田新左衛門川邊の勢を卒して手を碎き働、各軍せられたり、此度ハ伊東・肝付得小利、先々引陳しけると聞へける、

『全』

一同年の四月下旬ニ下大隅の麥作を拂んとて、守護方

勢を出さる、鹿兒島を兵船を調へ下大隅へ押着、麥作を薙き苗代を踏せらるゝ折節、敵勢連き合せ、矢炮烈くして互ニ手負となる、去共足輕雜兵共馳合て敵一人打取てそ先々引れける、

『年代記』

一壬申 永祿三年正月十九日、肝付ヨリ兵船倚來、隅州小村ニテ敵船一艘切取、岸良將監ヲ始メ人數廿許打取、同十八日、飯野・三ノ山境ニテ敵八人打取、二月廿日、廻・市成境ニ自守護方野伏ヲ出、肝付越後ヲ始メ廿人計打取、同廿九日、又衆ヲ出、境・二河被破、

『長谷場越前日記』

一根占方重武方ハ御弓箭之行を深く拜見し、往昔の賢道も危を不見と聞時ハ、守護方ニ忠貞を可抽とて御人衆を申請、元龜三年壬申三月中旬ニ、國方の伊東・肝付・伊地知ニ手替被致て、大始良表と高カ湯の津を放火させられ、横尾の如く被打上處ニ、肝付・伊地知兩家之人衆ハ雲霞之様ニ續き合ひ、一戦を成さんとて、大始良方も引詰さんゝに矢師し、表ニ進む武者共を七

八騎射伏せたり、太刀を取て攻懸けて矢庭に六人被打せ程に、伊地知・肝付二手ニ分て切て懸る處を、右馬頭殿・圖書頭殿御覽て相懸り被成は、河上上野守・樫山兵部太輔・上原長門守・肝付彈正忠・野村兵部少輔・鎌田外記此外諸所之軍兵者、我もく指勘へ、敵ハ横尾詰代て平良七分にさしおろし、もみにもんて防戦して敵味方手負ニ成る、根占の手ニ田代の地頭を始として、三百計敗軍する處に追詰て、獨り打つ懸りける處を、御太將は右馬頭様、押並して圖書様始として、御方の兵もの入レ替て差懸り、手を碎きて合戦し、向ふ者を討留て、逃る者を追付て、爰やかしこに切り捨て、残れる者を追散し、横尾を指て被打上ケ、兵物の交りハ頼ミをはかる氣色也、扱又勝吐氣過ぎぬれハ、根占の如く被討入、野も山も草木迄も色めく事ハ無限、其時ニ重武ハ被遂本望て、御祝言申上、うへミぬ驚の尾八幡を指上て皆陳す、武運の程こそ勇けれ、其後に子息少手年ハ質人ニ參上被致て、同三月下旬ニハ境目の城ニ御番兵を被差置、諸太將を始として雜兵以下ニ至迄開陳をさせらるゝ、此境節を見合て、伊東・肝付・伊地知方も兵儀して、小根占へ出勢を被致て濱の

城を攻をとし、其儘に本城麓ニ押寄せて放火を致す処、

喜入攝津守御舍弟ニ圖書助、其御舍弟ニ小四郎とて何

も劣ぬ兵ものにて、加世田の衆中を同心して國見の城

が懸け續き、無類ひ合戦を被成といへ共、多勢ニ無勢、

懸負て圖書助と小四郎は太刀場にて戦死也、彼人々の

嗜者、文武二道の達者にて、上下萬人押並て惜ぬ人そ

なかりける、相續く兵もの岩瀬戸口ニ詰懸けて、送り

合戦被致て敵を多く被討取、於此ニ猿渡越中守・井尻

伊賀守、攝州ニ同心して軍勞ぞせられける、平田新左

衛門尉川邊衆中を卒し宛、手を碎きて軍勞ス、日州衆

ニ野村堅介返シ合せて合戦ス無比類志し、敵御方一同

ニ褒美をなせる計也、

617

『企』

【元龜三年ナルベシ】

一同四月下旬ニハ下大隅の麥作を拂せられて、其爲に御

出勢を被成けり、此時に苗代を踏せらるゝ折節ニ、敵

勢ハ續合ひ垂水衆を先として、如何ニも嚴敷矢師し着

き送る処を、足輕衆指出し、けむしやの敵を付立て、

大手負ニ射成シ宛攻崩して、敵貳人被討取云、

〔貴久公御譜中〕

平田治部少輔純貞入道純喜爲 大中良等庵主之弔後世頓證菩提、即企回國經歷日域六十六州、翌年壬申、既遂其事歸我國來、待三月廿三日、而追跡沈身於鹿兒島海底殉死、法號廉州淨貞禪伯、不俟六月廿三日者、徒亘數月不欲存命也、既迄未後有深念之未止者、伊東氏爲國敵寇于太守者尚矣、天文十八年己酉催多勢來、而屯陣於狹肥葉每之辻、同年四月五日、我之太守使軍來攻其陣、于時純喜之一男十郎次郎遂戰死矣、以故又爲子敵、然則公私俱怨念未散、是以當將沈波底之時、向東方切齒顯勇氣、呪祖伊東氏、以終其身矣、實平田盛右衛門純正之祖父也、

〔喜入季久譜中〕

〔正文在當家〕

至貴國池坊下向由候、被指華事譜代儀候、殊更當時無比類之旨、執沙汰候、此等之通、大守江御取成專一候、悉皆御入魂所仰候、恐々謹言、

〔朱力半〕
〔元龜三年秋〕卯月七日

藤孝(花押)

喜入攝津介殿(季久)

御宿所

細川兵部大輔〔上包〕

喜入攝津介殿

御宿所

藤孝

〔義弘公御譜中〕

元龜三年壬申五月四日、率伊東氏賊徒數千、過飯野城逼加久藤城、已放火其煙焰漲天、境內騷動不可勝言、忠平即一戎衣、率四五十騎橫遮木崎原、於茲伊東又次郎・落合源左衛門者率軍衆以指揮、我兵久富伴五左衛門尉・遠矢下總守魁衆兵已督戰、忠平亦爲驅馳汗馬之功、丁此之時、有稱長峰彌四郎者、向來對下總守、與竹下又左衛門尉・瀬戸口八郎左衛門尉俱走前斬得長峯氏、因茲凶徒敗亡顛倒、伊東又次郎・落合源左衛門尉亦所以討殺也、我軍乘勝陷田原陣、即稱比良、而伊東加賀守者、爲五代右京亮友喜所斬戮、其子源四郎・伊東大炊助亦戮于此矣、有川雅樂助貞眞・川上參河守忠智・鎌田刑部左衛門尉奮威之際、忠平單騎到鬼塚原、有強敵二人、一者稱柚木崎丹後守、一者不名、向我、我亦自稱島津兵庫頭忠平、于時兩輩張目突戰、忠平增勇氣忽斬獲二人、而後無一人之爲防戰者、惜哉我軍中戰死者、鎌田大炊助・野田越中房・曾木播磨守・富永刑部左衛門尉等也、伊東三位入道逢此敗、滅銳兵在三山城云云、嗚呼、伏屍於三山與飯野廣野者不知幾多矣、伊東氏一國猛勢、忠平眞幸一院領主纔不過二三百騎、今日勝利非天之助、豈得如此乎哉、

元龜三申五月、松齡様飯野御在城ニ而、伊東勢を木崎原ニ被爲迎、御大利之節茂忠元承付、直ニ大口より人數差立御加勢爲仕由御座候、右飯野御城御移徙之御、御祝として忠元も被召呼候ニ付、大口より吉松般若寺越を參候処、途中ニ而盜賊取懸候付、其者共を仕詰參候故、御祝之御席余程延引罷成、松齡様殊之外御待兼被遊候處へ參上故、遅刻之訳御尋ニ付、盜賊切伏せ罷通り候次第申上候得者、別而御賞美ニ而、其刀者何様之刀ニ而候哉与御尋ニ付、先年拜領之溝之有之刀ニ而候与申上候得ハ、御移徙之御祝ニ火之唱を避申候儀、忠元者武事ニ不限萬事ニ心入有之段、訳而御稱賛爲被遊由申傳候、

元龜三年壬申

三月廿三日、平田治部少輔純貞入道純喜 前年中大中公の薨給ひしより、冥福の爲め六十六州を巡歴し回て、南林の前海に赴き、泉路を慕て殉死、

五月四日、鎌田大炊助政高 松齡公伊東節と木崎原に戦ひ給ふ時戦て死之、年廿五、 鎌

田源三・野田越中坊・有馬豊前兵衛純秀・前田主税助

範春・富永刑部左衛門・曾木播磨守重治 年六、 島田彦十

郎民部入、湖邊彌兵衛元繼 年五十、 四歳、内左衛門盛弘 深 郎道の子、樺山常陸坊淨慶 加久藤御城の鎗掛口、 佐谷田後藤兵衛 死す、 重忠 武藏子、 有川主馬允貞繁・上原安房・野畑拔太兵衛 永祿十一年正月廿日、 宮路紀伊守・蒲地越中守・永田左助 木にあり、 湯木禪門・鬼塚助八秀時・原田三助・有馬

軍弥左衛門 永祿十年十一月廿四日の列ニみゆ、疑、 細田後藤兵衛重忠 天正三年五月と、 愛甲源五左衛門 木崎原にて、 酒瀬川

強七左衛門 同上、 川田伊豆義貞 伊東方足輕大將虎玉、 田實 右近子孫加治、 川添圖書 交名も此列にあれば、 水間市左衛門 木にあり、 大迫主税助重親 子孫加治、 深水主水 或深見、或榎

葉大膳・同助六・別府甚五左衛門・吉祥坊 子孫加治、 橋口市作・井上左近・井口彈左衛門 或彈、 肥後新助・鬼塚源六左衛門・井口大學・井上市弥太左衛門・岩下助

右衛門・向井賀太左衛門 或賀三左、 宮路紀伊・上原安房

・二木市兵衛、

「寫在蒲生衆谷口宮内左衛門」

元龜三年壬申五月二日

頸之注文

相模息
伊東新次郎 披官 十五人

伊東加賀 披官 六人

伊東右衛門 播磨孫

長倉六郎三郎

荒武小次郎披官六人

別府宮内 披官 二人

桃山太郎二郎 都於郡衆

長倉主殿

荒武宗右衛門 とおこをり衆

三ノ山衆伊勢ノ子

北原又八郎

野村七郎 野久尾衆

橋口刑部 同所

肥田木孫右衛門 都於郡衆

落合織部

湯地式部 とをこほり衆

しやか部市佐 財部衆

江之本左近

弓削半七郎 さとわら衆

攝部息
伊東又次郎

伊東源四郎 加賀息

伊東李右衛門 日向之総奉行

落合源左衛門披官六人 清武之地頭

長倉半九郎 清武之地頭

三山野久尾ノ地頭

米良筑後

稻津四郎次郎

野村新左衛門 伊東一家さとわら衆

佐澤津助八郎 つはやの地頭

米良久助 都於郡衆

落合又九郎 都於郡衆

紙屋圖書 三ノ山衆

落合弥九郎 都於郡衆

落合源八 同所

同名宮内 小者 一人

壹岐珠臺 さとわら衆

野村三郎兵衛 内山衆

湯木崎丹後 小者 一人 内山衆

すき衆
吉野監物

福永四郎兵衛 さとわら衆

同名因幡 清武衆

多田紀介

中野左衛門

同名越中

野村四郎左衛門 内山衆

右近二郎小者一人 都於郡衆

長倉四郎左衛門

稻津又三郎

佐土原八郎兵衛 都於郡衆

梁瀬織部 山け衆

ととち兵部 同所

中村壹岐

落合新五郎 小者 一人

小森民部

長峯六郎三郎 小者 一人

しをミ衆

中村宮内

三ノ山衆野もり坊主
源秀

同名清左衛門 とまき衆

肥田木四郎左衛門 都於郡衆

湯地又三郎

餅原甚左衛門 都於郡衆

河崎河内

米良尾張 小者 一人

宮路安房 三ノ山衆

丸目兵庫

同名四郎二郎 小者 一人

河野善七 小者 一人

福永九郎次郎 ひちや衆

福永又二郎

野村源七郎 内山衆

大塚八郎

富山主水

福永新次郎 とおこをり衆

落合藤六

福永又四郎

福永孫右衛門

野村右近

米良民部

丸目次郎兵衛

同名典内

坂本右馬

同名七郎五郎

深田右衛門

肝付与八郎

井上藤七左衛門

鈴木又次郎

福永丹後

野村藤八郎

曾我源五郎

尾脇宮内

長峯弥四郎

荒武彦七

後藤九郎左衛門

同子助七郎

福崎三郎五郎

紋之中坊

河崎主税

六合兵部

宮田民部

荒田右衛門兵衛

飯田肥前

平野民部

壹岐民部

黒木將監

御門將監

猪鹿倉善右衛門

此外未定頸百五十、總以上二百九十六、其外切捨者不知數候、若切捨之内にも候歟、頸桶八者不見出候而、蹈ひしき候て歸候、

『箕輪伊賀覺書』

「此頸注文之名前ハ昔年左ニ写取置、重複ノ如シトハ見ゆれ共、参照ノ爲更ニ写入置也」

一伊東大和守散位藤原義祐入道、嶋津殿當代到貴久・義久、權威を三州にふるひ、其勢ひ日々強大に成、伊東の迫切なりとおもふ、殊ニ義久之舎弟兵庫頭ハ、其身至剛にして武勇抜群の士と聞へ、其上去る永祿九年に小林を攻るゝに、城不落去といへとも、是ハ我が嘉運の故歟、今の如くば終ニハ三の山も難拘相覚る、先ツ日向へ薩摩勢を引請ては伊東の家の大事と可成ル、早速日州勢を催促して小林の城を家陳として、猛勢を以薩摩の勢を追拂ひ、いかにもして兵庫頭を可打と仰けれハ、伊東の一門一家宗徒の人々尤と同意し、評定一決して國中相觸て打立、着到八千余騎とぞ聞へける、元龜二年の冬の比より眞幸へ發向して、三ツの山小林を家陣とし、高原・野尻・紙屋ニ連き番兵を籠て由々敷風情なり、薩摩方ハ飯野の城ヲ本城として、加久藤・吉田・吉松を枝城ニ以相戦ふ、伊東さすか猛勢なれハ、飯野・加久藤ニ懸る時もあり、薩摩方を擒にして、

此間カ、奢る事頗也、互ニ相諍て日を送る程ニ、同三年の春大河平の要害をやふり、大河平が一族を追却し、其競ひニ乗て、同五月四日伊東か軍勢打て出、飯野城を側ニ置、加久藤ニ雲霞の如く寄來り、はや不動寺馬場に入る、城内よりも出合ひ爰を専度と防ぎ戦ふ、されとも伊東猛勢なれば事共せず、宗徒の人々旗竿押立／＼備へ居て、足輕雜兵共に眼下なる苗田を踏せ、或ハ方々に働き破らんとす、大將兵庫頭ハよき時分を見計ひ、今日の合戦こそ一期の思ひ出そ、高名せんと思んする人々ハよく勇めや兵トモ、と下知シテ、吾身ハ紺糸威の鎧を着、黒き馬の逞きに白覆輪をきてゆらりと打乗り、十文字の旗一流如何ニも高く出し給ふことこそ覚へける、加久藤よりもこれを見て、力を得てこそ戦ける、伊東勢競ひを成て戦けるが、飯野より横懸せられしと見て、躁紛に成て引んとす、加久藤勢追詰／＼打程ニ、小林の地頭職中村筑後守・平治部左衛門・米良筑後守を初として、宗徒の者共十三人迄打取る、飯野・吉田・吉松・牛屎・菱刈兩院の者共つゝき來て居たれば、慈も四五千余騎に及びけり、兵庫頭上の原に打出、五千騎をは三手ニ作り、先陳ニは武功ある足

輕共千余騎、跡に着けて射かけさせ、また千騎をは三の山に差廻し横合に射かゝらす、敵返合て戦へば、會釈て引退く、敵引はまた後ニしたかふて射懸る、伊東勢返し合せ／＼身拂ひして捲れとも、引煩ひたる有様なり、引立たる大軍の癖として踏留かたき物成ニ、伊東又次郎・伊東新次郎・伊東右衛門尉・落合源左衛門・中倉半九郎を初として、宗徒の軍兵三千余騎計にて差忍へ、今日の合戦大事限り成そ、各心を勵せと下知をなし、木佐木原の西ニ向き、南無西方極樂主を頼む弥陀佛と、心二十念唱へつゝ、一同ニ面もふらす切てかゝる、慈の軍兵差忍へ、此を専度と攻戦ふ、其場あまり烈しくして、慈の勢戦ひ悪ミ、敵と慈と其間弓杖十杖計りもあらん、鏝をかたむけ面を双て見、會釈折角しておぼゑす、半段計りうしろしさをそしたりける、曰ニ慈敗軍すへき所ニ、忠平一足も不退、きたなし返せ、兵庫頭爰ニ有ると下知し玉へば、取て返して攻戦ふ、大口の住人に久留伴五左衛門太刀始とそ名乗ける、日高掃部左衛門久留ニ相双ひ、太刀打して痛手を負てそ退きにける、鎌田源三・野田越中坊・曾木播摩守・嶋田彦十郎、能敵と見るものニ馳合／＼合戦して、遂ニ

太刀にて討れたり、無比類振舞なり、敵も味方も今を限りと相闘ふ、兵庫頭忠平面もふらす切て入、木佐木原を縦横に操ミ合ふてそ闘ひける、内山の住人柚木崎丹後守と名乗て、忠平ニ請付真中突て打伏せ、即頭を取給ふ、忠平斯し玉へバ、軍兵何を惜むへし、思ひ切て戦へハ、遂ニ其場も切崩し、伊東又次郎を初として、宗徒の人悉く其場ニ皆打死す、斯ける處ニ、古陣原に伊東新次郎・伊東加賀守・同息の源四郎・落合兵部少輔・中倉四郎兵衛を初として、軍兵三千余騎計にて堅めたる処をば、飯野の勢ハ本口より打出、有川雅樂助を初として、究竟の兵三百余騎ニハ過ぎず、眞シクラニ切て入ル、慈の大勢是を見て、我劣と切てせかれは、伊東勢もさすがなれば、差忍へて入乱れ、打つ打れつ相戦ふて烈しき事譬ん方そなかりけり、然処ニ二階堂四郎左衛門入道し伊東加賀守を討て、加賀守こそ打たれと罵れハ、異本ニ五代勝左衛門加賀守ヲ討ツト有リ、從之歎伊東方ハ力盡、慈の勢ハいよ／＼力を得てそ攻戦ふ、加賀守打ルレハ宗徒の人々皆ハラ／＼と打死ス、其勢ヲモ引崩シテ足を不留落て行去、又伊東權頭・伊東右衛門尉、軍兵二千余騎計にて本知原ニ差忍ゆる、忠平また連きてかゝ

らせ玉へハ、川上三河守・鎌田刑部左衛門・有川雅樂助などを初として、究竟の兵我先ニと切て懸れば、伊東かたハ敗軍也、慈ハ競ひに乗スレバ、我モ／＼と切カケテ切崩セバ、大將皆打死ス、其路三里計を追詰／＼打ケレハ、伊東の兵名ヲ惜ムもの共、返シ合／＼皆打死ヲソシタリケリ、何某殿ハ打死、誰某殿ハ打死といへハ、返合テ打死スル、親打ルレハ子返し、子打ルレハ親返して、戦死ヲ遂ル伊東ノ人々哀ナル消息ナリ、手負の數ハいさしらず、眞幸の原を見渡せば算ヲ乱シタル如クナリ、去程ニ打取の首級の中ニ、宗徒の頸ハ六十余人トソシルサレタリ、兵庫頭爲追善供養、木佐木原の戰場ニ六地藏ヲ立置ル、往來ノ人々貴賤老若、是ニソ伊東ノ人々の爲供養六地藏トテ、念佛廻向し通る也、昔の形見とて今ニ有ける難有也、討死人々、伊東又次郎惣大將、伊東新次郎惣大將、佐土大將、佐土原住、伊東源四郎大將、加賀守弟、領分二百町、伊東宗右衛門尉領分二百町、伊東權守大將、佐土原住、伊東宗右衛門尉領分二百町、伊東權守領分五十町、伊東宗右衛門尉領分二十五町、中倉四兵衛尉大將、都郡住、佐土原四郎兵衛佐土原住、領分廿五町、落合源左衛門尉大將、佐土原住、中倉半九郎清竹ノ住、八千人、領分二百町、落合兵部少輔高城地頭職、別府宮内少輔清竹住、領分七町、

別府甚七郎清竹河野善七郎佐土原住、執事、領分廿町福永刑部丞佐土原住、
 荒武小次郎・稻津四郎二郎・壹岐弥太郎・野尻右馬助
 ・野村七郎・中倉駿河守・深利源兵衛・伊東左衛門
 尉・湯池式部少輔・稻津又三郎・佐土原八郎兵衛尉・
 河崎肥後守・小早川弥左衛門尉・餅原安藝守・宮路安
 房守・米良休助・飯田肥前守・河崎主税助・大塚八郎
 ・落合新五郎・小森民部少輔・竹井式部丞・中村壹岐
 守・右松四郎三郎・福永又四郎・福永又八郎・中野新
 左衛門尉・福永四郎兵衛尉・野村四郎左衛門尉・野村
 藤七郎・柚木崎丹後守・實相院・紙屋圖書助・島津民
 部少輔・橋口半七郎・肥田木越中守・野森源秀入道・
 平治部左衛門尉・中村筑前守・福永四郎左衛門尉・丸
 目兵庫允、去程ニ大將十人、宗徒ノ人五拾人、其外究
 竟ノ勇士侍以下切捨數ヲモシラザル所也、遁散タル者
 共ハ小林・高原・野尻ヲ差テ落行ハ、小林モ漸ク城ヲ
 持留タリ、日向ノ人々ハ佐土原・都郡ニ馳集リ、十方
 ニ暮テソ見ヘニケリ、此度出陣思召立時、民以下誹謗
 して申ケルハ、對薩摩執深甚之恨事不可然、往古ヨリ
 嶋津殿と伊東雖有相隔、隅薩兩國の勢ひナルガ故に、
 彼家ニ相從而已なり、身拂ひ不意の軍は力ニ不及事な

り、又遂ニハ和睦共可成ものとそ申ケル、又伊東年
 來ノ人ニ、田嶋刑部丞と云し人の弟出家して、玄哲首
 座とて安國寺の僧侶成ルガ還俗シ、林翁齋トテ其頃八
 拾有余の入道有り、文才博キ人ナリ、其林翁齋ガ云ケ
 ルハ、今國の家風を觀ルニ、散位入道の行跡不可然、
 愛倭幸の臣、潮阿媚面從、避賢愛小人事ヲ得タリ、異
 朝ニモ其例アリ、紂惡理与義愛利与非、遂ニ夏商滅コ
 トヲ得タリ、今の政風ヲ見ルニ、古ノ聖ノ禁戒トスル
 處一ツモ不闕、當時の權者雖加諫言不從諫、又聞其古、
 伊東攝津守祐氏此國ヘ下向ノ時ハ、日向ヲ十二人シテ
 知行シ、共ニ天下ノ出仕ヲ勤ケルガ、息ノ大和守祐隆、
 太守島津陸奥守久豊を智ニ取奉し、その勢力をかり
 て遂ニ十一頭の人々を滅して、独り日向ヲ安堵シケル
 ト也、其旧キ好ミヲ聞時ハ、只薩摩ニ和睦シテ所領の
 地ヲ安堵シ、子孫ニ是ヲ傳んにはシカシ、譬ヘハ我道
 不直ニシテ他ノ國ヲ貪ルハ、花ノ開コトヲ求メテ百
 尋ノ樹ノ根ヲ堅セサルニ似タリ、危哉、ト爪彈シテ
 申セシガ、果シテ慈ノ敗軍トナリ、國の將無道の時に
 其家滅スルト古人ノ言アリ、林翁齋カ云ヘル如ク符合
 セリトソ申ケル、日向其時の有様ヲ見ルニ、薩摩方ガ

追付討入たらは、何の隙も入へきことならぬとも、薩摩方々も不入、漸々に取立國中相静りぬ、去れハ此度の合戦ニ可然ものハ皆打れ、今に逃ケ残りたる者共ノ耻ヲモシラヌ奴原共、無人まゝに執頭して、吾世の中と振廻へは、いよく賢才ノ者ハ氣ヲ病テソ居ニケル、枉レル上ニハ直き下なし、枉レル士ニハ無直友ト云へハ、散位入道似タルこそ友としよけれ（ヨメゴ）、（ヨメゴ）君ノ申コトヲ用ヒ玉ヒテ人ノ諷ヲモ不顧、野尻源左衛門トテ嬖人ノ財ニ富ル人アリ、何ニテモ珠菓の類を調へ、毎日音信を献スレハ御寵愛他ニ異なり、其外物ヲ可云人ニハ不断賄賂ヲ入レバ、源左衛門か子の吉次とて十三ニ成ケルヲ、是コソ然ヘキものなりとて、老名職ニソ定メラル、其故は評定談合ニ携ル程ノ人利ヲ貪ントスル者トモナレハ、奉行役ヲ若年の人ニ持セ、我俣に執行んコトヲ胸臆ニ含ミ議シケルトソ聞ヘケル、去程ニ佐土原に物言コトハ不絶して、朝ノ非ハ夕ノ理トナリ、夕の理ハ朝の非となり、理非の一決なく、むなしく月日を送ル者多カリケリ、唯國ノ家風ヲ見ルニ、毀譽非善惡シテ、理ハ非善ハ惡として、理非ハ人ノ貧福ニ有シトソ見ヘタリケリ、落書ヲ書テ佐土原・都郡ニ數所

ニソ立タリケル、行直シテ言善者惡之、武略有功者ヲ不事ト、空前忠して拳時譽、只金銀ヲ以調に事不成ト云コトナシ、其頃小路引トテ、佐土原・都郡の馬場ニ路ノ曲行ヲハ直クシ、或ハ又シカシ、今日モ遊山、明日モ遊山、此ニ棧敷、彼ニ柴屋ヲ調へ、徒ニ民ノ力ヲ費シ、今又如子ノ吉次ニ執事職ヲ持セ、山路法元ノ輩執頭ノ事、一々不心得トテ立タルトソ聞ヘケル、落書ニ云、

貴理賤非スルト云モ古ノ道ナリ、

貳タ條ノ角スリツブス非義車、そこ退ケ道理、不義ノ通ルニ、

文ト武トハ猶如車輪、鳥ノ翼トイエリ、

文モ武モ皆絶ハツル國ナレハ、マシテヤ仁義禮智ナシ、

可直政道ハ不直、路次ヲ直クスル何ノ由ソ、

曲むへき道ハ殊更直ニして、すくナル道ハ曲こそスレ、

野村吉次ニハかつけを御副アルヘシ、山路法元ニハ只鷹を御仕ハセアルヘシ、

如此の落書、品ヲカヘ辞ヲカエヘテ度々立タレトモ、

散位入道ノ父子ニカヤウノコトノ有ケルナト、申モノ
 モナカリケレバ、只伊東家ノ嘲ヲ此間ニ觸ノミナリ、
 國の將として横見耳聞なとて、不入やこがましきこ
 とを聞て、改惡事事ハ善ナリ、魯の孔夫子ノ辭ニ言之
 者、是我師也ト宣ヒシ、宜哉、只世間ハ我惡ヲ不責シテ
 人ノ吾ヲ誹ルトテ責之、これ愚の至なりとそ申ける、
 聞ニ無徑、尤聞ヘルハ國ノ政、散位入道ノ無道ノ義ヲ申ニ、
 ノ制令法度ノ誹ヲモテアソフ、散位入道ノ無道ノ義ヲ申ニ、
 神事ノ營トテ、神女巫ヲ集テ一七日モ二七日モ自飯ヲ
 調へ、神舞の舞ひ、眞言禪僧も自ら物ヲ調へ、祈念法
 會ヲ寺役トス、一寺ヲ抱ル程ノ者ハ其課役不少、無信
 心モ祭奠布施モ法會ナリトテ笑モノモアリ、呼鳴笑止
 ト云モ多カリケリ、マタ或時ハ出家ヲ請シ、二拾ノ内
 ノ女房ニ紅ノ薄衣ヲ着セテ宮仕サセ、浅マシカリシ有
 様也、己れ又無故者ノ娘ヲ女官ニシテ妾トナシ、氣ニ
 タガフものともハ裸ニ成テ耻ヲサラシ、夕部ニ榮華ヲ
 見テ、朝ニ辱ヲ得ルモノ多カリケル、或ハ百姓等ノ娘
 ノ夫ニ契約アルヲモ押取ニシテ奉レハ、其夫ハ手ヲ空
 シテ憤リヲモフモノアリ、此等ノ惡行而已ナリ、古キ
 諺ニモ、君ハ愧臣、臣ハ貴君代ハ國長しと云ニ、君ハ
 不愧臣、臣は謾君失社稷之道、殊ニ薩摩の大敵ヲ隣國

625

ニ持ナカラ、斯ル諸行無本意トソ申ケル、

『加久藤小原宗二郎藏 上文略』

一元龜三_壬申年五月四日寅之尅、伊東加賀守殿大將ニ而、

飯野上江筋より加久藤御城へ被寄候、其節搦手鑰掛口
 〆責入候処ニ、城口へ桃山淨慶と申人被罷居起合、父
 子三人戰死、其節城番衆打出相戰、六人戰死、左候而
 敵引色ニ成候を、後陳〆城内人數大勢ニ而不相叶与そ
 んし相乱候を追出、麓川小田渡瀬ニ屯居候、然処ニ不
 動寺之坊主鉄炮を衣之袖ニかくし、陳僧之様ニ被忍、
 敵米良筑後守を鉄炮ニて射落候ニ付、備破候、其時分
 加久藤勢追掛候ニ付、敵木崎原之様ニ敗軍之処ニ、
 惟新様飯野御城〆加久藤御城へ御籠之筈ニ候処ニ、大
 明司二八坂之遠見之者〆、敵ハ最早木崎原之様ニ引退
 申之由申上候ニ付、松水流筋之様ニ御懸リ被成候而、
 於木崎原御備も未相調處ニ、伊東勢寄見候而相懸リ、
 身方騒動仕候へとも、惟新様自身御鍵被遊、敵過分
 ニ打取被遊、身方ニも侍四人戰死之由候、伊東加賀守
 儀者、小木原山中江ほろ變東ニ而將碁腰を懸被爲居候
 を、五代勝左衛門打取之由候、夫より伊東勢崩、小林

之内迄追打、同粥餅田之渡ニ而、柚木崎丹後 惟新様
御手打被遊候事、

右御合戦之節、敵身方戦死人數、數百人之由ニ御座
候、委細之儀ハ相知不申候事、

丑ノ四月晦日

加久藤
伊地知佐大夫印

同 西田八郎左衛門印

同 白坂勘之丞印

同 萩原表左衛門印

右、御記録奉行市來源右衛門殿御越之時分、所由緒書

相調指出可申通被仰聞候ニ付、相調差出候留也、

元祿十丁丑年五月四日

626 「壹岐賀州年代記」

一同年五月四日己丑危日天納日、眞幸・かくとうの城の
かこい御やふり候て、敵少く打て候、此引足に敵つ

き候て大軍有、日州衆大おくれ候云々、

627 同年五月四日、忠平主木崎原の御合戦に軍勞、

大口住人 久富伴五左衛門尉 「一番總トモ、
太刀始共」 遠矢下總守「一番總」

日高掃部左衛門尉

竹下又左衛門尉

瀬戸口八郎右衛門尉重勝 二階堂四郎左衛門入道秀齋
五代右京亮友喜 「友慶トモ、伊東加賀守を討」 有川雅樂助貞眞「後伊勢任世」
川上三河守忠智 鎌田刑部左衛門尉

628

「日向記云」

一眞幸ノ働ハ、辛未ノ九月ヨリ翌三年壬申五月迄九ヶ月
ノ間、飯野ニ着合防戦數ケ度也、然ルニ壬申五月四日、
山東ノ大軍ヲ起シ、大將ニハ伊東加賀守・伊東新次郎
・伊東又次郎・伊東修理進、彼四頭ヲ大將トシテ發向也、
飯野ヲ搦手、覚頭表ヲ破ラントノ詮儀ニテ、伊東加賀
守飯野ノ搦手ニ定テ妙現ノ尾備也、三大將ハ惣軍ヲ引
卒シ、覚頭表ノ麓ヲ打破、敵數輩打取、此競ヲ以テ家
焼而引退キ、又飯野ノ圍少ク踏破リ、敵ヲ飯野城内ニ
追籠、此競ヲ以尾河平迄引退、軍法乱ニ足浪サダチシ
カハ、各詮義而云、備ヲ堅メ引取玉ヘト制シケレトモ、
過半若キ大將衆ニテハ有、下知不相調マチノ云ケ
レハ、薩州勢ノ分際トシテ如何ノ更ヲカ仕出スヘシ、
手並ノ程ヲ見セテシテモノト聲々ニ喚テ、頃モ五月ノ夏
ナレハ、水練ナトシテ時尅ヲ移シケル程ニ、ナシカハ
ヨカルヘキ、薩州ノ諸卒栗野・横川五里ノ間ヨリ馳續

ク、兵庫頭伊東勢ノマチノナルヲ見スマシ、評義ヲ調横入ヲシタリケリ、日州諸大將是ヲ見テ足ヲ乱サス、尋常ニ鎗ヲ合セシ者哉ト、吾モノト突合、火出ル戰

コソ戰ケル、俄軍法調兼、薩州勢ニカケタテラレハヤ

リキリタル若侍、數ヲ盡シテ討レケル、伊東加賀守・

同修理亮人數ヲマツメ引退ク、然ルニ誰々ハ討死、誰

某殿ハ生死不知ナト々、追々ニ告來リシカハ、老功ノ

勞モ馳返々々討死ヲ遂ラレケル、中ニモ伊東源四郎討

死ト告ケレハ、伊東加賀守聞玉ヒ、今ハ誰カ爲ニカ救

ントテ取テ返シ、自眞先ニ進、島津兵庫頭ヲ目掛テ、

敵ノ眞中ヘカケ入討死ヲ遂玉フ、大將ケ様ニ有上ハ老

若上下ノ弁ヘナク取テ返シ々々、皆討死ト聞ヘケル人

數ヲ討ス、

大將相州息 伊東新次郎二十二歳 郎從十五人

大將 伊東加賀守 郎從六人

加賀守息伊東源四郎 郎從四人

大將掃部息 伊東又次郎廿五 郎從四人

伊東左右衛門

長倉六郎三郎十九 郎從六人

加州弟 伊東右衛門佐十九 郎從二人

清武地頭 長倉伴九郎廿五 郎從二人

右弟 長倉半十郎

都於郡衆 長倉主殿介

長倉四郎兵衛

佐土原衆 佐々字津助八郎

都於郡衆 荒武小次郎

荒武惣右衛門

荒武彦七

山東惣奉行落合源右衛門三十七 郎從八人

都於郡衆右弟落合弥九郎

清武衆 落合織部助

落合源八

都於郡衆 落合藤吉

落合新五郎 郎從三人

清武地頭 別府宮内少輔四十一 郎從二人

三山野久尾地頭 米良筑後守 郎從二人

坪屋地頭 米良休助

米良尾張守 披官一人

米良民部少輔

野村新左衛門

都於郡衆 落合又九郎

内山衆 野村七郎

同四郎兵衛

同藤次郎

同源七郎

同右近丞

同三郎兵衛

都於郡衆 長倉織部佐

長倉源八

稻津九郎次郎

三山衆

北原又八郎

橋口形部丞

紙屋圖書助

三山衆 肥田木孫左衛門

土崎地頭 肥田木四郎左衛門

土崎衆 由地又三郎

都於郡衆 由地又三郎

右同 同宮内少輔

右同 壹岐珠帝

右同 尺迦部市之助

役者也

財部衆 江之戸左近

河崎主稅助

都於郡衆右弟同河内守

佐土原衆 弓削伴九郎

内山衆 柚木崎丹後守

三山衆 吉野監物

三山衆 野守玄秀

佐土原衆 福永四郎兵衛

同清左衛門

日知尾衆 同又八郎

同周防守

同新次郎

使者 同丹後入道周岱

同又四郎

多田紀伊助

同宮内丞

持原甚左衛門

右弟 同越中守

日知尾衆 福永孫右衛門

三山衆 丸目兵庫丞

同 宮崎安房守

丸目次郎兵衛

土崎 同 典内

佐土原衆 佐土原八郎兵衛

河野善七

被官二人

都於郡衆 築瀬織部助

都甲兵部丞

日知尾衆 中村壹岐守

大塚八郎

島山主水

永峯弥四郎

坂本右馬助

同七郎二郎

財部衆 須田右衛門丞

肝付与八郎

井上藤七左衛門

宮崎衆 尾脇宮内丞

後藤九郎左衛門

同助七郎

綾ノ中之坊

萩原先達 肥田木薩广坊

猿瀬丹後守

福崎三郎五郎

曾井衆 米良右近二郎

清武衆 落合弥八郎

被官一人

三輪四郎三郎

伊東加賀守ニ付

以上凡貳百五十人内、面々衆九十六人、御一家大將分五人、

大崩ノ時各遺言之夏

一伊東加賀守殿へ息源四郎殿討死ノ由告來折節、坂中ニテ敗軍ノ士卒ヲマトメラレシカ、取テ返シ兵庫頭ト鎗ヲ合セントセラレシヲ、持原甚左衛門馬ノ口ニスカリ、且那殿討シ玉ハ、味方一人モ遁マシ、是非引セ玉ヘト諫ケレハ、加賀守殿イヤトヨ遅速コソアラメ、入道殿今ノ御政務ニテハ生残ル者ハ有マシ、セメテ愚息源四郎命全クツレ歸ラハ、源四郎ト諸共君前ニ於テ命ヲ捨、入道ヲ兎モ角モナシ奉レト思シモ、源四郎討死セシ上ハ、誰ヲカ人質ニ國ノ爲御家ノ忠功ヲ立ンヤト云捨、終ニ戰死ヲ遂玉フ、持原モ聞アヘス、誠是國家ノ滅亡スヘキ先表也、命ナカラヘ却テ憂ヲ見ンヨリハ、

此殿ノ供ヲシテ、一ツ枕ニ世ヲ早フセントテ、同討死ス、

一清武地頭兩人ノ長倉伴九郎討死ト告來リシカバ、同地頭別府宮内少輔吾モ同前ナルヘキニ、遅リタル口惜サ

ヨトテ取テ返シ、伴九郎討レシ備ヲ聞テカケ入討死也、

一都於郡・佐土原ノ若衆不殘御討死候ト告ケレハ、佐土

原八郎兵衛是ヲ聞、吾宿所計淋シカラシニ、吾妻子ニ

モ泣セント是モ取テ返シ討死、是ハ道雲ノ弟也、

一荒武小次郎兄弟一所ニ有ケルカ、在所ニ形見ヲ送り、

討死セント云ケレハ、弟云、夫武士ノ戰場ニ趣クニハ、

三ツ物ヲ忘レサレハ忠功成カタシト、承ルニ、此急難

ニ及ヒ妻子ヘノ記念、後嘲イカ、ト制シケル、兄云、

イヤトヨ、夫ハ戦功ヲ立ント欲スル時武士ノ嗜トスル

掟也、既ニ戦死ヲ遂、世ヲ早く去テ憂ヲ見マシキ爲、

潔ク敵ニ向テ、一人成共敵ヲ多ク亡、焰魔王ノ土産ニ

センスル時ハ、常ノ心迎ヘテコソ武士ノ仁ト勇トノ心

掛トモ謂ツヘシト有ケレハ、至極エツボニ入テ、サア

ラバトテ、カウカイニ齒形ヲカミ付テ、童ニ持セ古郷

ヘ送り、兄弟靜ニ取テ返、敵數輩討取終ニ討死被申、

難有勇士也、

一祐兵公ヨリ眞幸表ヘ、爲使者福永丹後入道越玉フ所ニ、

御使トハ有ナカラ、マカリ歸テ可申上調ナントテ、敵

中ニカケ込討死也、

一柚木崎丹後守ハ、常々力量不通ニ越テ鎗打物取ニ達者

ナリシカ、此乱ニモ兵庫頭ヲ心ニ掛、羽武者ニハ目ヲ

カケス、敵勢ニ破テ入、手本ニ進ム者ヲハ打ハラヒナ

ギタラン、須臾ニ變化シテ戦シカハ敵ヲ近付者モナク、

其後ハ味方ノシルシヲカナクリ捨、敵ニ紛入シテ兵庫

頭ニ近付鎗ヲ合、今ハカウト思イシニ、兵庫頭恩願ノ

士共前後左右ヨリ取圍ミ本望達セス、名誉ノ討死遂シ

ト也、

一其日、役者ハ壹岐珠帝ニテ有シカ、味方軍勢敗北ト見

テ、則原中ニ討死也、

一ケ様ニ各取テハ返シ々々討死有上ハ、國中ノ武士大形

残ルマシキニ成行ニ依テ各制シ、三ツ山・野久尾地頭

筑後守某殿ヲ致シ、味方ヲ助ケ申サントテ、郎従并相

隨手下ノ健ヤカ成士卒三十四人ヲ二ノ手ニ分ケ、道ノ

ツマリヲ見計ヒ、左右ニ備ヲ固メ、追來ル敵ヲ三四度

追返シ、加之、敵數十人討取、時尅相移ル内、諸勢心易

ク引取ケル、其後イサ精力ノタヌマサラン、其内志ヨ

629

『上野隼人覚書』

一元龜三年壬申五月四日ニ者、從伊東方催軍衆、加久藤江差通大明寺椿を打破候之時、兵庫頭ハ飯野衆召烈御續之時、今日者敵を追討と被仰出候也、兵庫頭ハ木崎原之大道ノ溝ノ上ノ辻橋之本ニ小高キ所ニ相効ニおし

ク討死セントテ敵中ヘカケ入ケレハ、敵ハ四方ニバツト散ル物モ面白キコトカナトテ、大手ヲヒロケ追マツ「本ノマ」リ、終ニ忠死ヲ遂ラル、古今無類ノ忠臣タリ、
一五月四日己丑日午尅、覺頭ノ麓破也、其日滅亡日、殊ニ方手惡敷由壹岐珠帝堅ク制シケレハ、君子ノ血氣ニ任セ各被申ケルハ、軍頭ニ趣ク若者共カハウテハナシカハヨカルヘキ、吾々ハ只走テカ、ラントソ笑ハレケル、不及是非仕合ト也、

一右覺頭大崩後ハ、佐土原安宮ニ前々ノ起請文、又此度各起請文被籠置候ヲ取寄引合セ見玉ヒケルニ、前書大ニ相違セリ、以前ノ前書ニハ、先掛申間敷亶并諸大將ノ下知相背間敷亶トアリ、此度ノ前書ニハ、未練申間敷亶并一ツ枕ニ討死可申亶ト書レケル、不思議也シ亶共ナリ、

630

『谷口宮内左衛門覚書云』

立、御腰ヲ被掛て御下知也、敵伊東方ハ木崎原ノ坂ノ上ニ引上リ、皆一面ニ膳をさしたへ候也、其堺五度も拾度も追ツまくつツ敵を殺人數々也、打はまる人も有、懸合之合戦者筆ニも不及無比類物語也、中ニも上野隼人佐ハ伊東方之大將米良筑後守三拾九才之人ヲ打取テ、誉名之分捕も忝も御意之御座候事也、然ハ敵之勢ハよわくと戰場を捨て曳也、其儘ニ小林名郡迄追攻て、敵之頸數々取て飯野へ揃來ルハ目を驚計也、

一元龜三年壬申五月四日に、伊東より飢肥・加久藤へさし通り一戦仕候處ニ、兵庫頭忠平様大將にて、伊東新二郎殿・同名加賀守殿を始として、一家一門合五百余騎被打取、勝吐氣を被成候事、

631

『長谷場越前日記』

一元龜三年也
一同五月四日ニハ多勢を以て寄來る、城内衆ハ出合て手を碎き致防戦処ニ、飯野の御下知なり、於此度ハ諸天諸神も御照覽、善惡御太刀を可被成御誓ひとて、先手の御人衆打出せとの命儀にて、義弘様追付御馬を被

出て、時を不移木佐木原を横入れニ懸ケ切らせ玉へハ、敵も大軍に思取り、伊東又次郎・落合源左衛門尉此外宗徒の軍兵ハ三千余騎の者共が切て懸る処を、御前ニ罷居る兵もの我先ニと進ける、其中ニ鎌田大煩助(次)と名乗て軍勞を致し宛、則戰死を被遂、相續ク兵ものに野田越中坊・曾木播摩守手柄を碎きて戰死也、大口の住人ニ久留伴五左衛門尉と名乗てさし合て太刀打す、此外の軍兵も我もく^くと防戰、今を限りと戰へ共、敵猛勢攻懸り、即軍場を切り崩す處ニおいて、武庫様之御太刀を被召宛、かたき多勢の最中ニ切て入せ給へハ、御供の兵ものも前後左右ニ切りて入り、敵も味方も今を限りと見得てけり、義弘様の御威光と御太刀さきのはけしきニ寄手のかたきハ打負て、伊東又次郎・落合源左衛門尉ハ無類戰死也、懸りける處ニ古陳原に伊東加賀守・同新次郎三千余騎之勢にて堅らる處ニ、飯野衆ハ本口より討出られ、有川雅樂助を先として、宗徒の兵もの三百余騎ニハ過さりけり、爰を専度とさしあひて我先にと合戰し、伊東加賀守父子二人・同名大煩助(次)太刀下に討死す、其の敵は引崩す、去程に伊東修理亮・同名右衛門尉三千余騎ニ而本知原ニ指勘へたる處

ニ、川上參州・鎌田刑部左衛門尉・有川雅樂助此外宗徒之兵ものハ義弘様の御供を仕り、無異儀敵ニ指合て手柄を致して切崩し、三里計の道法を御懸詰させ給へハ、伊東衆も難遁哉思ひけん、指勘へて手を碎き合戰を致といへ共、亦爰ニ義弘様攻入せ給ひて御太刀を被打せ、其場ニおひても御高名有りけれハ、御供之兵ものも各分捕り仕り、いさめる事ハ無限、扱又伊東修理亮・同名右衛門尉ハ未練して小林にそ遁入りぬ、日州之人々ハ無余儀戰死を被遂、又ハ手負も數不知、残り少く被討果、死人之伏居る有様ハさんを乱せる如く也、御太將義久様相並て義弘様之御武運を恐ん人ハなかりけり、末代之爲ニとて、木崎原之合戰場ニおひて陸地藏を被立置、往來之人々ハ老若男女貴賤都鄙念佛廻向し通りけり、懸りける事共を諸國之人衆の申せしは、薩隅日之主將之御信心の故ぞかし、神を敬ひなされ者、御運の添とそ見得にける、佛事勤行ありけれハ御繁昌ハ無限り、彼是目出度世中ニ住る民の竈ニハ、朝夕烟厚くして、袖をつらねて出入之砌り豊なる御世なれや、古への言の葉に、高き屋に登りて見れハ、烟立民の竈ハにきわひにけりと、そひ慮にかけまくも忝く聞得け

る、彼趣をたくへつゝ、國土安全萬民の喜ひ申計り也、

薩隅日三州之太守島津修理太夫義久之御舍弟嶋津兵庫頭

忠平、後義弘公、剃髮ニ而
惟新公与御改名永祿七甲子年、義久公之依命、北

原氏か旧領眞幸院吉松・吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林を云尔を給り、日州伊

東家を御押への爲、十一月十七日、飯野之城江御移にて、

天正十八年迄御在城、同年六月、栗野之城江御移り、文

祿元年迄御在城成り、初は加久藤江新城を御構へ御在城

有しか共、小林迄ハ伊東領成し故、敵城近ク飯野之内ニ

一城を御構へ有て、忠平公御在城、御夫人は新城江被成

御座しとなり、然る処永祿十一戊辰、伊藤氏求广之相良

家と心を合、飯野御城之向桶比良又田原
陳と云、所へ八月九日

陣を取、此時加久藤・馬関田之百姓共敵に組し、飯野之

御城を責んとす、此事洩聞得しかは、忠平公飯野之御城

弥堅固ニ守らせ給ふ、伊藤方ハ隙を伺ひ候といへとも、

堅めのおろそかなけれハ互にせり合も成りしに、伊藤陳

所桶比良ハ北原ニ當り、本地原と云所に深き古溝有て人

數を伏すへき所成る故、忠平公御知謀を以、霜月の比、

遠矢下總守・黒木播磨主取ニ而數多人數を夜の内に伏せ

被置、夜明て本地ハ桶比良の方江鶉狩に出立、是を見て

適な討取れとて、右往左往に討て懸る、鶉狩の人々ハ此

跡を見るハ引返し、本地原の様に靜に引取しかハ、伊藤

勢ハいきほひにかゝりて、黒木・遠矢か伏たりし所迄追

たりしかハ、黒木・遠矢おもふ圖に敵をやりすこし、伊

東勢の後ハ相圖をなして切てかゝる、伊東勢おもひかけ

なき敵に跡を取切られ、猶豫する所ハ無二無三に切てか

ゝれば、鶉狩の人數も返し合引包て戦ひ、敵數多討取た

り、田原陳ハはるか間もあれハ續ても間に合す、田原陳よ
り本地口

迄拾三町
四拾間有夫よりせり合もなかりしに、伊藤勢一夜に陳を

引拂飢肥之様ニ歸陣す、是ハ大膳太夫義祐主日州飢肥
之城主、嫡

子御卒去到來の故也、然る所に元龜三年壬申五月三日の

夜、忠平公御日待遊し多人數伺公有しに、曉方に成りし

比肥後民部用て外へ出る、加久藤の方を見渡は夥敷火之

氣有し故、則忠平公江言上す、是により公を初め御座江

伺公の面々御供し、西之原の岡より御覽あるに、失火と

見得て炎頻に立けり、何れも不審の折節、上江死苦村の

藤元丹波と云者走來り、伊藤勢と見得て數千之人數、只

今加久藤の様ニ通りしと言上す、死苦村と云ハ飯野御城ハ武拾
六町余、小林ハ加久藤の通路

上江筋の下也、夜中誓の夥數聞得けるに、氣を見けるに多
勢加久藤を差而押行ける故、伊藤勢と心得、言上すと云なり、忠平公聞

召れ、扱ハ伊東が責る放火成るへしとて、則御歸館にて、諸方之御手當を被成けり、先一手ハ加久藤後詰たるへし、五代勝左衛門ハ一手を卒し木崎原の脇野間門江伏すへし、鎌田官栖ハ一手卒し加久藤御城前を通り、木崎原の後鳥越が懸るへし、村尾源左衛門ハ一手を卒し敵の歸路本地原の古溝伏兵致すへし、扱又二八坂の近方諷方山横尾八幡山江旗計を立、人數の扣へたる風情を見すへしと下知し給ひ、四五拾騎を引卒して走向ひ給ふ、御城本丸の後が新城續たる臺に、本道よりハ通路有、是を御通り有て、加久藤の後江遠目塚迄越しさせ給しに、番人ハ敵ははや木崎原の様に引退と申上けるにより、二八坂より野谷筋を御掛成ル、伊東勢ハ三千計、伊東新次郎・同又次郎・同加賀・落合源左衛門ハ大將ニ而、近方の在家江火を懸け、加久藤御城江押寄る、搦手の方江鎗掛口とて本丸通したる小瀬戸有、此道を如何して知たりけん、加久藤御城夫人御在城ニ而、小人數成りしと也、召仕れし女失有て暇を給へ、忠平公御しに、此者伊東方ニ忍ひ行、鎗掛の細道をおしへしと云説有、夜半過鎗掛の瀬戸の入口迄押寄しに、此瀬戸口ハ^{「津渡」}桃山常陸坊と云ふ山伏一家内居住したりしに、常陸坊敵の不意に寄たるを知り、父子三人切て出、多人數扣たる風情をなし、續や者共とさけび、伊東勢さへ相戦ふ、伊東方大勢也

といへとも、小瀬戸ある故纔三人にさへられしばし戦ふ所ニ、此騒き新城江聞得、城の人數も續合防戦ふ内ニ夜もほのくくと明たり、然るに加久藤西外城番代りの者共、此事を聞追々に走來りしを見て、伊藤勢木崎原の様に引退き飯野の方を見渡は、諸所へ手當有氣色なる故、白鳥山江引退き小林之様に歸らんとて白鳥へ登らんとする所、座主光嚴上人門前者又ハ浪人者などを相催し、多人數坂を下り責かゝる、夫故白鳥山へ登る事も難叶、南木場を差て登る所に、山を下り數千之敵追かゝる、南木場ハ田原陣がハ東ニ而、是を登れハ山のまゝ小林へ通る道有、此手の味方知れず、一色白仕度之武士と伊東勢の目ニかゝりしと云々、飯野の方江ハ諸所へ旗を立、多人數手當も有と見得しかハ、伊東加賀申は前後左右敵引包たり、かゝる時節退へきと思ふ心底、甚未練の至り也、各死を究よと木崎原江与引返す、此時忠平公木崎原向の川瀬を御渡り、急に御かゝり有し故、御備しとろになりしを、敵ハ岡を下り士卒をいさめ、必至と究切てかゝる、御先衆三角田邊ニ而押立てるにより、御旗元より久留半五左衛門・遠矢下總先登して、富永刑部左衛門・鎌田大炊・野田越中坊・曾木播磨火水に成りて相戦ふ、然る所長峯弥四郎と云ふ者敵軍が抽來りて下總と戦けるに、竹下又左衛門・瀬戸口八郎

左衛門續合せ、終に長峯か頭を得たり、加治木家中曾木甚左衛門家來名嶋良性房

由緒之書付ニ當り、曾木播磨木崎原御會戰の時、忠平公嶋弥右衛門候し、御楯持候者矢當りける故、播厂家來右之山伏か祖父名嶋弥右衛門走來り御楯を持居候、其別敵壹人長峯弥四郎抽來りて、忠平公御甲を切廻し、弥右衛門頭ニ切付、強敵ニ而御難儀之御、曾木播磨・鎌田大炊・野田越中坊・富永刑部左衛門四人進出、三角田と云所ニ而戰ひ、播廠戰死仕候得共、弥右衛門事ハ御楯を爲持故、主人の戦死を見ながら、播廠非御楯を持居たる、敵味方入乱れ戦ふ、敵將伊東新次郎忠平公進懸る、忠平公鎧ニ而御會戰、無程新次郎を御突伏、其外御手自多人數を御討留、諸卒を勵し戦ひたまふ、味方ニも

鎌田大炊・野田越中坊・富永刑部左衛門・曾木播磨、三角田邊ニ而戰死す、新次郎を御突留候時、暫く御腰を被掛候、御休給石有り、御會戰之所ハ六地藏有り、敵

必至に極たる戦ニ而、味方ニハ小勢難防折節、加久藤江被遣たる加勢の人数追々續來る見て、敵色めき小木原の方江引行を、鎌田官栖鳥越る横合に責掛り、野間門の伏として被遣たる五代勝左衛門も起し合、伊東勢の中に取籠

め散々ニ伐崩しけれハ敵敗北、味方勝に乗て上江筋を追打田原陳を責落す、木崎原が追立られし人数田原陳跡ハ逃入し、鎌田官栖是見て、直ニ彼陣ニ責入、敵少々打立られしと也伊東加賀を五代勝左衛門討取、其子源四郎・伊東大炊・落合源左衛門も討れぬ、味方有川雅樂助貞

眞・川上參河忠智・鎌田刑部左衛門進みすゝんで戦ひ、引取敵を追討ける所に、本地原に至りて村尾か伏兵起り、又散々伐崩す、忠平公は只壹騎敵を小林之内貝餅田に至

り給ふ時に、敵貳人歸し合せ忠平公に向ひ來ル、柚木崎

丹後守と名乗、壹人ハ名を忘れ、比田木玄齋忠平公嶋津兵庫頭と名乗給ひて、終に貳人を討取給ふ、傳曰、丹後馬上より引て忠平公ニ

向ひ矢を放んとす、其時島津兵庫頭と名乗らせたまひければ、いかゞおもひけん、馬より飛ており弓を伏て畏るを、忠平公御突伏被成しとなり、其御鎧ハ城州長吉、ほの長さ壹尺三寸五部、三角にて裏にくりからの切物、八幡大菩薩之文字有り、御讓物となりて、御兵具所有、且召れし御馬、丹後を御討被成し時兩膝をつきける故、首尾能御討被成

たるにより、此御馬膝付栗毛と名付給ひ御秘藏被成、八拾余歳迄存生なり、此御馬死て帖佐龜泉院江葬り石塔有、丹後ハ伊東領内去川之領主なり、忠平公上方も御下國之時分、日州六之原ニ而丹後か事被仰出、其勇敢なる事を御咄被成、子孫を御尋被遊けるニ、柚木崎次郎右衛門と

云者、右丹後か子孫と号し罷出ける故、高貳拾四石九斗を被下、高岡へ被召置けるに、又丹後と云者、右丹後か孫と申出入組ニ成り、柚木崎丹後理運に究り、次郎右衛門に被下置し高を御取揚、丹後に給り穆佐ニ被召置、柚

木崎平右衛門とて有之也、貝餅田ハ先ハ敵地なる故、彼所迄御追留にて御歸城なり、其日討取首數貳百九拾六、

其外切捨敷を不知、名有土迄を此末に記す、

一野間門之伏勢、鳥越よりの横合、本地原の伏勢皆味方

の利有、又諏訪八幡之社地江見勢旗之事、諏訪ハ飯野

御城江不意ニ責掛るにしてハ、此諏訪の邊を通して敵方

大に利有、又横尾の八幡ハ飯野御城ハ東ニ而、小林通

路本地原邊ハ纒之道程、御城ハも遠からざる所故、不

意ニ責懸るにしてハ八幡之邊を通るへき所なる故、手

當爲被仰付となり、

一木崎原戰場ニハ六地藏之石塔有、其所を三角田と云、

太刀あらし細溝有、是を今は太刀洗川と云、木崎原有、

南之方江少し高き野有、其南は小木原と云、右は鞍津

輪村野間門と云民家有、左は今田地也、小林ハ加久藤

の通路以前ニハ上江筋ニ而有しか共、當時ハ飯野麓を

通り加久藤江參る様ニ本道直り、上江筋脇道となり、

道程も少しハ遠き故、上江筋往來ハすくなきとなり、

一田原原は飯野御城ハ南之方廣野ニあり、南之方計小き

尾筋の小道續き、其外ハ深谷・飯野に向ひ、一筋敵付

の口有て要害堅固なる陳城なり、飯野御城より壹里一

町貳拾五間有り、

伊東方戦死之人數

惣大將佐土原
領分三百伊東新次郎五人
町相模息

掃部息之
都住 伊東又次郎

大將佐土
原住領分
貳百町

伊東源四郎

加賀弟
都之郡住

伊東季右衛門

伊東右衛門

播磨孫 長倉六郎三郎

日向惣率
行領分貳
百町 落合源左衛門 披官 六人

荒木小次郎披官六人

長倉半九郎

清武住
貳拾五丁 別府宮内二人

三山野久
尾地頭領
分十二町 米良筑後

樺山太郎次郎

佐土原住稻津四郎次郎

都之郡衆長倉主殿

野村新左衛門

都之郡衆荒武宗右衛門

伊東一家
佐土原衆 佐沢津助八郎

三山原伊
勢子領分
十二町 北原又八郎

つぼやの
地頭十二
町 米良久助

都之郡衆
七丁 野村七郎

落合又九郎

野久尾衆橋口刑部

三山衆 紙屋圖書

三山衆 肥田木孫右衛門

都之郡衆 落合弥九郎

都之郡衆落合織部

右同 落合源八

右同 湯地式部

湯地宮内 小者 一人

右同 湯地式部

湯地宮内 小者 一人

右同 しゃか部市作

佐土原衆 壹岐珠臺

財部衆 江之本左近

佐土原衆弓削半七郎

須木衆 吉野堅助

佐土原衆福永四郎兵衛一人

福永因幡

多田紀助

中野左衛門

餅原越中

内山衆 野村四郎左衛門

大進次郎一人

求磨佐土原浪人 長倉四郎左衛門

佐土原衆稻津又三郎一人

都之郡衆佐土原八郎兵衛

右同 築瀬織部

山け衆 都く地兵部

脇屋衆 中村壹岐

財部衆 落合新五郎一人

右同 小森民部

長倉六郎三郎一人

三種衆 中村宮内

中山衆 野村三郎兵衛

内山衆去川之役人 柚木崎丹後一人

坊主野妻 野盛源秀

福永清左衛門

とさき衆肥田木四郎左衛門

都之郡衆湯地又三郎

餅原甚左衛門

都之郡衆川崎河内

米良尾張一人

三山衆 宮路安房

都之郡衆丸目兵庫

稻津四郎次郎

廿二丁 河野善七一人

福永九郎次郎

脇屋衆 福永又四郎

内山衆 野村源七郎

財部衆 大塚八郎

富山主水

福永新次郎

都之郡衆落合藤六

〔重出〕 脇屋衆 福永又四郎

野村左近

丸目次郎兵衛

坂元右馬

財部衆 深田右衛門

井上藤七左衛門

肝付之使者 福永丹後

高原衆 曾我甚五郎

都之郡衆長峯弥四郎

後藤九郎左衛門

福永三郎五郎

かい田衆河崎主税

清武衆 宮内民部

箕納地頭 飯田肥前

壹岐民部

伊鹿倉將監

佐土原住伊東惣右衛門

中倉四郎兵衛

清武住 別府甚七郎

七十五丁 佐土原住壹岐弥太郎

脇屋衆 福永孫右衛門

米良民部

とさき衆丸目典膳

坂元七郎五郎

鉄肥衆 肝付与八郎

鈴木又次郎

内山衆 野村藤八郎

宮崎衆 尾脇宮内

荒武彦七

後藤助七郎

綾中之坊

三山地頭 落合兵部

五十丁 鉄肥衆 荒武右衛門兵衛

平野民部

黒木將監

佐土原 伊東權助

廿五丁 佐土原四郎兵衛

清武之住 中倉久九郎

八十丁 佐土原住福永刑部

右同 餅原安藝

佐土原住野尻右馬介

都於郡住中倉駿河

右岡 深川源兵衛

山下住 武井式部

川崎肥前

都之郡住小早川弥左衛門

三の山地中村筑前

上岡 平治部左衛門

清武 實相院

木根住 福永四郎左衛門

三の山住橋口半七郎

上岡 甲爪民部

肥田木越中

門川之住中村新左衛門

塩見住 右松四郎三郎

御門將監

伊鹿倉善右衛門

附録

一御歸城之節、飯野麓女共粥を煮、丹荷に入柄杓を添、

横尾之邊迄持参りけれハ、忠平公甚御機嫌能、御馬上

ハ被召上しと也、

一木崎原御合戦最中、求摩ハの加勢人數五百計彦山ヶ嶽

迄寄來り、飯野の方を見渡すニ、木崎原ハ白鳥迄一面

に白旗をなひかし、島津方之勢諸所江雲霞のごとく見

得けれハ、求广勢案に相違し、我先にと求摩之様に引

取けり、是誠之白旗にあらず、白鷺多くむらかるを、

或書云、此合戦前、伊

東義祐主ハ求摩之相良家へ伊東加賀を以申越給ひしハ、多年島津と戦陳し怨を散る存念有といへとも、嶋津強敵故勝利を得たる事もなく、度々味方の負を取し故、此度大軍を催し、是非島津の居城へ押寄、十死一生之の合戦と宛れり、御隣國之好ニ御加勢を頼と有しかば、相良家内談之上、御合戦の時日御注進次第ニ、後詰ニ可罷成と之答を聞、加賀は則歸國し、飯野・加久藤へ間者を入、兩城之間を實んと窺ひけるなり、

一村尾源左衛門伏勢の合圖として、本地原上之岡より富

永万左衛門与云土壹人居たりし、木崎原ハ追立られし

敵餘多、万左衛門か伏たる所を差て逃登る、万左衛門

壹人にての勝負ハ叶かたかるへきに、不圖智略を以、

鐘先キ赤き手拭を結付立上り、後江見歸れり、かゝれ

くくとよバわりけれハ、岡を越んと心差したる敵共、

岡之上伏有とおもひしにや、右往左往に岡よりおりて、

本道差て落行ける故、皆村尾か伏たる所へ悉逃入、被

討しと也、

一上江村死苦村江彦六左衛門と云者有て、永祿年中ニ而

も候哉、何方之者共不相知、右死苦村江頼病者壹人參

り居、晝は袖乞に出暮に歸れり、夜は書物を見る鉢、

彦六左衛門無心元相おもひ、かの頼病者袖乞に出たる

跡より忍ひて見るに、袖乞ハ不致、山々谷々道程杯ニ

氣を付たるにより、彦六かの頼病者を殺し懐を捜しけ

るに、守袋の内に三位義祐主ハ間者に被遣、首尾調し

後ハ數ヶ所領地を遺すとの書付有しかハ、首と共に此

書付を飯野江差上しと云り、癩病と見得しハ、身に漆

を塗り煩之様に見せしを、殺したる跡ニ而願れしと也、

かゝる次第も有て後、木崎原御合戦前、伊東勢加久藤

江押行ける注進、旁忠賞により御高百石を被下、于今

格護致す次第此末に記す、

右百石ハ、間者を殺したる時被下候と云説も有り、

上江死苦村江被下置候田島左之通

一田壹町五反

飯野

一島拾壹町七反三畦拾歩

同所

右貳行田島、飯野上江村之内ニ被下候、右島之内に

家作居申候、右通り手廣御座候故、當分荒地ニ罷成

候も有之、田島共ニ死苦村作職仕申事御座候、

一田三反六畦拾八歩

小林

一島四反貳畦廿四歩

同所

とびす
岡松居屋敷
一田三反

眞幸
吉田

一島貳反貳畦拾八歩

同所

一田壹反貳畦廿四歩

加久藤

一田貳反貳畦

吉松

一島五畦拾歩

同所

一田三反

栗野

一島貳反壹畦

同所

右者、飯野死苦村江爲忠賞御高百石被下候訳ニ付、日

外御咄申上候處ニ、内五拾石ハ眞幸於吉田被下置、五

拾石者飯野江被下置候与申上候者、私存違ニ而、右之

通於諸所地免被下置候、死苦村之者共于今所務取納仕

申候、右田地之儀、惣而上田之由承申候、飯野江有之

田島ハ、死苦者共自作仕申候、御高百石之御目錄頂戴

仕居候得共、二三代前ニ紛失仕候由、右之田島、先年

大御支配之砌も御構無御座外地ニ而御座候、右尋被仰

付候ニ付、死苦村之者共江相糺、右之段早々可申上之

処ニ、右之訳委細爲存者、此間他行仕、近き比罷歸申

候故及延引申候、此旨可然被仰上可被下儀奉頼候、以

上、

亥九月十六日

飯野慶
秋丸佐太夫

加久藤地神家督三徳覺書付

一當寺第二世、童名菊一、後眞成、又三寶院与申候を、寺

之院号ニ而師々継渡之名ニ而御座候、惟新様眞幸御

在城之砌、飯野ハ御本丸、加久藤ハ二之丸ニ而、御前

様ハ右二之丸新城ニ被遊御座候ニ付、三寶院眞成折々

御前ニ被召出、難有御意被仰下、其以後永祿十二己三月十六日、菱刈・那答院右兩院表江御取掛被遊思召之砌、眞幸・吉田弓場之邊ニ而被遊御首途候節、鎌田刑部左衛門殿を以御前ニ被召出、御夢はんし被仰付候、則答ニ眞成申上候ハ、弥御勝とはんし奉り候由申上候得ハ、惟新様より、弥御勝とハ如何与御意被遊候、眞成申上候ハ、御召之軍馬之足三ツ折候と被遊御覽候御夢、御馬之足折候ハ、自御勝ニ無疑と言上申上候、尤最上之大吉日、今日御取掛之御首途專一之御事与申上候、其通菱刈兩院皆々御手ニ入、御喜悅被遊候、其節迄ハ菊一与申候得共、眞成と改名被仰付、則御礼申上候事、

一同年五月迄、菱刈兩院蜂起御取鎮被遊、御歸城之節、眞成御前ニ被召出、其方事三寶院師ヲ傳來ニ而候得共、宮方江差合候間、智仁勇之三徳を兼備と申事有之候間、三徳与御改被下候而、眞幸五ヶ所家督被仰付候、夫ハ御當家御武運長久之御ハ大光神供・地神供御札、今以御屋形へ直ニ差上來候事、

一眞幸御在城之貳拾七年之内、段々難有上意被仰付、大口表新納殿江御使ニ參り相勤、其外伊東方江間者被遣、

彼領内ニ差入、永祿之比ハ天正初迄方々江參り滞在仕、聞番相勤申候、盲目故彼方諸士共差免、無遠慮ニ咄仕聞せ申候由、右聞付申候事共ハ、内山之野村備中守宿城ニも參り、須木之米良筑後居城ニも參り、野尻之福永氏、又者綾之中之坊・伊東城元、其外方々江差入爲參事候故、眞成御取會之節御心入ニも相成、隨分御考ニも相成申候由、其上度々御前江被召出、御占被仰付候、段々首尾能始終御運強被遊御座、於木崎原伊東家御取會候基ハ、飯野之内田原と桶か平ニ伊東衆陳を被取候、其砌、惟新様飯野御本丸ハ御一句に、伊東殿薩摩軍者桶ヶ平、与被遊候へハ、眞成御側ニ罷在候而、則座に、飯野ほしさに帯のゆるさよ、と乍憚付句申上候得者、惟新様以外御快悅被遊、扱々氣之逸物之座頭かなと、則伊東調伏仕候様ニ与被仰付、難有御意御座候、其時分外ニも内小野寺相模坊江調伏被仰付、針を埋伊東陣所へ調伏被申候、眞成ハかうふり宇都之頭ニ城を築、右城内大光神供・地神供を以、惟新様之御武運長久を奉祈念、伊東方江六字之法を以調伏仕候、ヶ様之奇特ニ而も候哉、伊東殿在陳中出火怪事持有之、自國ニハ同姓修理殿死去、又者嫡子之義益稻荷社内ニ

而頓死被申候由、段々不幸有之、終ニハ利を失ひ被申候、殊更木崎原御合戰之時、白鳥大權現之御方便、座主光嚴上人家中之者召烈而之御働、味方諸士村尾源左衛門・五代勝左衛門・鎌田大煩(吹)・遠矢信濃守・曾木・黒木・谷山・小川・吉田・川上三河守・同助七・吉富・仁禮・別府、其外過分之人數働ニ而候得ハ、御旗本無勢ニ而候得共崩立候、大將伊東加賀守祐安・同姓新次郎殿、兩大將士卒ニ下知して木崎原之切所ニ防ぎ、互之大事有之候、然共新次郎殿 惟新様御自身御鐘を以御討取被遊候、加賀守殿事ハ、五代勝左衛門組下、澁谷上總守榮國・同軍八、重直兄弟ニ而討取被申候、大戰之場ハ太刀洗川之邊ニ而候得者、家名大分之由ニ候、此御勝利偏ニ白鳥大權現之方便、調伏奇特与御意被遊候、白鳥へ御奇進明(白)ケ日ニ而候、内小野寺江も有之、三徳ニも御奇進有之候得共、盲目次渡故、三徳方ハ紛失仕候事、

一御在城之内、休四郎様御誕生、則眞成塩親被仰付、又二之丸加久藤ニ而、羈壽丸様御七歳ニ而御逝去被遊、加久藤御城内ニ而御送禮之時分、眞成諷經ニ罷出候、御遺物茂御座候得共紛失仕候事、

一幻生様御引導、御歸衆之般若寺別當被勤候、御遺骨箱ニ御入、不動寺へ御安置ニ而候、飯野幻生寺ハ、御前様飯野御本丸へ御移之以後御建立ニ而候、眞成も御供ニ而飯野へ參候、

一慶長二年、御兩殿様高麗へ御在陳之内、御武運御長久爲御祈禱小林へ被下置候屋鋪ニ而、自分ニ神事神王仕候、以後御歸朝之節、御前江被召出、高麗之尊段々軍中之事共御咄、難有上意承候事、

一慶長五年子九月、関原御合戰之節、眞成爲御祈禱伊勢・高野・愛宕へ御立願申上、目出度御歸陳被遊候、其以後罷登り御立願成就仕、伏見江一宿仕候而、宿屋ニ而看經之勤行、御武運長久相祈候処、殿様近所へ御隠宿ニ而被聞召付、則別府小吉を以隠密ニ難有上意有之候、御歸國之節御目見被仰付、在々所々御取合ニ付、御祈禱占爲御褒美、眞幸ノ日州迄拾三ヶ所之家督ニ被召成、一ヶ所ニ屋敷一ヶ所ツ、被下置候、然共寛永御竿之時分、小林・加久藤之屋敷迄被残置、其余ハ御取揚ニ而候、其高五石加久藤栗下村ニ被宛行、其時之御家老衆御印形古目録壹通、高同様格語仕居候、右高之内寛永御竿之時分、諸士高四部一上り之節被召上、當

時迄三石七斗難有取納仕來り候事、

一天正三年二月、加久藤も又市様御同心ニ而白鳥山へ御社參之節、眞成町迦ニ明地有之候処へ差扣、御礼申上居候処ニ、右明地を屋敷ニ御免被仰付、今以居住仕居候、御祈禱之場且又先年調伏之場ハ三徳城と申候而、今以古跡ニ罷成、光神・地神塔有之候事、

右者、古住三徳眞成代之儀、書留等有之候ハ、御入用有之候間、書付差上候様ニ与承候ニ付、書留又ハ申傳之趣、右之通御座候、以上、

亥三月廿一日

三徳院

玄春

右木崎原御合戦之次第ハ、前之島津兵庫久年雅使之依御頼、去ル享保之比、伊東十郎右衛門翁一空飯野江差越、直ニ古戰場を繪圖に写し、其實事を糺し集めて書付歸る、彼翁之物語を本として、今世ニ流布の古戰場之起、又其家々に傳へし覺書、人々の語り傳へたる事ともを拾ひ取り、疑敷を缺ひて其餘を撰ひ集め、猶其誤りあらん事を恐れて、記録所の仕土町田俊雄を頼てこれを校正し、かくのごとく一冊とするものなり、

延享二乙丑夏

嶋津久富誌

右一冊、眞幸吉田衆中境田孝之進写居候由、安永九年子八月伊地知某より写置けるを、その子次兵衛季喜、夫より惠借ニ預り写置也、

文化二乙丑春正月二日

平季彬(花押)

(右ノ奥書、抹消シアリ)

633

「正文在大口郷」

元龜三年七月吉日

一御諏訪之段錢反米之日記

米三升五合錢四十文

一町五反分

新納五郎左衛門尉殿

「此間數人略ス」

十八町分

錢三百廿文

米五斗八升

新納刑部大輔殿

「外數人略ス」

634

「在大口郷案原村」

案原村之内

一天滿天神

神體木座像 高さ七寸五部

右、新納武藏殿建立之由申傳、厨子内裏ニ左之通書記

御座候、

奉造立天神宮	大宮司久甫新介
當旦那藤原忠元	大工字戸藤助 藤原忠重
元龜三年 <small>みつのへ</small> 八月廿五日	

〔御文庫廿二番箱二卷中〕

〔上書〕

〔元龜三年壬申八月廿八日〕

愛宕山長床坊へ御返書案文

御札并御本尊像忝頂戴仕候、弥當家繁栄、武運長久、領國安全之祈尔等、御山之名鑑之外無他事候、仍御本地堂奉加物之儀、累年依鋒楯、不任所存事非本慮候、乍去銀子貳百兩令寄進候、誠些少之至候、將又私安置堂寺領之儀示預候之間、無矣儀應其趣候、委曲御使僧可有演說候、猶年寄可申候、恐々謹言、

元龜三年壬申

八月廿八日

義久

愛宕山

長床坊

〔義久公御譜中、案文在加治木兼長谷場傳左衛門トアリ〕

〔國分沢氏文書〕

正宮 雨社殿御造營茶番次第不同

留守殿 景親

一番 大津殿 專与

二番 神田橋殿 道助

三番 沢殿 永堅

四番 桑幡殿 道隆

五番 同刑部少輔殿 道嘉

六番 西殿 道秋

七番 最勝寺殿 俊延

八番 田口殿 朝見

九番 崎田殿 榮朝

十番 桑幡より 鑑嶋宮

十一番 修行大夫殿 助直

十二番 衆分より

十三番

十四番

十五番

十六番

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

十七番 正興寺

十八番 正高寺

十九番 正國寺

元龜三年八月廿八日

澤永堅(花押)

後之番丁此方へ可預候、

637 「義久公御譜中」

「案文有之」

就會盟符改之儀、被成慶書、并廣濟寺渡海候、任往古之例、如東泰西華北南星斗、弥湛々之儀所希候、仍此國依無干戈休期、近年往還之商人無正躰候、向後不帶正印渡船之族者、船財物等可爲 貴國公用候、猶可被加制止儀者、御入魂肝要候、諸事雪岑長老可有演說候、

「朱力中」
「元龜三年九月款」

琉球國

三司官

638 「義弘公御譜中」

「正文在飯野衆伊地知覺左衛門」

上洛以後不見參候条、朝夕床敷存計候、其國立柄等可然

候哉、今一度下向本望候、仍伊東衆加久藤指寄籠發向候

て引退候、尤院内衆迄にて、(應)曆々者共五百人討留候、其

方如存知、此境山のミに候、於于今も、山々にて骸なと

見付候事へ不知數候、世上之躰も如何様、急度一途可見

歎なと存事候、其方へ爰元ニ滞留候へ、定可爲働物

をとうハさ迄候、左近權介今度も殊外働にて候つる、其

身無何事候、別而奉公無他事候、可心安候、猶申度事の

ミ候へハ、先々省略候、諸事期後音候、恐々謹言、

「朱力中」
「元龜三年九月十一日 忠平(花押)」

伊地知主水佑殿 進之候

「上包」
伊地知主水佑殿 忠平

進之候

「右裏ニ有之」
嶋津兵庫頭

639 「義久公御譜中」

元龜三年九月廿六日、遣弟左衛門督歳久爲大將、領諸卒

伐下大隅凶徒、其夜先繫船於櫻島、翌日渡瀬戸海、築早

崎高巒於陣營、而襲伊地知周防介重興之所領小濱古壘、

義久亦棹櫓、進古壘濱邊增其勢矣、衆皆奮發、以攻責

者莫可比倫、以故即日所陷之也、小濱守宰者伊地知美作守也、我軍中遂戰死者只肥後平次郎・桑波田孫太郎・川野玄番允也、伊集院源介久春此時被傷矣、入我之手裏、而後改小濱稱前陣焉、

入小濱古壘於手裏、而後向彼此敵城、屢雖挑戰未決雌雄、茲歲已暮、而迎陽春於早崎、各拜東皇、祝萬々歲、爰有一老翁之詠一首和歌曰、
〔早崎軍記有之〕
としのやはや咲そむる梅か香に

千里のこらす春は來にけり
孰不欲較勝於一戰、施譽名於國郡、唱泰平之曲乎、

640 「權山玄佐譜中」

大隅州中有三輩凶徒、曰肝付兼續・禰寢重長・伊地知重興也、太守欲攻平彼輩、先將征下大隅、元龜三年九月廿六日、義久主井島津左衛門尉歲久引卒軍旅先渡櫻島、翌日、伊地知之領地陷小濱古壘、守兵伊地知美作守云云、又以早崎高峯爲陣營、既驗年矣、元旦、祝國家玄佐詠一首、

年の箭のはやさきそむる梅か香に
千里のこらす春は來にけり

其後、漸漸三士共屈旗下者也、

641 「圖書頭忠長譜中」

隅州凶徒肝付兼續・禰寢重長・伊地知重興同心、先是永祿四年之夏、掠取同州廻城、彌乘勢寇、太守者年尚矣、故先爲征伐伊地知、元龜三年壬申九月廿六日、太守之令弟嶋津左衛門尉歲久爲大將、欲伐下大隅之凶徒、忠長亦隨其軍、翌日、以早崎高峯爲陣營、襲重興所領之小濱古壘、太守亦進船於古壘濱邊、是以軍衆彌增勇氣、奮發以陷之、小濱之守兵者稱伊地知美作守者也、而後改小濱名前陣也、

642 「左衛門督歲久譜中」

大隅州中有三士之叛、太守不來謁、曰肝付兼續・禰寢重長・伊地知重興、匪啻失述職之禮、永祿四年辛酉之夏、掠取同僚采地廻之城、乘其勢爲仇讎者年尚矣、元龜三年壬申九月廿六日、太守義久主使歲久爲將帥、領軍衆伐下大隅之凶徒、先泊櫻島、翌日渡瀨戶、構陣營於早崎高峯、將重興之伐所領小濱古壘、太守亦進船於古壘濱邊、歲久指揮、而衆皆奮發忽以陷焉、守兵者伊地知美作守云

云、入 太守之手裏、而後改小濱名前陣也、委曲有 太守
譜中、以略于此矣、翌年二月、 太守賜書簡、記左方矣、

643 今度就大隅江働、別而被成御辛勞候之由承覃候、殊被得

勝利候、千勝萬勢候、次者肝付内端依乱、屋久丸彈正去

十九日生殺之由、一昨日廿一向之嶋へ逃者申來候、彼是

以祝着之至候、就夫諸篇談合可入時分候、明日茂早と御

越可目出候、恐と謹言、

〔朱カキ〕

〔天正元年〕 貳月廿三日

義久(花押)

〔藏心〕
左衛門督殿

644 「北郷時久譜中」

元龜三年壬申九月、 太守義久公爲征肝屬、出張于下大

隅、時久亦受可攻肝屬之命、同二十九日、破月野・泰野、

首級者多、同日、梶山之兵討肝屬領福島兵、

645 上原長門守尚近

肝付彈正忠兼寛

野村兵部少輔

鎌田外記

〔兼盛ならん〕

元龜三年九月廿七日、垂水早崎壘にて軍勢、

御大將左衛門尉歳久

伊集院源介久春〔蒲手ヲ負フ〕

祢寢重長方ニ密議の御使、

宝持院

八木越後守「正信」

又御使遣、和議の事を定らる、重長降参す、

新納武藏守忠元

上原長門守尚近

伊集院下野守久治

天正元年酉三月十八日、祢寢城ニ入肝付方と合戦、軍功
を抽ツ、

島津右馬頭征久

島津圖書頭忠長

川上上野守信久

樺山兵部太輔規久

646 「庄内平治記」

一元龜三年九月下旬、太守義久公肝付を征し玉はん爲、

下大隅ニ出張し玉ふ、時久も亦肝付を攻へきよし命を

受、同月廿九日、月野・泰野を攻破り、首級を得るも

多かりける、同日、梶山の兵も又肝付か領地福島の兵

と戦ひて、敵を打事若干也、

647 「壹岐賀州年代記」

一同年の秋の時分、下大隅いちの内の内ノ新かこいと申候

城ヲ、嶋津殿衆忍ひ落され候、同はや崎と申候所を城

取かまへ、兩陣付られ候、是等之儀もねしめ内談申候
と相聞候、壬申終、

「樺山玄佐日記」

一今度下大隅早崎之御陳、元龜三年九月廿六日被相構、

其則御舍弟左衛門督殿諸軍兵以一味同心、責取小濱之
構、斃而被號崎陣、越其年畢、

「尚久一流系圖」

圖書頭忠長之子

島津中務太輔豊久室

元龜三年壬申十一月十七日誕生、母島津右馬頭忠將女

也、

「國史」卷十 實明公

天正元年癸酉、是年七月改元天正、自
六月以前猶是元龜四年、春正月六日、肝付氏
帥師侵末吉、北郷時久與二子二郎相久・彈正忠忠虎逸諸

住吉原、擊破之、據島津支流系圖、末吉、北郷氏邑、末吉岩崎村
有地曰飯塚、相傳古者肝付氏・北郷氏合戰之地

公遣寶持院及八木越後守昌信、勸禰寢重長使絶肝付氏、

重長聽命、據實明公舊譜、大乘院末寺有寶持院、舊譜以肝付
氏爲河內守兼儀、兼續死於本祿九年、舊譜誤也。二月

二十六日、公賜重長盟書、喜入季久・平田美濃守昌宗

・伊集院右衛門大夫忠金、又與重長盟書、據實明公舊譜、
小松氏文書

昌宗、兼宗之孫、忠金、忠倉之子也、據平田監物系圖、島津
支流系圖、平田兼宗見

院忠倉見上卷天文十八年、伊集、三月十日、遣薩隅兵與禰寢氏共伐肝

付氏、公次於揖宿、以爲聲援、據實明公舊譜、島津支流系
圖尚久一流譜、牛根軍記

十四日、我師擊肝付氏無功、抄掠高洲、奪舟而還、據實
明公

舊譜、牛根軍記、十八日、進至西俣、肝付氏兵來攻、島津

右馬頭征久・島津忠長等擊破之、據實明公舊譜、島津支流系圖
尚久一流譜、牛根軍記西俣

亦肝付氏邑、實明公舊譜曰島津圖書頭忠長、按忠長初稱又二郎、後改

左馬頭、又改圖書頭、上并覺兼日史、天正二年八月、云左馬頭殿、三年

正月十六日、連歌會、仍稱左馬頭殿、三月十六日、犬追物手組、云島津征久、

津圖書頭、舊譜於此年稱圖書頭者、蓋追書之、抑亦考之未詳耳、

忠將之子也、據島津支流系圖、右馬頭
志將見第十六卷天二年 秋七月二十四日、肝

付氏兵襲早崎營、中務大輔家力戰却之、喜入小四郎久

續・平田美濃守・平田左馬助・木脇刑部左衛門尉有戰功、

據實明公舊譜、島津支流系圖家口一流譜、牛根軍記、是年二月二十六日
盟書有平田美濃守昌宗、此云平田美濃守、即昌宗也、舊譜、支流系圖、
以爲光宗誤矣、按平田監物系圖、昌宗無男、以支族備中守宗秀次子光宗
爲嗣、光宗初稱左馬介、後改美濃守、此云平田左馬介、當是光宗、木脇
刑部左衛門系圖、天正中、肝付氏攻早崎營、
嘉左衛門祐昌有戰功、即此年事也、久續、季久之弟也、
津支流、二十八日改元、據和
事始、大翁公自般若寺、公居般若寺、
見第十六卷天

文五、適莊内、依北郷氏、求復鹿兒島、事不諧、乃適豊後

依大友氏、大翁公母、大友豊前守政親之
女、今出奔豊後、依舅氏也 冬十月十五日、薨於

豊後沖濱、年七十一、據島津系圖 肝付氏家臣安樂備前守牛根城、十二月十四日、諸將進屯平常岡以逼之、據實明公舊譜 島津支流系圖尚久一流譜、牛根軍記、安樂、肝付氏支族、牛根城遺、舊譜 肝付城在牛根郷地頭館東南三町、係牛根村、平常岡去地頭館七町許、加賀守如佐土原乞兵曰、救若不至、且降島津殿、據壹岐彌四郎家藏 文、是歲琉球王尚永嗣位、據琉球國王世譜

天正元年癸酉

正月六日、河野主税良次、或河崎ともあり、北郷時久の臣にて、吉原に迎ひ戦ひ死之、肝付方死する者四百卅余人、 田原大藏信秀、時久臣也、 渡邊源助、肝付入道竹友を討て、其首級を得て、實験に備、身深傷を蒙り死す、 三月十八日、野間武藏守、彌重重長の臣にて、肝付賊と西侯の横尾に戦ひ死之、凡三百餘人、 西本八郎三郎清助、以下の数人重長の家臣にて、月十日西侯合戦とあり、 三川縁新左衛門、以上子孫、吉川窪左衛門三郎・岩元三郎左衛門・西本孫八・河野兵部三郎 坂元六郎四郎・坂元孫九郎・和田孫七・新原又四郎・祢寝九郎清友・中間五郎八郎・又太郎・太郎、七月廿四日、伊集院善左衛門、肝付兼死か兵入て鹿兒島に寢するを拒ぎ、前之濱に戦て死之とあり、 武石見守、伊地知氏の兵前の濱、東郷掃部助、同小略にて死之、一説二年正月三日の事ともあり、

九月二十七日、肥後平次郎、肝付賊を討るに従ひ、垂水の早桑崎に戦て死之、或平三郎とも、 波田孫太郎・河野玄蕃允通頼、肥後以下の三士、隅州小濱に樺て戦死ともあり、年二十四、 山伊賀守、上の三士と同じ、南郷治部少輔久珍、牛根戦死とあり、此時福岡和泉守戦死とあれと、 野村刑部少輔憲綱、牛根戦死とあり、年月なし、 十一月二十一日、小川監物、海瀉の舟、師に戦死、 前田十郎、海瀉新格にて討死 あり、月日、前田外記進清尊、同じ、 前田長門守清次、同じ、 伊地知織部祐重千、上に同じ、敵方、 十二月二十七日、伊尻神力坊、梅岳公に事へ、御誓願の爲め六十餘人を巡歴し、公の御跡を慕死て殉

久親

「越前島津庶流知覽氏系圖」
久統 忠續 兵部 大和 法名昌山常久
北郷家領梅北地頭、
天正元年正月六日、北郷時久與肝付氏戦于末吉住吉原、時久卒都城・末吉・財部兵、自稻井原向敵、久親卒梅北八十町兵、自橋野撃之得勝利、證書詳北郷家舊記、

「北郷時久辭中」

天正元年癸酉正月六日、肝屬氏將大軍寄來于日州末吉、

時久並息二郎相久・同彈正忠忠虎率多勢會于住吉原、三

將自扣刀、勳兵指揮汗馬而防戰、肝屬之軍敗崩、得首級

者、肝屬修理亮・同左兵衛住處志布志、伊集院三河入道住處志布志、郎從九人、家

臣渡邊源助討參河入道住處志布志、川北山城住處志布志、郎梅北刑部住處安樂、牧瀬但馬住處志布志、檢見崎源

次郎住處志布志、隈江兵部住處志布志、大野彌六左衛門住處志布志、渡部又十郎住處志布志、右衛門住處志布志、川北若狹入道住處志布志、同

息伴左衛門住處志布志、同弟藤七・伊地知彌五郎住處志布志、安樂

鹿野屋伊賀住處志布志、同息采女・藥丸新左衛門住處志布志、同氏右衛門尉住處志布志、同氏大膳住處志布志、同息與八住處志布志、同氏大膳住處志布志、和泉宮内住處志布志、太郎左衛門住處志布志、前

田肥後入道住處志布志、田邊田助七住處志布志、鎌田主水住處志布志、丸藤右衛門住處志布志、八木讚岐住處志布志、廻源次住處志布志、羽坂三郎左

衛門住處志布志、限元兵庫住處志布志、中村圖書入道住處志布志、安庭豊前

足輕大將住處志布志、田原大膳住處志布志、高木善左衛門住處志布志、鮫島與八住處志布志、塚田伊助住處志布志、入部佐渡住處志布志、海老原新四

郎住處志布志、高橋藤右衛門住處志布志、勝野但馬住處志布志、熊本伴三郎住處志布志、松山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

山、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、上野新七住處志布志、福島、岩永又七住處志布志、新甫大

炊左衛門住處志布志、鹿野屋伴右衛門住處志布志、坂元市左衛門住處志布志、安樂、

竹井次郎左衛門住處志布志、摺木藤左衛門住處志布志、永山源内左衛門住處志布志、

住處志布志、大窪平六兵衛住處志布志、岩佐市左衛門住處志布志、福島、河野太郎左

衛門住處志布志、牟田畑十郎右衛門住處志布志、山下助兵衛住處志布志、河副

小左衛門住處志布志、坂新六住處志布志、福田又次郎住處志布志、廻田典左衛

門住處志布志、見崎彦十郎住處志布志、壯牟田土助住處志布志、春澤新五兵衛

住處志布志、知順住處志布志、右田助七左衛門住處志布志、幾野主計住處志布志、門之

内玄番住處志布志、吉丸三郎左衛門住處志布志、革屋次郎太郎住處志布志、甚三郎

從、彌五郎住處志布志、市兵衛住處志布志、與七住處志布志、勘解由住處志布志、矢野八兵衛

從、安樂入住處志布志、三郎五郎住處志布志、新兵衛住處志布志、市助住處志布志、兒玉又四郎住處志布志、肝

道郎從、左兵衛住處志布志、甚兵衛住處志布志、新十郎住處志布志、彌藤兵衛住處志布志、助三部郎住處志布志、牧野瀨

郎從、千左衛門住處志布志、檢見崎源住處志布志、木藤内藏住處志布志、鈴木源太左衛門住處志布志、同

今村源左衛門住處志布志、田中對馬住處志布志、渡邊又十住處志布志、相香玄番住處志布志、彌右衛

門住處志布志、兵八住處志布志、渡邊神四郎住處志布志、前田入住處志布志、助左衛門住處志布志、又八住處志布志、雅樂

郎從、松下源六住處志布志、藥丸新左住處志布志、源四郎住處志布志、同内藏住處志布志、山口市左衛門住處志布志

從、同郎菅原源左衛門住處志布志、松山大住處志布志、平次郎住處志布志、源次郎住處志布志、藥丸右衛

門住處志布志、郎左衛門住處志布志、其外切捨不知數、我臣亦川崎主稅・田原

大藏信秀戰死矣、

『庄内平治記』

一當家と肝付家と和融は已ニ破れぬ、肝付ハ去ル年恒吉
宮ヶ原の軍ニ勝て、庄内の兵氣思ふニ心不悪と、天正
元年正月六日、數千の大軍を催し末吉迄追寄たれ、時
久大ニ驚、領内の衆兵を催促するに隙なけれハ、有合
勢を引具し、嫡男相久・二男忠虎相共ニ、先する刻ハ
人を制す、後ル刻ハ人の爲ニ制セラルト云事有、時を
不移此方ヨリ送寄にして打散さんと、都城・財部・末
吉の勢を卒して稻井原より打向ル、志和地・山田・野
々谷等の軍勢を追々に馳續、其勢已ニ強共也、梅北
之地頭知覽大和守八十町の兵を卒して橋の口より打向
ふ、勝岡・梶山・山之口・高城の軍兵も先を争ヒ馳續
く、肝付カ大軍を縱横ニ菟回す、時久・相久・忠虎父
子三騎(白カ)自刃を手に觸て指揮し、汗馬にして挑戰ふ、大
隅・日向の境成住吉の原ト云ルハ目ニ餘る曠野なり、
一所ニ合てハ萬卒ニ當り、四維に連り八方に乱て、兩
陳更ニ隙もなし、肝付カ軍勢ハ是迄ハ寄たれ共、未だ
軍の用意もせず、敵の寄へき事も思ハス、陣屋ニ並居
て四度計もなく酒盛して居たる所ニ、時久不意ニ寄ラ
レケレバ、取太刀にて打て向ひ暫ハ支しか共、なしか
は以叶ふべき、一戦ニ切負て子を捨、主を願す我先ニ

と乱れ落ルモ無暫成、味方は弥勝ニ乗り、逃る敵を追
討して、松山の城戸口ニ只一息ニ追込ける、肝付カ
宗徒の一族肝付三河入道竹友も時久の家臣渡邊源助ニ
逢ふて打れぬ、其外肝付修理亮・同左兵衛尉を始て、
敵ニ逢ふて討るゝもの貳百五拾余人、山川にて死する
者百八拾餘也、味方ニも河野主税・田原大藏信秀等討
れたる、冬枯したる野邊の草の頃刻ニ、色變して紅葉
散しく秋の山紅深きに似たり、此日は時久僧礼とて、
諸宗の僧侶残りなく年首の賀祝をなす日也、行年の賀
を祝ふ日なれば、諸宗束帶ニ遲滞せしニヤ、曹洞宗の
門徒の外見へ來る僧侶未たなし、其折しも敵軍境を越
て攻入と騒動せしかは、僧礼取営むニ及す、目の當り
見得來し洞家の僧侶ニすら品々取具するに隙もなく、
有しなからの茶わんニ酒計リヲ酌て備へ、足もなき平
折敷ニ突居て配當せり、儀式を表スル計リにて例を缺
すとそ見えし、此則佳例と成、されハ今ニ至迄龍峯寺
の門徒は、正月六日之僧礼ニ先つて座ニ列し、白折敷
の茶わん酒、此時の例トカヤ、是より肝付勢衰へて、
終ニ太守幕下ニ降りニける、六日申刻、於松山口討捕
頸之注文、「略ス、奥ニ、頸桶九ツ捨置候、惣以上百五十一、切

「新納忠元譜」

捨教不知」

「忠元勲功記」

一元龜四酉二月、是より以前肝付領主肝付河内守兼續入道省釣謀叛ニ而、祢寢領主祢寢右近太夫重長等与與黨仕、此比迄十二年 御敵對仕、難被及手時分、極御内分八木越後守昌信を寶持院ニ被添遣、密々重長ニ遂面會、可成丈ヶ和睦を申勸め置、猶又忠元并伊集院右衛門兵衛久治・上原長門守尚常も同様渡海被仰付、是亦重長江致面調、必肝付方を相離し可被爲盡忠節儀、第一之後榮ニ可相成与細々申論候而、重長致信服候ニ付、同廿一日、忠元等三人直に誓紙相渡、其上同廿六日、貫明様御判物并御家老喜入攝津守季久・伊集院右衛門太夫忠金・平田美濃守昌宗より茂誓文被成遣、同三月、重長降參仕、同十日、右馬頭征久・圖書頭忠長大軍被召列祢寢城ニ御討入、段々肝付方与被及合戦、彼表も御領ニ相成、其手初ニ者忠元等右通勲勞爲仕由御座候、

一元龜四年癸酉、初肝付河内守兼續據肝屬郡叛 公、禰寢七郎重長等以邑應之、春 公遣寶持院及八木越後守昌信往説重長陰附 公室、二月、公又使忠元及伊集院右衛門兵衛尉久治・上原長門守尚常亦往説之、令負逆黨和降曰、汝其決之後榮可知也、重長聽命、乃二十一日、忠元等盟重長于禰寢、二十六日、公及重長盟、於是重長遂以邑降、

〔本文書ハ六四三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

「久保公御譜中」

女子 島津豊後守朝久室
 鶴壽丸 母廣瀨氏女、實園田清左衛門尉女也、
 久保

又一郎

天正元年癸酉誕生、母同上、

「義久公御譜中」

天正元年癸酉之春、下大隅郡未悉屬手裏之際、使鹿兒島寶持院到于禰寢、且八木越後守昌信副焉、經十餘里海程、

將著其地之岸、禰寢之兵士拒之不許、昌信竄身於舟底、

令寶持院匍曰、我是 太守使僧、不帶劍戟、拒以不容者

何謂也、聞此言、敵兵乃許孤舟於著岸、以故即時寶持院

下舟、入于小禰寢東禪寺、昌信俟夜闌、出舟底微服疾行、

而入東禪寺、語寺主以和睦之要事、住持忽以告禰寢右近

大夫重長、重長聞此言、則密遂對面、俟夜闌計時宜、乃

招之矣、昌信即赴城裏者、未知安否危急存亡之辰也、然

而途中無事得入閑所、重長即出伸一面之會詞、而後漸及

密事、重長曰、吾背 太守非順理、又與肝付兼續忽相隔

爲冰炭、則重長之滅亡豈遐遠乎哉、是以無降 太守之心、

昌信曰、公之男子年數幾許乎、何 太守早不結婚乎、於

茲重長欣々然有喜色、而隨和議、昌信留滯數日之際、彌

謂和議不止、由是重長亦應昌信之言也、是以寶持院 昌

信解纜揚歸帆、來于義久之陣營反命也、於茲再俾新納刑

部大輔忠元 伊集院右衛門兵衛尉久治 上原長門守尚近

決定和諧也、丁此之時、家老及三使副使等裁誓紙畀重長、

然而依密事不書姓名也、

上者梵天帝釈四大天王、惣者日本國中大小神祇、別而者

當國鎮守新田八幡大菩薩 開門正一位九社大明神 鹿兒

嶋諏訪上下大明神 稻荷五社大明神 天滿大自在天神神

罰冥罰、各身上可罷蒙者也、仍起請文狀如件、

元龜二年二月廿日

660の2

一二月廿日、義久公國老及三使副使裁誓紙畀重長、然依

密事、當其時不書姓名、故同月二十一日、書姓名以見

畀之、左附之、

(本記事底本ニ欠ク、果立圖書館本ニヨリ補フ)

660の3

〔牛王〕

元龜四年二月廿一日

伊集院右衛門大夫

忠金(花押)

本田民部左衛門尉

盛親(花押)

河野備前守

清通(花押)

伊集院右衛門兵衛尉

久治(花押)

上原長門守

常尚(花押)

市來民部太輔

家諸(花押)

660の1

〔牛王〕 正文在禰寢右近重永

一ヶ条儀於洩申者、

661

「正文在祢寢右近重水」

起請文

今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、最以珍重存候、就夫者、互於子孫之茂隔心有間敷事、付自然雜説之時者、是又左右方可披合事、

右條之有偽者、

奉始梵天帝釈四大天王、惣日本國中大小神祇、當國鎮守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 鹿兒嶋諏訪上下大明神 天滿大自在天神御部類眷屬御爵可蒙者也、仍起請文如件、

元龜四年 西癸

二月廿六日

義久(花押)

祢寢殿

「右之上包」
起請文

662

「正文在禰寢右近重水」

「牛王」
起請文

一肝付ニ相離、一途之可有御忠節之由、尤以目出度存候之事、

一自今以後、互永之御相違有間敷事、
一和讒之雜説之時者、自他可申披事、

右之條之令違犯者、

奉始梵天帝釈^{「本マ、レ」}四大天王、惣日本國中大小神祇、當國鎮守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 鹿兒嶋諏訪上下大明神 天滿大自在天神御部類眷屬、各御爵可蒙者也、仍起請文如件、

元龜四年 西貳月廿六日

伊集院右衛門大夫 忠金(花押)

平田美濃守 昌宗(花押)

喜入攝津介 季久(花押)

祢寢殿

御宿所

663

「正文在禰寢右近重水」

「牛王」
此度兩三人致御使候條之、虚言を聊不存事、若令違犯

者、

奉始梵天帝釈四大天王、惣日本國中大小神祇、當國鎮守
新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 鹿兒嶋諏訪上下大明
神 天滿大自在天神御部類眷屬、各御爵可蒙者也、仍起
請文如件、

元龜四年癸酉貳月廿六日

伊集院右衛門兵衛尉
久治(花押)

上原長門守

尚常(花押)

市來民部大輔

家諸(花押)

川野備前守

清通(花押)

新納刑部太輔

忠元(花押)

衾寢殿

664 「義久公御譜中」

天正元年癸酉三月十日、入薩隅二州軍衆於衾寢之城、而
欲討肝付河内守兼續之賊徒、義久亦往在于薩州指宿城、
同十四日、義久之兵進到肝付境、丁此之時、春雨滂沱、
以故難戰、而到于高州浦、則漁父等周章悉以退散、故多

取舟船歸矣、

同月十八日、欲攻兼續、諸將率軍衆進到西侯、賊徒相對
防禦堅矣、島津右馬頭征久爲將、率隅州騎步先進曰、凶
賊兼續亡父之仇也、今日之戰所願之第一、其氣象宛如疾
風迅雷、島津圖書頭忠長領薩摩州南方之師旅、川上上野
守久信・樺山兵部大輔規久・上原長門守尚近・肝付彈正
忠兼寛・野村兵部少輔・鎌田外記以下力戰以相挑之際、
敵兵乃尾解奔走、各得首功、重長亦同在軍中、揚凱歌而
歸陣也、其後重長渡指宿見義久、且復從義久到鹿兒嶋、
是以設遊會饗重長者數日也、

天正元年、衾寢重長離一揆之與、屬 太守之後、一揆黨
逼于衾寢、于時於横尾及合戰、斬得敵五十餘人云云、

665 「右馬頭以久初征譜中」

天正元年癸酉三月、主率軍攻伐肝屬河内守兼續之黨徒、
征久亦爲從軍、同月十八日、諸軍進到西侯、賊徒防戰、
征久先士卒奮戰、高匍曰、當敵兼續父之仇也、今日會戰
是予所幸也、其氣象宛如疾風迅雷、諸將亦競進遂擊破敵
軍、各得首級、

666

〔圖書頭忠長譜中〕

天正元年癸酉、禰寢重長既屬 太守之旗下、故薩隅二州軍衆三月十日入禰寢城、遂欲討肝付之黨徒、 太守往在薩州指宿、同十八日、欲攻肝付之城、軍衆到于西俣、凶徒相向拒之不緩、嶋津右馬頭征久爲隅州之將師以進^(前)日、兼續者亡父之仇、今日之戰予之所仰望、何比焉者之有乎、其勢宛如疾風迅雷、忠長亦領薩摩州南方之軍、共進力戰以大破焉、敵乃瓦解奔走斬獲多矣、重長亦同在軍中唱凱歌、而後渡于蒼海、詣于指宿謁於 太守、從以到於麿嶋也、

667

〔北郷時久譜中〕

天正元年癸酉三月八日、 太守義久公將大軍發向于肝屬、時久亦構陣於平松、翌年十二月歸陣、

668

〔御文庫拾六番箱六卷中〕

敬白

起請文

一无野心、无二御奉公可申事、
右於背此旨者云、「神名略ス」

中山主計介

元龜二年卯月吉日

藤原綱幸判

一右同文

中山源次

元龜二年卯月八日

藤原綱吉判

一右同文

湯前對馬守

元龜二年卯月八日

藤原正吉

一右同文同日

橋口半七郎

伴兼原

一右同文同日

四藤清右衛門

重種

一右同文

米良美濃守

天重直判

元龜四年卯月廿六日

一右同文

肥田木三郎兵衛尉

天重直判

元龜三年六月吉日

669

〔樺山玄佐日記〕

一然処根占重長内々順次之御奉公被碎心底欵、此刻可抽

忠節依有企、三月十一日、至根占數勢有渡海、太守様も指宿迄被成御發足、同十四日、肝付領高洲浦寄

之大船小船不残被取、先々千秋萬歳之悦有之、同十八日、大始良へ被相働処、肝付院内之族共馳聚、爰専度相戦、然二何と哉覽猥雜處、其日之御大將右馬頭殿御振舞可謂攀喻、同左馬頭殿其外御一門他門勵一人當千之思、敵餘多釐討取、至其場根占重長作勝吐氣、各開喜悦之眉給、後日重長へ被奉本懐、先指宿へ有參上、聽而鹿兒島江被遂祗候、寔江海之風波成治世之聲計也、

670 『庄内平治記』

一 同年三月、義久公大軍を卒して肝付ニ發向し玉ふ、時久も衆兵を卒して平松ニ陣を取、歟初ハ北郷左近太夫、地破ハ北郷藏人頭、鎮定ハ大岩根河内入道宗政、地神供は河野筑前、供物加持は長井伊賀、幣ハ東條宮内少輔、地布ハ河野權助、幡の役は高柳半樂、幕ハ蒲生能登守親子ニて是を勤む、太刀持ハ小杉新七郎、鎧ハ北郷藏人頭、貝の役ハ龜沢左近と相定、天長寺は愛染大勝金剛の法を修し、西生寺は背面金剛の秘法を修して軍の勝りを祈りける、去共今度は太守公肝付と御和睦

有り、

671 「壹岐賀州年代記」

一天正元年癸酉、根占も肝付ニ手かた出され候、たかすと申候所ヲやふり、日向ノけいこ舟等をも取候、此年ノ三月ノ下旬ノ頃、野類ノ人鉢米良美濃、御上様江御うらミ事ノ儀候とて、野心ヲ肥田木三郎兵衛・中山山計同前ニたくミ候て、其儀相忘れ、物内より野頭ニ御つゝ候て、此三人物内へ召寄候ニ、必參すると申候て家城ヲは出、中途より薩摩の如く逃落候、是よりをは物内へめしよせ候、同四月ノ時分、のくひノ城ハ彼三人案内者にて候とて、野頭をは御たゞミ、城か尾と申候所を城にめしかへ候、新納殿ヲ米良筑後子松太郎殿と申候方野心ノ間とて、城柱ニ御たのミ候とて御うつし、美濃三人ニ付候て、足輕以下四十人程飯野ニ逃申候、

672 「義久公御譜中」

「正文在彌殿右近重永」
鹿屋之儀頻依御侘、御存分之由候、然共彼境各々不知案

内之間、御弓箭御成就之時見合候而、無余儀可爲 御守護領、於在所者、鹿屋之田數程別所可有御給之通申定候、後日之證文如件、

元龜四年癸酉五月廿四日

忠金(花押)

經定(花押)

昌宗(花押)

意釣(花押)

季久(花押)

根占殿

喜入攝津介

伊集院右衛門大夫

平田美濃守

村田越前守

河上意釣齋

忠金

「上包」
根占殿

「倭文麻摺巻」

一省釣ハ肝付郡一圓を知行し、日新君の御掣となりし

かは、公室には服事して忠を存すべく、また伊地知重

貞は其先貞久公の鴻恩を被り、下大隅五ヶ所の地をも賜りてけれハ、いよ／＼奉公の臣節を抽づへきニ、肝付省釣に與黨するのミならず、日向都於郡の伊東家ニ内通し、御家を奪んと企てけるこそ不敵なれ、時元龜二年ノコト正元年癸酉七月廿四日、肝付省釣か兵と合躰して、既ニ三百餘艘の軍艦を織ひし、大隅櫻島を乗取り鹿兒島ニ攻入らんと寄來るよし、早馬を以て注進あれハ、義久公の令弟嶋津中務太輔家久を始め、精兵の手垂五百餘騎を抜て横山・赤水・野尻三ヶ所に走せ籠り、今や遅しと待居たり、如家敵船一齊に漕來りしか、何とかハ思ひけん、櫻島を漕通り直ニ鹿兒島へ寄來る、鹿兒島の軍兵兼て用意したる事ゆへ、即時ニ濱表ニ駈出備を立て待掛たれハ、爰ニも船を着得ずして漕もとさんとする所を、伊集院善左衛門と云者、町中の歩卒を引卒して兵船ニ取乗り、きたなし返せと漕掛る、是を見て敵船取て返し、互ニ鉄炮の筒先を揃へ、鯨波を作り揚げ、百千の雷の鳴轟くか如く、透間もなし射たりける、善左衛門ハ楯の面ニ顯れ出て、御方を下知して立たりけるに、敵の射箭ニ眞中を貫ぬかれ、たうの矢を射返さんとはせしかとも、痛手なれハ、船底ニかつ

はと伏して死たりける、敵船には是を見て、舷を敲き、射たりくと呼はりける、此を初に敵味方の兵船一度に漕寄、入れ違ひ叫き喚て攻戦ふ、冑の星ハ虚空ニ輝き、刃の影ハ海底に移り、血流れて滄海を染め、屍ハ積て筏をなす、鹿兒島の軍勢ハ追く續き來りて人數打重れば、敵ハ堪へず大崎の鼻崎差て引退く折節、帖佐の軍兵鹿兒島勢に加はらんと、兵船に取乗り鹿兒島の如く來りけるか、遙ニ敵の漕返るを見て、餘すな洩すな撃取れと、瀧か水に船を止め、備を成して待掛たり、敵船是を見るといへとも僅の小勢と見侮り、何程の事か有へきそ、只踏潰して通らんと船を押寄せ、我先にと陸へ上らんとする所を、帖佐の城主平田新三郎・同藤九郎を先とし、南雲壹岐・同新四郎・勝目余次郎彼是五拾余人、矢衾を作て散く射る、中にも指宿四郎次郎と云もの、小高き所ニはせ挙り、敵を目下に見をろし、眞先ニ進むたる兵七八騎射て落し、矢種盡たれハ打物を抜て切て掛る、其外餘多の勇士相續てうつて出、火花を散して切崩す、此時敵ハ磯涯ニ在り、海を後ニ備を立、帖佐の勢ハ後ニ高山を當たれハ、直ニ引退くニ路なく、相掛ニ掛りて戦ふたり、爰ニて

敵兵數多矢庭ニ打れ、又半は海水ニ追はめられ、叶はしとやおもひけん、手負を扶け船に取乗り、沖中ニ扣へたる後詰の船と一つに成りて、櫻島の内瀬戸村の如く漕退く、折しも中務太輔家久藤野村ニ居られしか、この有様を見るより早く、敵ハ瀬戸村ニ退くと見へたるそ、急ぎて瀬戸村ニ走續き、力添よと采幣を振て下知をなせば、早雄の若者共承り候と、其間三里か難所を飛か如くニ走續き、瀬戸の御方ニ加りて、今やくと待居たり、敵船も是をは悟りけん、瀬戸の方を遠ざかり、向の山涯を櫓脚を早めて漕通らんとする所を、家久の手のもの共、得たりやおふと鉄炮を雨の降る如くニ打かくる、敵ハ弥船を早め、下大隅輕狭といへる所まで這くの躰ニてそ遁入たり、然れハ彼重興ハ、御家譜第の被官として肝付方ニ與し、叛逆を企るの条奇怪の至也、此序を以て根葉を絶して、後昆の禍を除かるべしと衆評一決し、頃は天正元年癸酉九月廿六日元龜三年也の夜半ニ巖し、同廿七日の曉天ニ早崎垂水といへる所ニ着岸あり、且らく爰ニ陣を構へ直ニ軍勢を進め、早崎の城を取巻きて関の聲をそ揚たりける、城中よりも吐氣を合せてしばしか程ハ戦ひしか、小勢を侮り、城中鳴

を誑めて櫓の上より遠矢はかりを射掛けつゝ、墓／＼
 敷事ハなかりけり、斯りける所ニ、鹿兒島より漸々加
 勢の兵馳來りけれハ、城中俄ニ騒き立て、兎角すれと
 手配定らすと見すましけれハ、唯一攻ニ攻よとて、鹿
 兒島の軍兵早切岸の涯まで攻寄る、城兵是を破られし
 と、矢先を揃へ射たりける、是ニも尚僻易せず、既ニ
 屏涯ニ攻近き、衝出す鎗を奪ひ取り、射矢を袖ニ請留、
 半時許戦へハ、敵の方ニ討るゝもの百餘人、寄手の内
 ニも肥後平三郎・桑波田孫太郎・河野玄蕃討死す、伊
 集院源助なる者ハ深手を蒙り臥けるを、郎等走續て肩
 ニ掛け、御方の陣ニ引退く、本より大勢の籠城ならね
 ハ餘多の勢を討れ、なしかハもつて叶ふへき、其夜の
 子の尅計ニ、城の大將伊地知美作守を初め蜜ニ城を落
 行ける、中務太輔家久城中ニ入替り、法度を定め、守
 衛の武士を籠置き、〔以下天正元年七月ノコト〕
 手ニ分れて袴／＼と押寄せ、矢合の鎗箭をも射す透間
 もなく攻たりけれ、されとも、案内者共籠りたれハ、
 輒く落へしとはみへさりけり、去れとも寄手ハ屈竟の
 者共、膚撓す目眩す一向に攻たりける、城中の者は肝
 付と連謀して、さま／＼に手立を替て防きける、斯り

けれハ流石の寄手も退屈し、兵糧の運漕も覚束なく、
 殊ニ諏方の神事行るへき期なれば、一先戦ひを止めら
 れ、時節を以て攻給ふへしと、中務太輔家久敵を押
 残り留り、諸軍ハ各鹿兒島へ開陳ありと云、陥すへき
 敵陣を開きて、諏方神事の爲とて歸軍ありといへは、
 當時まで諏方神事といへハ、鹿兒島一統の祭禮にてお
 ひた／＼しかりし事はしらるへし、さらバ頭殿千本鎗と
 いふもの、肝付勢鹿兒島を襲ひしより始めりといふハ、
 此前後の時より權輿せし事なるべし、

674

〔年代記トノコト〕

一癸酉 天正元年七月廿八日改元、六月十九日、一乘院
 公房爲信長被追落京都、逃宇治卷島、其亦落給フ、九
 月廿四日、垂水・牛祢ノ間早崎ニ着陣、義久御座此ノ
 手合ニ被攻落小濱袴、根占重武離組中ヲ出砌、於横尾
 合戦敵打五十余人、極月十三日、平小場ニ着テ陣ヲ、
 伊東・肝付談合根占ニ成動、合戦討敵百餘人、

675

〔川上左近將監久辰譜中 幼名源 三郎〕

〔朱力平 川上久國自作之文也〕

天正元年九月、著陳下大隅咲花平、源三郎久辰十三歳、
初出陳勵軍務、

『長谷場越前日記云』

一諸國ヨリモ大名小名出仕を致す処ニ、伊地知重興・肝
付省釣兩人ハ伊東・相良ニ與同して、御敵心ニ罷成ル、
惡逆無道の科ニより、伊東方ハ天爵ニ當り宛、眞幸表の
御大將軍兵庫頭義弘様の御座処飯野の城を跡に置き、
加久藤城を詰んため云々、

『笑輪覚書云』

一去は天下も、松永世を乱せしが以來不靜とて、永祿の
年号十二年ニ終て、元龜と改元あり、太守義久よく世
を治給へへ、大名小名^(勳)勅出仕、求順熟処ニ、伊地知重
興未順御下知、肝付・根占ヲ相語らひ、剩へ伊東ヲか
らくり付、與同して元龜二年の秋の初ニ、日向表の船
ともを漕廻し、伊東・肝付・根占・下大隅の兵船大小
を不去、浦々の獵船迄駈催し、兵船三百余艘内海江漕
入、往々の舟津ノを破らんとす、向かへの島の野尻
村を破んとて、船共數多押寄たり、其次横山の城を取

拵へ要害を構へ、地頭ニハ鎌田出雲守・嶋殿・横山・
岩切・萩原・上山杯を初メ、島中之者共馳集る、又下
大隅敵なれば替々在番有り、折節中務太輔^(渡)後海して御
座なれハ、究竟の者五百計赤水・野尻に馳連ク、今や
遅しと待けるを、敵船是を見切つゝ赤水・野尻を漕退
き、鹿兒島の前ニ漕浮ぶ、内海を見渡せば、山邊の沢
の池水に木の葉の散しきたるに異ならず、「此軍機文麻理卷
等、今見ルベシ、故ニ是ニ數ナリ」去とも内輪
の勢續來て、皆汀に取渡して遠矢にこそ射たりけり、哀
れ陸ニ揚れかし、手柄せんとそ拒居たり、澳よりハ鉄
炮を揃へ矢先をそろへて散々に射る、かゝる處に鹿兒
島軍奉行伊集院善左衛門と名乗て兵船一艘漕出し、矢
束を取て押乱し、暫しか程さんノに射たりけり、敵
の舟は是を見て、鉄炮を取合せ、善左衛門が着たる甲
の眞向は後へ打貫ケは、舟底へかつはと倒れむなしく
成る、敵船ヨリハ是ヲ見テ、舟端をたゞき笑けれハ、
慈の方ハ無興ニコそ見ヘニけれ、汀は遠矢ニ差詰引詰
射たりけれ共詮もなし、敵も陸ニ上る事不能ハして、
「今の夷町觀音ノ辺也」行屋の沖は矢を射入、内輪のことく漕通る、數百艘の
兵船なれハ、海上何憚る事なくして靜ニ押てそ漕行け
る、嶋の方も藤野・松浦・西道の海邊、此方の浦も美

船・花倉・磯里と皆悉く逃失ける、去は海上に打鉄炮の音帖佐江聞へければ、帖佐之地頭平田美濃守、いかさま鹿兒嶋へ子細アルソトテ、小船三艘取こしらへ、帖佐與力の士共少く相具してそ急カレケル、大崎ニ漕出見レハ、鹿兒嶋大崎迄漕連けタル舟共、波間も不分見へけり、あハや敵そ、如何すへきと云けるに、是程夥しき兵船ニ、此小船二三艘にて何をかすへき、漕戻スヘシトテ押戻ス、即兵船追ヒ付ントスレハ、脇元へ可漕寄事も不成、多喜今堀ヶ水と云、心岳寺辺也か水江そ上りける、其頃未靜世の中なれば、百姓等要害堅ク構へ垂なと強く立ければ、幸にして楯籠る、去程ニ多喜か水今は堀か、前ニ乗浮ひ水と云要害を破んとす、美濃守ハ垂近く塩やの前ニ物具かため、床机にかゝつて居られける、垂の口へ差合人々ニは勝部與左衛門・平田藤九郎後石見・南雲壹岐守・同新二郎其外美濃守郎黨已上九人、惣して五拾人には過さりけり、城戸には石ほと大取かけて、破られしとそ構へたり、敵寄るか如何と見る処ニ、小船壹艘眞先ニ押付たり、赤もの笠に銀杏の立物、赤き陣土衣物に白檀の弓小手さし、大立挙當たる男、船より飛んで上り、三尺余の太刀を眞甲にさしかざし、垂の限操に操んで飛

來り、今日の一番合戦馬場文蕃と名乗たり、慈に鉄炮二丁有けるが、周章て前玉を入たれば有るかひなし、彼勝部ハ鉄炮を得たり、火繩を取て敵を急と見たりければ、弓杖三杖四杖の間也、振仰き誓る顔白く見へける処を、押當て動と打けれハ、無情かつはとそ倒れける、其次を見てあれハ、薄紅染の衣物着たる大男、下大隅の住人田上助左衛門と名乗て、石牆を押へ已ニ登らんとしけるを、眞逆様ニ射たをしたり、又其次ニ志布志之住人檢見崎の何某、夫のため付く打程ニ、雜兵以下數多目下に射倒したり、斯りける処に、小船十余艘舳さきを揃へて漕つけ、思々に飛んで上る其中ニ、大將と思しき人、白檀みかきの鎧の今己の時と輝く六具を堅めたりければ、即毘沙門韋駄天を彩色したるか如く也、南雲壹岐守雜兵に目なかけそ、かの白檀の鎧武者、是射損んスル者ナラハ此要害タマルマシ、能く直ツト口くニそ云ける、余り直て直損しけるやらん、おもふ矢坪ニ不當シテ、脇ニ副ふてそ當りけり、去共大將手を負へハ、十余艘の船の者混々と馳寄、抱へて船まで退ニけり、其勢七八十も有けるが、此日舟ニ取乘て沖の如く押出ス、夫が敵もまはらに成、南雲

敵の首一ツ取り、口惜き事哉、垂を開かぬとしけれ共、美濃守敵ハ大勢也、不入軍の仕合して怪俄スルナ、垂ヲ開くヘカラスト制セラルレハ、木戸を開に不及、敵是を見て、此要害ハ百姓村と聞、然々の大將は御座まし、攻之人を損して何之詮そとて、引けるとこそ聞得ける、夫が大隅表を漕廻し、瀬戸村をさして乗行き、瀬戸村を破らんとせしかとも、家久御下知を被成ケレハ、嶋中よりも心懸タル若者共我先ニと馳籠れハ、是をも破らて漕通り、下大隅の湊へとて輕砂カクサをさしてそ行ニける、此伊地知重興案内者としてかよふの振舞、殊ニ憚り至極也云々、

『箕輪伊賀覚書云』

一去程に、平田美濃守此度辛勞ともしたる者召具して鹿兒島へ參られける、義久其有様を聞召、美濃守奇特の運を開かれけるとそ宣ひける、馬場玄蕃を大山玄蕃にて有れかしと仰られし処ニ、聽て伊地知方カクサ使僧來りけるが、何をか隠し可申、白檀みがきの鎧着たりしハ、重興の老名に伊地知伊賀守ニ而候、新柀の馬場の玄蕃・田上助左衛門打死仕候、かの田上ハ下大隅の驚固大

將仕る田上二介が兄ニて候、弟の二介大廣東の大弓射て、船の軍に訓練シタル者ニて候、兄の助左衛門ハ陸

の軍に名を得タル者也、誠ニかの僧申せし如き證據アリ、一と年鹿兒島の武村の武与八兵衛が所へ、かの二介澳より射入し征矢の根ハ、大鑿カクサ杯の如くニ候て今ニアリヌ、彼の勝部ハ鉄炮を能得タル者ニて、先年下大隅へ驚固陣士をかけ給ひし時、船の上より汀に居たる敵ヲ餘り射迦ス事ナシ、亦兵庫頭小林を攻損し引給ひし折節、付け送る名譽の敵を數射て御感蒙シ者ナリ、其後根占重武無程御方に參給へは、たきか水の澳より見物して、上之山へ岸をたより逃け登りたる者とも、衣物のその色々を正しく語り給ふニこそ、無了簡とも多かりけり、

『谷口宮内左衛門覚書云』

一肝付省釣子息三郎兼包と云也、省釣ハ伯圍公之御あねむこの由申傳也、然者伊東殿と三郎殿カクサんちうをくミ、伊東を引つり船を百余そう揃、鹿兒島之海上より春日□ニ矢を被射、向島を破、脇本・たきか水を破り、たきか水ニ而合戦有之候事、

「義久公御譜中」

今年天正元之秋、霖雨未止、我之騎步守早崎陣營者不多、凶徒等窺知之也、密經山背樵夫之徑路、七月廿三日之夜半襲來、而廿四日黎明、賊徒俄圍陣面、以飛羽箭發鉄炮矣、忽守兵等發出、以堅防禦之、凶徒以豫知鄉導之故、分銳勇之士卒、舉火於山背、而以攻入、射殺我之士卒者其數多矣、時弟島津中務大輔家久取太刀、與從者二三人馳向太敵挑戰之際、被傷八箇所、殆乎將向危急、于時喜入小四郎久續雖被傷於兩所、斬得當敵、且逆其餘敵、衆僉無不感焉、平田美濃守光宗・同左馬助・木脇刑部左衛門尉挑戰者、出于衆士者也、

681 「中務大輔家久譜中」

大隅州中、有肝付河内守兼續・禰寢七郎重長・伊地知周防守重興者、先是永祿三年庚申、背 太守不出頭者久矣、又隅州海陬有廻某者、父盲瞎子幼弱、以渠之弱、件之三輩雖爲同僚掠取廻之城、乘其勢彌增奢、故欲退治之、而元龜三年壬申九月廿六日、使兄左衛門督歲久爲將帥領軍衆、渡下大隅構早崎高峯於陣營、先重興之領地陷小濱之古壘、而後相代守於夫陣、天正元年癸酉、家久警衛早崎之際、

七月廿四日黎明、敵兵襲至密環陣面、飛羽箭放鉄炮、守

兵等悉以出營爭先防禦、凶徒等豫知鄉導、是以分精兵到山背、舉火炬以攻入、屠殺我之兵者多矣、于時家久帶甲胄取太刀、從者二三輩而馳向大敵、以防禦之際、強敵有川南式部左衛門尉者、前於衆兵向來已引組、以欲較勝於一戰、未決勝負相挑之際、不覺互組離矣、又田邊田清左衛門尉者、忽來對我合戰、盡筋力切割當敵之頭上、我亦被傷於腕已下者共八ヶ所、從者亦所害、而我將向戰死、迄此之時、喜入小四郎久續進其場來力戰、雖被傷於二ヶ所、屠殺當敵逆餘黨於陣外、家久幸而免焉、實廿六歲也、又平田美濃守光宗・同左馬助・木脇刑部左衛門尉等亦力戰、而甲于諸兵者也、

682 「樺山玄佐日記」

一從其以來日來經五月、五月雨ニ兩陣之普請等諸侍不得寸隙秋押移、然処ニ七月廿四日之夜、早崎之御陣後山之方敵忍着、廿五日之早朝、西之口へ多人數差奇、箭軍鉄炮互ニ被成戰時節、從後御陣半分忍上、陳屋放火已危處、御舍弟中務大輔殿不及是非御腰物拔持、敵數百人之中切入餘多相伏、御身ニも切疵衝疵不知其數、殊

物深キ御手八ヶ所也、然處ニ喜入小四郎馳續、兩人者手負爲高名、爰ニ中書之御披官纒一兩人、或ハ打死、或ハ數ヶ所之手負、漸敵相落、遁其難給、於已後者、但不叶銘事、雖然城々何茂相拵之處、猶以牛根江可爲進陣之被成御評定、天正元年雪月十四日平常と云ル在所、右馬頭殿爲御大將數千騎張陣、彼城之男女共籠鳥乍消息待春と見得たり、

683 「在御文庫ニ番箱他家文書中」

猶々於此方相應之御用可承候、涯分可令馳走候、又於其邦之用事、貴所迄可申入候、自今以後、無御隔心可申承候間、令省略候、猶期後信之刻候、

雖未通内諾、用一翰候、仍今度者、預御懇切之音問、謹

伊集院爲助

ニ芳意之旨難謝候、將又從孤舟齋之御時、至于拙者親存世、別而無疎意、以被申承之儀、連綿不相替之事、神妙

之至存候、就中大邦兼陋國、以隣交膠柴之旧約、互無阻隔、可申通之事簡要候、乍輕些竹心香壹裏・唐五明壹握・

線織物壹端令進之候、聊表祝儀計候、恐惶謹言、

「天正元年ニ當リ」

「七月也」

道林拜

謹上 伊集院右衛門大夫殿

684 「義久公御譜中」

「正文有之」

態以一翰令申候、仍去夏伊東方眞幸江被取懸候處ニ、以御加勢之儀、伊東宗徒之衆數百人戰死仕候之由承及候、御案中候、被得御大利候、御悅則雖申上度候、遠國之故、殊更當時者通路難成候条、延引之様候、弥御堅慮之御行不及申候、隨此口之儀、豐州可任御下知之覚悟候間、聊無油断候、御察之前候、將又於与州表、近日兵船被差渡候、是又御退治程有間敷候、爲御存知之候、猶追而可致

言上候趣、可然様御披露所仰候、恐惶謹言、

「朱力キ」三年トアソトモ四年ナラン、去夏云、本將軍ノ軍力

伊集院衛門大夫殿

脇刀一腰令進覽候、表御祝儀計候、

土持右馬頭入道

「上包」
伊集院衛門大夫殿

麟松

685 「義久公御譜中」

今度至南蠻被差渡候船令歸朝、於御領中繫置候之處、去大風之御少過之子細有之由依到來、至貴殿以使節被申候之處、未御返事候之事、無御心許候、必御存知、貴家當方御代々被得御意候之處、以聊之儀可被及御隔心事、他邦之嘲自他不可然之条、速ニ可被成御分別事、尤可目出候、然者彼船於南蠻國茂、如此節少難之儀雖有之、從宗麟被差渡船之段有存知、彼國守以相談廉直之扱、剩以使節被申越候處、萬一御得心於相滯者、大國迄之覚如何之条、以御遠慮示預候者祝着可被申候、猶期來喜候、恐

と謹言、

〔朱力キ〕
〔天正元年〕八月廿五日

親賢(花押)

鑑速(花押)

親度(花押)

惟教(花押)

河上々野入道殿

鳴津攝津守殿

村田越前守殿

伊集院源介殿

平田美濃守殿

伊集院右衛門大夫殿
御宿所

追而到伊集院右衛門尉殿、鑑速雖用先書候、御返事遲滯之条、衆中申談、重疊用連署候、爲御心得候、

佐伯紀伊介

志賀安房守

白杵越中守

田原近江守

親賢

〔上包〕
伊集院右衛門大夫殿

河上々野入道殿
御宿所

686
〔義久公御譜中〕

至肝付表、長々御着陳御軍勞之儀察存候、遠方故每事無音非疎意候、當時御行等細々承度候、委悉猶定泉坊可相達候、重疊可得御意候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔天正元年〕九月十一日
頼房(花押)

鳴津殿参
御宿所

〔上包〕
嶋津殿參
御宿所

相良
頼房

687 「御文庫廿二番箱二卷中」

〔元四九月日 相良方へ 御書返案文〕

如芳翰、依着陳携、從是連々無音罷過候之処、今度遮而御使書欣悅之至候、仍爰許行等當時無愀變、自然篇目之節者可申談候、余者定泉坊可被達之候、恐々、

688 「元龜四九月日 志岐方へ 返書案文 老中」

如御札、任遠遠連々無音之至候、剩去年已來對肝付着陳、爰許繁多御察之前候、何様彼堺可被屬案中候之哉、然者天草久玉就不會之儀、先年被成媒介候之處、無程回變之段不可然候、依其御行之儀、重疊尤令存候、併此邊遠方之条、節々至薩州於被仰通者、後日可致相談候、聊無疎懷候、猶永々可申承事本悅候、余者御使僧可被達之候、恐々、

689 「義久公御譜中」

〔案文有之〕
〔朱カキ〕
「天正」元年九月日 相良方へ 御返書案」
〔本文書ハ六八七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

690 「案文有之」
〔朱カキ〕
「天正」元年九月日 志岐方へ 返書案文 老中」

〔本文書ハ六八八号文書ト同文ニツキ省略ス〕

691 「案文有之」

〔朱カキ〕
「天正」元年九月日 志岐方へ御返書」

就天草久玉之儀、先年致和睦之計策候之処、無程回變之段不及是非候、依其御行之鬱憤、節々對和泉於相談者、後日不可有疎遠候、巨細者使僧可被達候、恐々、
〔上書ニ有之〕〔朱カキ〕
「天正」元年
元龜四年九月 日

志岐方へ御返書案

692 「案文有之」

就破艘之儀、毎々御使書环重令存候、如御札貴家當方以御堅盟之故、自他之覺彼是法意之披露顯之上、纔被廻慮、船・銀子・鹿皮、南蠻國進物種々、以目錄被進候事歷然候、其外巨細之段、到壽庵齋申談候条、難盡紙面、先々閣筆候、余者仲掃部助殿可有演說候、恐々、

694

「案文有之」
為 國王御即位之御礼、渡進德雲軒源松都文候、可預御心

追而彼破艘之儀、重疊雖啓達候、到南蠻國御渡海之舟、
於領津不慮之破損、其謂巨細雖屬別紙候、猶以無疎懷故、
或者貴家當方御代、會盟之辻、或者貴所對孤舟御懇切之
筋、彼是此節之儀別而令人魂、凡表微意大半任法意候之
上、舟・銀子何程・鹿皮―并南蠻進物種々、凡致合點候、
定而非御所好候之哉、併泷底壽庵齋御存知之前候条、不
及是非候、仍鎧一領、送預候、畏悅無極候、弥永々可申承
事本望候、隨而馬一疋毛印、進之候、乍比與補空書計候、
恐々、
「朱力半」
「天正元年九月欵」

693

「朱力半」
元四九月 日
「即天正元年」

豐州老中へ返書案文

忠金
昌宗
意鈞

「義久公御譜中」

「案文有之」

「朱力半」

「日杵殿へ返書案文 忠金」

695

「勝久公御譜中」

得候、抑大唐与日本頗不快之處、從大明國憑 貴國、被
渡勅書於日本候之由、以明星院賴球蒙仰候、渡唐船事依
有子細、當家永代可令取沙汰之旨、別而蒙 國王宣旨候
之上者、對當家示預候者、可令 奏達候處、以天王寺直
御傳達、併彼段無御存知故候欵、此等之次第、其外袁大
人歸國事、巨細申含源松都文候、能々被、
「朱力半」
「天正元年九月欵」

元龜四年癸酉即天正元年十月十五日、於沖濱卒、年七十一、

法號大翁妙蓮、

勝久

—女子

母島津薩摩守忠興長女、早世、十三歳、

—忠良

益房丸 又三郎 三郎左衛門尉 修理大夫 稱齋

於休庵

天文四年乙未七月五日、於鹿兒島本城誕生、母禰寢

式部大輔重就女也、

696 「御文庫廿二番箱二卷中」

(本文書ハ六九二号文書ト同文ニツキ省略ス)

697 (本文書ハ六九二号文書ト同文ニツキ省略ス)

698 「御文庫廿二番箱二卷中」

(本文書ハ六九三号文書ト同文ニツキ省略ス)

699 「御文庫廿二番箱二卷中」

御芳翰細碎令披閱候、仍其表當方數年別而被仰談候辻、
今更無改變候、倍向後甚深之儀可目出候、然者去春承諾、
爲天草方調略之筋、先刻感應寺并直書被上着候、定而彼
堺一途可事行候哉、尚以到難蒞者、重而入魂、不可有疎
懷候、余者御使僧申達候、不具候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔天正元年〕十月廿八日

(伊集院) 忠金
(平田) 昌宗
(川上) 意鈞

志岐入道殿

御返報

〔末紙〕
志岐殿へ

老中

700 猶々高橋方適被越候処、急候而ふこくと会尺なと

不申、口おしく候、然者從肝付被仰遣候御懇切之段

々、頃ハ日防州無何事候哉、御床敷候、御參會之時

可得貴意候、恐々、

如貴意之任無題目、連々御無沙汰罷過候、失本意候、聊

非疎略候、仍落馬之儀被聞食付預御尋候、忝候、今度者

不思議存生仕候間、必遂拜面可得尊意候、氣分未々候、

雖然次第快氣仕候之条、大慶不過之候、江州無何事候、

御越之砌於御立寄者、可忝候、猶期後信之時候、每事、

恐惶謹言、

〔元龜四年比款〕

長月廿五日

同刑部太輔
忠元

新納四郎左衛門尉殿

まいる御報

701 「正文在川上式部」

誠年甫之御吉兆、重疊雖申事舊候、猶以不可有休期候、

珍重々々、抑爲此等之御祝詞、御嘉札千秋万歳、目出度

令拜領候、仍從是茂五明致進獻候、寔表祝儀計候、何様

以拜顔、倍御祝言可申加候、慶事、恐惶謹言、

〔年間不詳〕

正月九日

刑部太輔忠元(花押)

村田越前守殿
(經定)
 謹上

河上上野入道殿
(忠克)

『箕輪伊賀實書』

一天正元年癸酉九月廿七日に、瀬戸村の向へナル早崎ト云処ニ着陳被成ケル、伊地知の重興ハ肝付左馬助良兼ノ弩ナリ、故ニ引語ヒ度々緩急ヲ致スナリ、仍テ是ヲ攻賜シカ爲ニ、早崎作花平ニ御成レケル、或時敵城ヨリ多勢打出ル、慈モ大勢打出矢軍烈スル程ニ、慈次第ニ馳重レハ、敵ヲ追入、城ノ本口ニテ人々合戦セラレケル、連々軍兵我先ニト岸ニ攻上ル所ヲ、切ツ突ツ拂ヒ落セ共、寄手の勢事共せず屏垣ヲ取破リ攻戦フ、伊集院源助眞先ニト進ミケルガ、痛手ヲ負臥ニケル、郎等共馳寄肩ニ引懸退ニケル、於爰肥後平三郎・桑波田孫太郎・河野玄蕃允其外、所々ニテ人々數戦死ス、敵百余人打取ケレハ、城ノ地頭伊地知美作守構未鍊、逃ケ落ケリ、即チ城ヲ攻落、其儘取捨へ、今又兩陳ト成テ牛根の城ヲ取卷ケル、去トモ籠城の者共ハ案内ハ能知タリ、肝付も多種々の智略ヲ設ケ、事ヲ左右ニヨセ色々ノ謀ヲソ巧ミケル、仍テ伊地知・肝付ガ兩勢ニ

押合テ互ニ陣士ヲ懸テ相戦、有時野士ヲかけタルニ、敵モ慈モ連き合大勢と成テ烈ク戦程ニ、味方敗北ト成ケルニ、梅北宮内左衛門白き胸服ヲ着セタルカ、敗軍ニ押魔カサレテ逃ラレタリ、其頃鹿兒島ニテ口ヲ利計ニ笑ケリ、其後軍有ケル、殊更烈ク戦ヒナリ、敵と慈とのその間ニ敵一人射伏ラレ、敵も退ルコト不能、慈モ打事不成して折角ナリシ處ニ、赤毛ノ笠ニ三尺計ノ薄磨着タル菖蒲ノ立物猪頭ニ着、熊の皮の大引入れした長鞆を後ろ高ニ成し、白胸服を着ル儘ニ三尺余の太刀を正面ニさしかざし、敵を打て見せんとて、かく烈しき敵間思様走出、即頸を打取テ刀のさきに貫き、如何ニ白胸服カ敵ヲ打たを見タカ、人事言の若者共何ト敵ヲ打タヌカト、陳中ワメキ廻に、若キ人々皆面目ヲソ失ヒケル、人ノ高名不覚モ折ニヨルコトナレハ、他ノ嘲ヲ笑ふも能思案アルヘキコト共也、然ルニ肝付往々の通路ナレバ、平床ニ陳ヲ取んと評議アル、彼所ハ境ニ川より、ニ市成・恒吉・追又ハ肝付内場諸所ノ通路ヲ塞ク在所ニテ、シカモ難所ヲ抱タル牛根ノ城ヨリ奥ニシテ、往來不輒難所也、仍て同十一月中旬に、右馬頭幸久・左衛門尉歳久を大將として平床ニ陣ヲ取ら

「友野甲斐入道元眞奉公覚」

一崎陣詰之時、枝元神左衛門と申人討捕申候、前々藪田清左衛門殿被存候、井女人取申候、中江主水佐殿繼母也、其日合戦仕候證跡人、伊集院下野守殿・蓑輪舎人佐殿・木藤日向守殿・上原長門守殿・伊地知伯耆守殿ニ而候事、

『長谷場越前日記』

一天正元年癸酉九月廿七日寅の一點に、御着陳を被成事てんりよ目出度故により、敵城の足輕も雲霞の様ニ打出して矢師を仕る、御方の兵物走せ合て矢師稠く成りしかば、次第に軍兵重りて敵を追詰め、本口にて合戦と見得しかば、續く兵物我先にと切岸に攻め上る處を切りつき拂ひをとせ共、寄せ手の勢ハ屏の垣を取り破り致合戦ける、伊集院源助痛手おいて伏たるを、良等の兵物か取て肩に引懸る、於此肥後平三郎・桑波田孫

太郎・河野玄蕃允手を碎きて戦死也、此外ニ所々の人衆打死す、敵方ハ百余人被討取、亦伊地知美作守とて城地頭にて有けるか、未練を致て逃落る、同心の者も

有り、無異儀城を攻おとし御陳に乗せらる、扱又今ハ兩陣にて牛根の城を被打卷、籠城の者共か案内者の事成れば山道を蜜通す、肝付も種々の智略を廻して事を左右にそ寄せにける、然處ニ六月よりハ方々諏訪の御神事取行可被成、其爲ニ鹿兒島衆を始として境目の軍役を引せらる、彼の留主番衆の御大將中務太輔家久様にておハします、陳中無人に成りけれハ、此番を牛根の城が見切つゝ、磯傳への山内を忍ひくゝて程近く、文月の中旬に肝付猛勢催て、有夜の曙に大手の口に押寄て、かぎ階を持せてハ雲霞の如く懸りける處を、御太將軍家久様の御下知ニハ、如何様是ハ有行て、各一人當干と御頼を被成ける、其中ニも平田美濃守・同左馬助、帖佐の衆中も同心す、川内衆も家久様之御供也、宗徒の兵物都合其勢ニハ過さりけり、二手ニ分て大手搦手衆くばりと名乗てかきこしの合戦なり、此外の兵ものも我もくゝと軍勞す、敵は手もなく大手の口を引退き、時刻を待しけしき也、家久様者御覽て、

上古も懸る例有り、東邊を打て西邊を驚すと御下知にて、將基をはづさせ給ひて、御手廻りの 兵ものハ卅騎計相具て、御本陣處を打過て護摩所小路ニ御打出させ給へハ、時刻其辰の初也、山つつきに立登る朝霧に、軍氣や夫かあらぬと見る俛に、山の方より軍兵が五百騎計り御陣中ニ切り上り、護摩所小路に走せ出て、若きものゝ悲しさハ、陳屋に妨火を不致して、此方彼方と安するを、家久様ハ御覽て、其敵打や、兵もの共、と御下知を仰出されて、相模守忠良公の御詠歌を思食、無勢とて敵をあなとる事なかれ、多勢を見ても恐るへからず、と軍兵ニ氣を能付て御口すさみ玉ひしが、天慮に叶ひおはしまし、御國のさきにそ隨ひける、於御前左も花やかに進ミ出て、東郷掃部助と名乗て攻入て傳等いたし、其場にて戦死也、是をきつと御覽て、あな無慙也兵物共、余多を敵ニ打せてハ悪かりなんと思食し、三尺五寸有馬作り之大太刀の眞中拵り、大鐔本をくつろけて、多手ニ祈誓を致しける、其功德や蒙りて、愛宕山の太良坊大天狗・小天狗、各も家久が太刀さきを守護せしめ給へやと御名乗り、被打せ御太刀風ニ、肝付の武者共河南安藝守と名乗り宛、渡し合せて

太刀打す、甲の鉢を打碎かれ無力木陰を指て散り失ぬ、此外の武者共が、御太將と見奉りて差合ひて合戦し手を碎くといへ共、御太刀下に敵余多打給へハ、御供の兵ものも各々高名仕り、勇める事者無限り、彼くび數を大手の口に聚らる、敵は是を見るよりも肝を潰して開く時、牛根を頼取籠る、其外之者共が親を被討子を打せ、泪は袖に垂水の籠手のくさりをぬらしつゝ、伊地知は居城ニ引籠る、串良・高山此外も、我か住里にそ逃入りける人々の有様ハ、我鬼にも劣る計也、彼事を見聞宛、御太將軍義久様之御武運ニ、諸國之大名小名も恐れ申處也、

705

『大村重頼古戦書附云』

〔天正元年癸酉〕

一 九月廿七日、伊地知重興・肝付省釣ノ兵ト向嶋瀬戸村ノ向早崎野にて敵兵と取合、城江追込一戦有之、城地頭伊地知美作守逃行、故ニ城ヲ御攻取候事、大將中將家久也、

706

『樺山玄佐自記』

一 扱又祿寢・肝付・伊地知方ニ而不順守護、されハ向之

島を以渡海下大隅早崎之嶺を御陣に被構、其日小濱と云椿を被仕拂、被号先陣、連々根占方は地鉢守護方を被引けるか、此節出頭すれば、伊東・肝付・伊地知以多勢根占籠を破、其刻喜入攝津守被續合戦、舎弟兩人を初、待十餘人討死ス、然共肝付・伊地知不叶出頭す、伊地知は下の城一所を給、在鹿兒島也、

〔伊地知縫殿助重昌日記〕

一 元龜三壬申季九月廿七日ニ、薩州鹿兒島ヨリ下大隅早崎エ陣付、同日ニ新椿セメ落す、然供五ツ之外城持コタエ候、其中テモ下大隅新城ヨリ伊地知美作入道野心、本城ヨリ伊地知民部少輔野心、前田主膳野心、堅山主殿陳エ使ノ者、山下又左衛門尉同前、使ノ者、田上城ヨリ前田隼人野心、高木加賀同前、是者矢驗ノ内ニ文ヲ書籠而射替シ候、垂水之城ヨリ之野心衆之夏、伊地知讚岐・中馬佐渡・同子圖書・藺田采女・岩橋讚岐・大迫清右衛門・田中三郎五郎、是ヲ陳エ使ノ者、市來名ノ内馬上門之者追之四郎・其弟彌九郎、此二人陳エ使申也、新城ニ野心一人、本城ニ野心四人、田上之城ニ二人野心、垂水城ニ野心九人也、都合野心十六人也、

〔以下末ニ写ス〕

〔長谷場越前日記〕

一 同十一年ノ所ニ同シトアレトモ、美輪日記ニハ天正元年ノ所ニアリ、何レカ是一同十一年ノ所ニ、比良床へ開渡して御陳所をさせらるナラン、シハラク天正元年ニ隨フテ是ニノズ、御大將軍に右馬頭様・中書様をはします、彼の御陳所と申ハ、境目二河がくニ、廻り・市成・恒吉と、又者肝付内輪の所を不残ニ通用す道をふさぐ在處ニて、爾も難處を抱へたる牛根の城より奥ニ通りて、往來も更ニ大事成る比良床床の後巻を賣んとて、伊地知・肝付兩家之勢者寄せ來る、茶園か尾ニ向ひ陳を取ん爲、天正二年正月三日云々、

〔友野甲斐入道奉公覚〕

一 牛根平床ニ而敵六人討申候、内壹人分捕申候、證跡人小□郷右衛門殿・徳永源五左衛門殿ニ而候事、

〔義久公御譜中〕

〔正文有之〕

御乘陣各御軍勞之通、細々可令申候之處、依遠方無音籠過候、聊非如在候、弥御勝利之段尤專要候、此境之事、

至飯野萬端被申談候、可御心安候、猶期來悅之時候、恐

く謹言、

〔朱力牛〕
〔天正元年〕十一月五日

長兄(花押)

長住(花押)

頼金(花押)

伊集院右衛門 大夫殿
(忠棟)

平田美濃守殿
(昌亮)

村田越前守殿
(經定)

御陳所

深水信濃守

赤池伊豆守

東彈正忠

〔上包〕
村田越前守殿

平田美濃守殿

長兄

伊集院右衛門 大夫殿

御陳所

713

〔義久公御譜中〕

〔正文在肝付伴兵衛兼屋〕

雖未申通候、染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無
外方故、匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者可爲祝着候、
仍五明五本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、かしこ、

〔朱力牛〕
〔天正元年〕十一月廿六日

(信輔)
(花押)

712

〔右馬頭以久譜中〕

〔正文在垂水來町田勘左衛門〕

雖未申通候、染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無
外方故、匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者可爲祝着候、
猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

十一月廿六日

(信輔)
(花押)

嶋津右馬頭殿
(以久)

— 忠紹

女也、

三九郎 織部佐

天正十六年戊子誕生、母忠張一腹、

— 忠張 下總守忠澄子

初忠位 三郎九郎 左右衛門尉 下總守

肝付兼盛彈正忠とのへ

714 「北郷時久日記以下天正元年ニ至ル」

- 一元龜三壬 正月十八日、廻ヨリ濱市小嶋へ兵船來ルヲ
守護方ヨリ召取候、岸良將監ヲ始トシテ、以上十六人
打取ル、切取ル舟ハ、ヤカテ鹿兒島へ參候、
一元龜三壬 二月廿日丙子日、守護方ヨリ廻へ御働キ合戰、
肝付越後・牧瀬大和ヲ始メ、以上廿三人打取ル、
一元龜三壬 四月七日壬戌日戰亡、守護方ヨリ三ノ山へ御
働キ、ヌクミノ河内ノ村ノ分ハ悉ク御破リ候、馬人多ク
とられ候
一元龜三壬 五月四日己丑、伊東眞幸院カクトウノ城ニ絡
ク所ヲ、飯野ヨリ兵庫頭殿横入合戰、伊東一門廿五人、
以上百卅余人御討捕候、キリスト數不知、
一元龜三壬 九月廿九日壬子日、守護ヨリシモ大スミノ合
瀬御陳ニメサレ候、同日、ヒジリ崎城被切捕候、伊地
知一門三人、以上七十余人、取人員不知、其マ、兩城
共ニ御番メサレ候、
一同日、北郷殿ヨリ守護ノ御奉公トシテ、肝付へ始テ箭
ヲ射出サレ候、月野御破リ、切捕多ク候、同日、タイ
野ノ人數悉ク卷取、同日、クシマノ大野ノ人數カチ山

衆にて卷取候、

- 一元龜四癸 正月六戊子日、肝付ヨリ末吉へ絡ク所ヲ、北
郷時久御父子出合、住吉原ノ合戰、伊集院三河ヲ始テ、
肝付一門十二人、以上百五十余人討取、其マ、松山へ
抑ヨセ、城戸二重取候、
一元龜四癸 三月八日戊子日、平松ヲ時久御陳メサレ候、
此陳取ハ御屋形様柵寢へ御渡海有テ、肝付へ始テ御働
キ、其日、与力トシテノ陳取也、
一平松陳取御役人之夏、
歟初左近大輔殿
地破藏人頭殿
鎮定 大岩根河内守入道
地神供 河野筑前守
供物加持 長井伊賀守
幣役 東条宮内少輔
地布 河野權介
御幡 高柳
御幕 蒲生能登守父子
御太刀持 小杉新七郎
カキ役 藏人頭殿

貝武役 龜澤

一 御祈念天長寺 アイゼンノ法
大勝金剛ノ法

同 西生寺青面金剛ノ法

深河

軍向門

兵糧門

一元龜四 西 癸三月九日己丑日、祢寢殿鹿兒嶋へ參上、同日、

守護御人衆祢寢へ御渡海、同十八日戊戌日、大始良西

俣へ御働キ合戦、肝付衆四十七人討捕、

一元龜 二西 癸七月廿三日夜、肝付ヨリ下大隅守護御陳ニ忍

入ル、嶋津中務太輔殿御合戦、敵十六人御打取候、癸

卯日也、

一 同年十月一日戊申日、ツネヨシ宮ノ原へ末吉ヨリ野伏

二口ニカケラレ候、其日慈ノ衆廿八人打死、

一天正元 西 癸十二月十二日庚申日、御屋形様ヨリウシネ城

ノヒラトコロ陳ニメサレ候、

義久公 天正二年

後 舊記 雜錄 卷七

715 「國史」卷十 貫明公

二年甲戌春正月三日、肝付軍救牛根城、將取茶園尾、島津忠長・川上上野守久信爭之、其鋒甚銳、肝付軍退、忠長・久信遂據茶園尾、緣岸爲道、屬牛根城、三日而成、安樂備前守乞降許之、據貫明公舊譜、島津支流系圖尚久一流譜、牛根軍記、茶園尾在牛根地頭館南八町、係牛根、久信、昌久之子也、據島津支流系圖、川上昌、伊東氏遣伊東權頭、將兵會肝付氏、伊地知氏、救牛根城、行開薩摩軍已得利地而還、利地蓋謂茶園尾十九日、轉攻禰寢燔村落、喜入季久禦之、弟圖書助忠通・小四郎久續死、斬敵百餘人、伊東軍引去、據牛根軍記、壹岐彌四郎家藏文書、島津支流系圖喜入氏譜、以忠通・久續死爲此年正月十九日事、亦與牛

根軍記・壹岐彌四郎家藏文書合、而貫明公舊譜二十日、安樂備前守以其弟彦八郎爲質、公以新納武藏守刑部大輔改稱武藏守忠元子刑部太輔忠堯爲質、據貫明公舊譜、牛根軍記二十七日、公歸自早崎、此役也、新納忠元及本村筑前守・逆瀬川奉膳兵衛尉

・久富伴五左衛門尉功勞居多、同上、比志島藤右衛門文書、逆瀬次子白瀧家五郎左衛門尉義祐、安重、義、幕府遊織田氏之難、祐十世之孫也、祐範見第三卷建治三年、

在紀伊州、前年足利義昭奔紀伊、專見將軍家譜夏四月十四日、遣江月齋齋內書、求助於公、一色式部少輔藤長爲書、與伊集院右衛門大夫・平田美濃守、使勸公、據貫明公舊譜秋八月朔日、

世臣獻太刀如例、入來院彈正忠重豐使者村尾藏人請承東鄉氏使者、老中弗許、以爲禰寢殿宜承東鄉氏、令上井伊勢守覺兼・本田因幡守親治諭之、藏人不肯獻太刀而退、

據貫明公舊譜、上井覺兼自史、藏人爲其主、獻太刀、欲承東鄉氏使者之後也、凡獻太刀以先爲尊、然以東鄉氏祖實重、乃入來院祖定心之兒、故欲承其後、不敢先之也、左傳昭公十三年子產辱季承、杜注、承、實贖本此、注疏、承者奉上之語、後承前下承上、故以承爲次、今用承字、以物、始自後深草院建長中、圓明寺太閤文永記云、七八年來、此禮行乎天下、重豐、重嗣之子、覺兼、董兼之子、親治、親知之子也、

據入來院主馬・諏訪神六系圖、本田家總譜、入來院重嗣見天文二十三年注、上井董兼見天文二十二年、本田親知見天文十七年、並係上卷入來院重豐朝鹿兒島、時有流言曰、重豐潛蓄反謀、群臣皆言、恥與叛夫比肩、公釋不問、使之自効其信、以解衆人之疑、重豐遣家臣山口筑前守・東鄉美作守、因

伊地知勘解由・上井覺兼等請獻地焉曰、除本領入來外、

惟 公所求、公辭、據實明公舊譜、上井覺兼日史、固請且言、盡以山田

・天辰・田崎・寄田獻之、公曰、昔 伯圍公爲入來院

氏、擇於緣海之邑、於是乎、以寄田與之矣、今日奈何取

之、乃受山田・天辰・田崎、十六日、重豐及家臣五人上

血判、據上井覺兼日史、入來院主馬系圖、原文伊地知勘解由、或作伊地知勘解由左衛門尉、云時爲申口役、蓋今御用人役、按御用人帳、伊地知伊勢守重秀、始稱勘解由左衛門、秩父十郎兵衛所藏庶流系圖、蓋此人也、郡村高辻候、平佐郷有孫辰村、百次郷有田崎村、高江郷有寄田村、血判謂盟書、蓋盟書寫訖、於己之姓名下書押字、刺左手第四指背、出血濡纏、點之押字上、故謂之血判、和俗謂押字爲判、江月齋詣鹿兒島、館於穎娃氏別

館、九月六日、公宴江月齋於御內、據實明公舊譜、上井覺兼日史、御內見上卷天文十九年注、兼日史作御裏、

十日、公賜北郷時久盟書、伊集院忠金・

平田昌宗・村田經定・川上意鈞、又與一雲時久、法名、盟書、

十一日、松齡公又賜時久盟書、據島津支流系圖、道流言、

島津義虎陰有反謀、義虎恐懼、以書訟冤於喜入季久、據津支流系圖、喜入氏譜、

二十六日、復遣族人伊勢守及揖指周防介・知

識彈正忠訟於 公、據上井覺兼日史、島津支流系圖四川氏譜、薩摩守成久第三子曰興久、興久子曰忠陽、皆稱

伊勢守、忠陽死於天正九年水

俣之戰、此云伊勢守當是忠陽、義虎又與天草大夫有怨、公和

解之、未成、事見實明公舊譜、答志故、會天草大夫遣來迎寺齋

書、獻太刀一腰・馬代三百匹・厚板物二端、二十八日、

來迎寺詣鹿兒島、公使伊地知勘解由・上井覺兼告出水

三使曰、天草氏請繼 大岳公以來之舊好耳、因其書示

之、請寫、許之、據實明公舊譜、初、上井覺兼日史、公賜菱刈孫三郎鶴千代、改稱孫

三郎、重廣本城・曾木、事在上永、重廣稍失臣節、會遣使詣

鹿兒島、冬十月五日、召使者於護摩所、使上原長門守・

上井覺兼數菱刈氏之罪者數條、使者惶恐、受罪而去、同、

實明公舊譜、載上原長門守天正元年二月二十一於是與重廣伊集院

神殿村、以易曾木・本城、據菱刈孫、十一月十一日、公

適吉野、親負束薪、以資福昌寺僧厨繕葺之用、蓋修 怨

翁公故事云、據上井覺兼日史、享保二十年福昌寺火、其年權立殿堂

其來歷、大史町田俊雄、川 閏月十八日、公饒江月齋、命國史館、稽

上親史以爲與自怨翁公云、上井覺兼日史原文、蓋當時謂國老爲寄合、

十二月八日、稱寢重長遣家臣堀内彈正忠、因國老、請以

下大隅田上、易谷山和田名、若川邊田之上名、許之、賜

重長川邊田之上名、據上井覺兼日史、郡村高辻候、垂十三日、

琉球王遣 公書曰、往年廣濟寺雪岑和尚來聘、其後先王

薨、以國事方棘之故、報聘遲緩、爰遣天界寺住持南叔和

尚・金大屋子、用修隣好、因獻方物數事、恐惶不宣、據實

明公舊譜、按琉球王書尾云、萬曆二年甲戌閏臘月十三日、即此年甲戌歲

也、據明時館長曆法、此年置閏在十一月、不在臘月、我用我法、故翻閏字、天草城主志岐兵部大輔鎮經、使正興與寺湯浦入道、來

三日、公報以鐵砲一枚・馬一匹、使伊集院右衛門兵衛尉・上井覺兼辭焉曰、天草事、非吾所預也、據實明公舊譜、上井覺兼日記、志岐殿馬系圖、志岐氏出自菊池氏、有出羽守弘家者、始爲志岐氏、續經、弘家十七世孫也、實明公舊譜、天正元年一月二十一日盟書、有伊集院右衛門兵衛尉久治、繼子傳作段子、按名物六帖、段子毛布也、本目一物、則非繼子省文矣、今改書之、以下倣此、是歲伊地知兼興降、獻下大隅五所、據秩父十郎兵衛系圖、下大隅謂於水等地、已見第六卷觀應二年注、是肝付三郎四郎兼亮遂降、獻廻・市成、復上盟書曰、自今以後、奉公無貳、公賜兼亮盟書曰、奉公無貳、嘉乃忠順、自今以後、患難相恤、據末吉人檢見崎權右衛門家藏盟書、兼亮事詳明年、

「忠元勲功記」

一天正二戌正月、去冬より肝付方安樂備前守兼寛牛根城を相守候ニ付、金吾歳久様軍衆被召列、平床迄御出陣被成居、此月十八日、被爲攻圍候得共、可落躰ニ無之、何卒見立ハ無之哉、貫明様より忠元江御意被爲在、則畏而爲召列人數之内、逆瀬川奉膳兵衛武安・本村筑前守・久留伴五左衛門ニ申付、嶮岨之岸を堀穿、城内ニ道を通し可攻入手段仕候処、備前守兼寛も是ニ者難防得、同廿日、弟彦八郎兼貫を人質ニ差出候間、是ノ茂忠元嫡子刑部太輔忠堯を城中に差入、互ニ取替相濟、兼寛等和睦候而、下大隅之様退去仕、同廿二日、忠元

城内ニ打入、城祝共爲仕由、左候而此牛根之城御領ニ爲被成事共者、玆敷智謀与、餘程其比も稱美爲仕事之由御座候、左候而此比者、肝付も省釣并嫡子左馬頭良兼茂死後ニ相成、其第三郎四郎兼亮代ニ而、右之牛根計に無御座、前年正月者、住吉原之軍ニ、北郷時久より肝付勢四百三十拾餘人被討取、其上前文通、祢寢重長も降參仕、只下大隅之領主伊地知重興与日州之伊東義祐計、肝付ニ與黨仕、兵勢も余程弱目ニ成行折柄、肝付方之親族同名越後守兼純之母与、忠元之母并淨光明寺其阿西嶽と者皆兄弟ニ而、父者新納周防、守久友なり其阿者其以前高山之道場ニ罷在、兼純者重興之聲、彼是緣引も御座候付、忠元与申合、其阿を御使僧ニ被仰付、重興与兼純江篤与申諭置、兼亮茂和睦可仕旨申勸させ、此年二月、重興茂下大隅五ヶ所差上、降參奉願、下之城一所被成下、同廿五日、嫡子伊地知三郎九郎重昌鹿兒嶋御内江參調仕、御禮申上候故、兼亮茂押領仕居候内より市成・廻今之福山、恒吉三ヶ所を差上、御和睦之願申上、其通被仰付候由、此等之諸所御領ニ爲相成も、右通忠元緣引爲有之故、手初爲仕筋御座候、此年貫明様御武運長久之誓願ニ、忠元十駄愛石岩を大口里村ニ建立仕

717

置、今以每年六月廿四日、例祭之由御座候、

〔忠元諱中〕

天正二年甲戌、忠元創建十體愛宕軍神於大口里村、（註） 地頭今

館西南
十町許、以禱

貫明公康寧云、今藤原等覺院掌其香火、
以六月二十四日爲例祭、

住吉	玉垂
鹿島	勝軍
天照	三輪
兵主	諏訪
矢藏	神宮

信心	忠元 敬
重養 白	
支十大軍神者、本源尋者、十 累頭領十職之第一也、依而武 家相應之神力、此外不可有者 也、信心大檀越	
藤原義久御武運長久、爲是勸 請奉者也、	
天正二年令月吉日	

718

〔大口土家原氏系圖〕

政重

篠原普賢院

720

〔北郷時久日記〕「以下十二月ニ至ル」

719 天正二年甲戌

慶長十八年癸丑四月七日生、
慶安五年壬辰、被定大口愛岩座主開基、（註） 小院号愛岩坊
普賢院、時大口地頭新納加賀守忠清也、按天正二年甲
戌、地頭忠元建像勸請処也、至是再興之、

正月十九日、喜入圖書助忠通 季久之弟にて、肝付・伊東等
の節と隅州根占の岩瀬戸に戰
ひ死之、年二十
八下皆同列也、 喜入小四郎久續 忠通の弟なり、
年二十六、 伊集院宮内
左衛門忠吉・中俣佐渡守儀宣・田代藤四郎清次・有川
讚岐守・迫田助太郎・同助八郎・神田主水・指宿平七
郎 此等の五人、皆季久之邑兵
にて、俱に十五人戰死す、
三月、鳥濱藤四郎義氏 称養重長、伊東氏・肝付氏・伊地知氏
と称養に戰ひ、從兵戰死するもの多し、
下皆 鳥濱又六義次・村山飛彈盛貞・與福寺住侶阿闍
梨慶愍・高崎信濃・村山豊後守・上田伊豫・前田藤兵
衛・長谷舍人・西迫新右衛門・安田藤左衛門・入野三
郎兵衛・同佐左衛門・堺助六・日高彌七兵衛・梅室祐
芳、外ニ夫卒五拾五人、
五月、細田後藤兵衛重忠 伊東兵と戰ひ死す、
其地を詳にせず、

一天正二年甲戌正月三日己卯日、ウシネノ城ノヨリキトシテ、

肝付ヨリチャエンヲ取カマエントテ來ルヲ、守護方ヨ

リ追返シ、則守護ヨリ陳ニメサレ候、

一天正二年甲戌正月十九日乙未日、伊東肝付へ加勢トシ、

牛祢ノ陳ノ後卷トシ、守護方ノネシメヘ働ク合戦、ネ

シメ殿ヨリ伊東・肝付衆三十人打取、然共其日シホ入

ノ城落、人代父子打死、敵其マ、スハル、次ノ日犬ノ

ババマテ敵破ル、其日、木入殿御弟二人打死、以上屋

形御番衆・ネシメ衆六十人打死、肝付人ヲ取夏四百人

余リ、

一天正二年甲戌正月廿日、牛祢ノ城ノ岸ヲホラセラル、間、

力ナク守護へ城ヲ上ラレ候、人代ハ安樂名字、ヤカテ

シモ大スミノゴトク送ラレ候、則御陳拂メサレ候、

一天正二年甲戌五月九日癸未日、廻之城御屋形へ肝付ヨリ上申サ

レ候、右馬頭殿へ則御給にて候、

一市成城モホトナク右馬頭殿御受取にて候、

一下大スミノ伊地知殿守護へ參上申サレ候、同年中四月

也、

一天正二年甲戌八月廿日壬戌日、和ヨウノ使トシテ宝樂寺肝

付へ被越候、其日ヨリ肝付ト當方ノ矢留リ候、

一平松陳拂之夏、

一天正二年甲戌十二月五日乙亥日

彼陳ノ御大將藤原忠虎

奉行人津曲備後守・伴兼廣

大手城戸其日番衆

竹下兵部左衛門尉

山内与市左衛門尉

水手城戸其日番衆

重久將監

鎌田掃部兵衛尉

彼陳守護方ノ以御意、陳拂申サレ候、依彼陳之故、岩

川五十町分 時久公御知行にて候、

陳拂之役者大岩根前河内守入道宗政

721 「義久公御譜中」

賊徒據牛根城之固、敵于我者久矣、天正元年十二月十四

日、結陣於平常岡、相闘者及數度、然而未決輸贏、徒越

年矣、天正二年甲戌正月三日、肝付兼續之賊徒越高隈之

大山、欲到牛根城前茶園尾以結陳柵、我陣壯士見之曰、

俾彼結陳柵、則非我之勝利乎、可速追退之、島津圖書頭

〔全上〕

忠長聞之見焉、指揮軍中曰、實所宜戰之時也、各一步勿退、今也吾爲後勢、使汝等不得退去、川上上野介久信亦同所以指揮也、由是衆兵一心志定必死、爭先競戰、賊徒甚恐、棄甲曳兵走、而遁高山、狼狽以勞、出下大隅走去也、是以我之士卒築茶園尾以陣于此焉、丁此之時、兼續旗下有安樂備前者、主牛禰城、守我之陣營之士、題渠之稱號詠狂歌、寫之於矢、射贈敵城、

弓もうしねもおれやそと引かへて

かふとをぬかはやかてあん樂

天正二年正月十八日、平常守兵、構壁於濱邊、茶園尾之守兵、近寄牛根城下、依斷岸以將作經路、城中凶徒防之、或飛矢投石、或拋竹藁火者、無更有間隙、然而我兵不敢畏之、掘其險岸者兩日兩夜、則遂得掘破迄于城裏、城裏兒童走卒、震懼叫呼不可勝言、由是賊徒等亦失氣、遂請降、諸將不可、然而強請不止、於茲乎、應彼之請、同月十九日夜中以降、不飛羽箭、止鬪戰矣、翌日、城守安樂備前以其弟彦八郎、稱質出焉、故遣新納刑部大輔忠堯武藏守忠元子、爲質、入牛根城、而後送兼續黨徒於下大隅、同廿

〔圖書頭忠長譜中〕

二日、忠元入牛根城也、同廿七日、義久去早崎陣營、歸麿島宅地、貴賤上下無不喜悅者、吾熟以爲、異國本朝戰場勝敗、在主將之計略、今度勝利專在掘險岸達城中逼賊徒建大功、固是希世之珍事也、都是新納武藏守忠元謀術、而又逆瀨川奉膳兵衛尉・久富伴五左衛門尉・本村筑前守等勇氣有餘盡筋力之所致也、

伊東與肝付兼續・伊地知重與彌結黨徒、惡禰寢重長之難一揆、先降太守、而天正二年三月下旬、率軍衆、逼禰寢放火村市、且亂入小禰寢城麓、及攻責、重長將垂危急、爰喜入攝津守季久及猿渡越中守・并尻伊賀守又平田新左衛門尉領川邊騎步、各在于彼地、俱防大敵、追迫岩戸口、斬敵首者一百餘員、由是敵兵退散矣、依季久武功、得全城郭、然而季久之弟圖書助忠通・小四郎久續已下共十有餘輩遂戰死、重長之旗下之兵死者其數多矣、

同年十二月十四日、欲攻牛根城、構陣於平常岡、以往相戰者未有止時、雖然不決輪贏、既越年矣、天正二年甲戌正月三日、兼續之賊徒越高隈之大山、到于牛根城前、欲構陣於茶園尾爲後攻、忠長見之、則指揮軍中曰、越嶮山

勞疲之軍固可戰之時、敢勿猶豫、速走進可屠殺、我亦爲後繼、使汝等一步之不得退、川上上野守信久同指揮之、

是以軍衆一心同志、爲必死之勇以督戰、敵軍懼猛威之不
可當也、引退于高隈山、脱甲冑棄干戈逃去、狼狽纒到下
大隅、故以茶園尾爲我陣焉、

724 「雜抄」

天正二年甲戌正月三日、肝付兼續賊徒越高隈山、欲到牛
根城前茶園尾以結陣云云、皆棄鎧逃去、我兵取茶園尾以
陣焉、時早崎城兵以兼續渠魁安樂備前守姓氏爲題、詠狂
歌書之於矢、以贈敵陣、

弓もうし柵もをれやそと引かへて

かふとをぬかはやかてあんらく

(本文書ハ底本ニ欠ク、鹿兒島県立図書館本ニヨリ補フ)

725 「壹岐賀州年代記」

「天正元年也」
一同年ノ霜月ノ時分、肝付之内牛根と申候城ニ薩摩衆つ

めちんヲ付られ候、彼一難儀之由、肝付賀州日向江被
越候て被申候、此方より与力候へてハ、肝付之家迷惑
にて候由被申候、然ハ此度御ミつき候ハすハ、嶋津殿

与和与可申と被申候条、同二年ノ正月六日七日ノ諸軍
御立候て肝付へ御着候へ共、肝付衆薩廣衆ニ向ひ陣を
取候すると申候處ニ指越シ、又薩摩ハ兩陣取候間、手
をうしなひ候て、うし柵くちニハとりあわす、根占ニ
此方ノ諸軍ノ案内者候て働候事、同月十九日也、根占
指かゝり悉く村御やふり候、既肥衆一人辛勞候、扱物
内ノ御大將權頭殿・同久峯入道殿御越候、此衆ノ御
分別ヲ以日州表ハしほいり城と申候在所ヲ責落、其夜
ハ城ニ御とまり候、然るニ既肥日州衆ハ、五日ハ當城
ニ御支候へてハと被存候へ共、肝付衆急き候て、根占
ヲ計申され候、次ノ日高城と申候城ニさしより、不番
と見へ候間、御つめ候すると御當方衆被存候へ共、役
丸孤雲しぎりニ相とゞめ申候と承候、此方衆手負壹人
もなく、いづれも御歸國候、既肥衆伊地知右馬介打死
候、根占ニて薩摩衆喜入殿、其外根占衆百余人、地下
足輕以上四百人程打取候、左候へハ肝付・牛根ハ此方
より御働めされ候、前十八日ニうし柵ノ城薩摩衆渡さ
れ候、今三日持のべ候ハ、可然儀も候するなと申散
候、扱肝付ハ此上ニめぐり・市成兩城ヲ嶋津殿ニさり、
一たん先大事ヲのへ候するとして和融候、同年霜月、佐

土原ニ使衆町と申候新町ヲ御立候、此年ノ十二月廿六日ニ長倉藤七殿元服ニて候、それかしも受領申候、

「壹岐賀州年代記」

一天正二年甲戌正月、爲肝付殿合力、日州ノ對島津殿御

働候、肝付江罷越候日數之事、正月六日壬午定、首途

申候て、同八日甲申罷立候、同九日乙酉おひニ着候、

同十日丙戌成、肝付之内櫛間ニ着候、同十一日丁亥納、

志布志ニ着候、同十三日己丑閉、内城ニ御禮ニ參候而、

あんらくノ城一見仕候、同十五日辛卯除、内城八木伊

豆殿ニ而諸外城衆ニ御禮、同十六日壬辰滿、松山之城

一見仕候、同十七日癸巳平、志布志ノくしらの如く軍

衆打立候、同十八日甲午定、串良ノ申ノ時程ニ、野峯

うらニ着候て山留リニ而、十九日乙未取、三宮生門辰

ノ方祢しめニ働候て、村里不殘破、勸請鑿伊東下總權

守殿御申候て巳ノ尅ニあけ、其きはひにてまくりかゝ

リ戰候て、太刀下ニ而三拾人程打捕候、右近臣祢しめ

殿舎弟源四郎殿と申候を打取候、頓而塩入之城ニ指寄

候て、未ノ刻ニつめときあけ、上尅ノ方ニ向候てせめ

落候、我ノも龜川岩介と申候者ヲ打取候、勝鑿申ノ

『長谷場越前日記』

一天正二年正月三日の事成るに、拂曉より聞取として、

功の兵物被討出て、をばにあまり晃る間、早や敵合

を仕り、年頭ニ御吉左右を被申上、懸りける處ニ、御

方陳の軍兵ハ我先かけんと被討出、其中ニ一番の御大

又五郎殿、後陳ハ歳久三千騎、御本陳ハ土方余騎被出勢ヲ見テ、肝付方衆悉ク敵

將に者又五郎様、御供の兵ものニ上原長門守、此外宗

軍ハ、義久公御殿ニ、弓ノ牛根モ云、被遊、城内ニ被射テ、城主安業備前降參ス

徒之人々者、何も劣ぬ武兵にて先陳を被成けり、亦後

陳之御太將にハ左衛門督年久様三千余騎の勢にて、猪

の鼻ニ打上て、如何にも進んで見得給ふ、御本陳之御

手勢拾萬余騎にて被打出、此外の三陳衆手寄ノに勢

727 一甲戌 天正二年、此年正月、霧嶋ノ神火動天地、正月

三日、茶苑カ平ニ着陣、同十九日、牛祢ノ城成儀渡ル、

まがおひ迄參候也、

時ニあけ候、其夜ハ切すわり、同廿日丙申破、あい川のはくやふり候而、高城ニ指寄、軍衆串良の如く御引候、同廿三日己亥働之御礼内城ニて候、同廿九日乙巳志布志ノ櫛間のみなと迄參り候、二月二日戊申破、くしまがおひ迄參候也、

足も取捨て跡を先にと逃行く者へ、運の究めとしられ
たり、爰を以て御太將軍義久様之一首の御詠ニ被遊處
也、

弓も牛根もをれ矢そと引替て甲そぬかばやかて安樂
と矢印ニ被書付、牛根の城内に射送て、追付間の垣を
いわせらるゝ、懸りける處ニ、大口衆酒瀬川奉膳兵衛
尉と久留伴五左衛門尉とて兵もの有けるか、夜に紛れ
て野頸の山ニ忍ひ入り、牛根の城の切岸を堀崩す仕合
せを、城内衆へきつと見て、爲方なさは無限、城地頭
ニ備前守是を見て、爰を専度と防け共、深く堀入る事
なれへ、岸中より二筋三筋ニ堀り破り、屏涯近く攻上
り、大口の住人伴五左衛門尉と奉膳兵衛尉は是迄參し
て候也、痛屋備前守其外之城内衆、明日ニ面上して合
戰致しなべ、御頭を給て軍神に手向けへし、同く者今
生ニて御奉公有りしかへ、新納武藏守ニ告知せ、御取
成を申んと大音揚て名乗りける、此事を聞からに、力
に不及降參す、御詠歌の尊さを軍陳旅褒美を致す計也、
去る間新納武藏守牛根の城へ被打入、相一日支度させ
て下城を取り成し、地頭を先に指立て、在番衆相添て
肝付へ被送、鹿兒島の淨光明寺の其阿上人を御使僧ニ

被遣、懸りける處に、肝付よりの捧け物廻り・市成・
恒吉城、伊地知方の進上者田上と垂水、高城ニ新納を
指加へ、手前の先非を被改、御太將軍義久様を始奉
り、大小名衆此外之御評定衆ニ至る迄、御慈悲の慮ニ
て御赦免被成、御高恩不浅子細とて、伊地知・肝付悅
事者更ニ限もなかりける、然者、主將を始め奉りて、
諸軍勢ニ至る迄、數百艘の兵船を河に纜引着て、敏く
遅く取り乗りて、順風に帆を上て、我國指て走せ渡ら
る、彼を是を聞く人者、上中下諸共ニ忠ニ進む計也、
又伊地知重興ニハ下モの城を被下て、家を残し置れけ
り、角て新城を鎌田出雲守ニ地頭職を被仰下、高城も
是ニ付て、垂水ハ河田駿河守の地頭也、其謂者此度の
兵道の役者ニて、既ニ御利運被成者、是を忠に被下処
也、牛根を伊集院右衛門兵衛尉の地頭にて、田上の事
ハ根占重武忠節にて被宛行恩賞者也、就夫、世上ニ名
利を被得宛、弥増ニ御奉公被申上候事、

一めぐり口ニて度々合戦御座候而、伯圍公之御舎弟右
馬頭忠將を打奉り戦死被成候、夫より御いこんニ被思

召、牛根之城ニ陳を付ケ、被□茶ゑんか尾の陳・ほう
さきの陳・さんくわん平の陳三ツ付、牛根之城を責崩
被成候事、

〔權山玄佐日記〕

一 去程正月三日、

〔天正二年カ〕

敵催多勢、持陳具足、茶園ケ尾と云所

爲取、見其氣色、慈陳士少々茶園尾指向、不移時左馬

頭殿依被成御續、敵取次敗軍、其日より催數千人、此

所構御陳、無晝夜之境、矢叫如雷電、同十八日、平常

之御人數、牛根濱之方ニ被結間之壙、從茶園ケ尾之方

内城之切岸を堀破、作道事夜白三日也、敵投石擲是、

或茅ニ付火堀底擲、雖防矢便絶不仕、十九日之夜降參

定、當今朝辰ノ刻不思儀之御神秘、霧島之御嶽明火之

炎、其響天地ヲ動給フ、抑此山と奉申者、日城無双之

靈場、扶桑最初之勝地也、盤余彦尊從此山登梵宮、請

取吊鑰蘇還給、其後御即位在、神武天皇奉号、始和國

名權現と奉申欵、然者卅一字ノ言葉を詠給、神武天皇

尊不絶者煙と共ニ生リ登ル、山又彼山ニ有十号、其弟

ハ大波峯と申事者、此池之深サ此峯之高サなり、去者

大波峯と云、仍吳國之軍起ル時者、此池之波振動事

大鞍如打奉申傳、其威光巍々タリ、同此日、到根占、

伊東・肝付・伊地知催數勢成絡、麓散々放火入軍有、

其刻喜入攝津守指籠、敵百餘人討取、根占衆も打死多

シ、既城々も危候処ニ、攝津守舎弟圖書・小四郎兩人

共ニ爲君開花如風前、菓熟シテ不堪枝、於其場兄弟互

臨終之吟句、眞之顯道理、廿八歳・廿四歳捨一命、同

喜入被官十餘人遂奉公、自身も數度之合戦有、加世田衆

猿渡掃部兵衛尉・井尻四郎左衛門尉同心ニ菟角遁給、

從夫敵塩入之柁滿入、雜人原切捕、其所ニ夜明、次日

愛川へ雖指寄防還、彼堺少息延處ニ、廿日、從牛根爲

人質、彼城之人躰安樂備前守弟彦八郎致參上、從夫新

納武藏守一男刑部太輔城内へ被差籠、及日暮、肝付番

衆者下大隅へ被送遣、廿二日、新納武藏守も城内へ被

罷籠、同廿七日、城祝御發足也、凡從昔亡敵謀計、張

良術其外古今其數雖多、堀檢岨之岸作道類更奇妙也、

是哉神代も不聞とハ申傳覽、此事武藏守以才覚、逆瀬

川奉膳兵衛尉・本村筑前守・久富半五左衛門尉三人之

調達欵、是偏 太守様依御慈悲、受天道之惠、叶神慮

之擁護御座事、諸人萬民奉仰之而已、

天正二年二月八日書之 玄佐

一斯ケル処ニ、平床陣ノ後巻セシトテ、伊地知・肝付カ勢三千計寄來ル、茶園カ尾ニ向陣ヲ取ラントテ、天正二年甲戌正月三日、武功ノ者ニ足輕共ヲ相付テ、見切ノ爲上場ヘアカリケル処ニ、ハヤ敵合シテ、仕合ヨカリケレハ、雜兵一人打取テ、年ノ初に御吉相ヲソ申ケル、菟角シテ日モ移行程ニ、六月ヨリハ方々諏訪ノ神事ヲ爲可被取行、鹿兒島ヲ初として、境目ノ軍役ヲ引レケル、其折節、牛根ノ番太將ハ中務太輔家久御座ス、陣中無人ナル由ヲ聞傳ヘ、能仕合ゾト心得、礮傳ヘノ山路ヲ潜ニ忍テ、七月ノ中旬、肝付大勢ヲ催シ、或夜ノ曙、大手ノ口ニ押寄、鎗階ヲ持セテ三千計寄來ル、大手ハ平田美濃守・同左馬介帖佐衆中相具して堅らる、搦手ハ家久ノ勢に川内表の勢ヲ加へ堅らる、都合二千騎ヲハ二手に分つて置レタリ、大手ハ垂ノ口ニ出合ヒ、木脇刑部左衛門・帖佐淡路守・梅木梅介杯高名す、其外之人々軍勢セラル、夫々敵手だてもなく引退き、定て時宜ヲ待ぬらん、家久此様ヲ見給ヒテ、牀床ヲ迦させ玉ひて、手廻三拾騎計相具して、御本陣ヲ行過ぎ、護摩所の小路ニ打出見給ヘハ、時刻ハ日出の比ナルニ、

山連ぎに立上ル秋の節ナル朝霧か、もやの煙かと見ル処ニ、三百計陣中へ切登リ、護摩所の小路ニ馳出ル、若者共ノ至ニハ陣屋に火ヲ放ナハ何カハ忍ヘキナルニ、あなたこなたと案するを、家久急と見給ひて、あはや敵そ、あますな打と下知をなす、家久の御内なる東郷掃部助と名乗て散々に切合ひ、其場ニ即打死す、家久是ヲ御覽シテ、懇ニ會釈ひ、郎等數多打せてハ悪リなんと思召、三尺五寸ノ有馬作ノ大太刀ヲスリト拔テ、南無大將摩利支天（念）愛宕山ノ太郎坊大天狗ニ小天狗、家久カ太刀先ヲ能守ラセ給ヘと念して縦横に捲リ立、ハツトソ退ニケル、爰ニ肝付ノ住人ニ河南安藝守ト名乗テ、家久ニ渡リ合フ、家久是ヲ見テ、汝ハ雄男ノ者也トテ、受付テ甲ノ鉢ヲ打碎カル、無力木陰ヲサシテ逃失ヌ、敵とも大將と見ルヨリモ、我打取ント攻戦フ、家久目ノ下ニ數ノ敵ヲ打取玉ヘハ、郎等ノ人々モ不劣ト切テ入り、縦横ニ捲立、追廻し追返し、一時計リ黒煙ヲ立テ切合ヘハ、遂ニ敵共不忍シテ、岸ヨリ下ニハラ／＼ト拂ヒ落セハ、岩ニ當テ死スル者モアリ、或ハ肩腰ヲ打損シ、遂ニ片輪ト成モアリ、思ノ外ニソ打レ

タリ、中書モ手浅クコソマシマセトモ、身ニ一ヶ所、
 胸腹ニ當ル疵トモニ、以上三ヶ所トソ申ケル、生摩利
 支天トハ掛ル人ヲヤ云ラント、敵モ慈モ其高名ヲ感セ
 ヌ人ハナカリケリ、去ハ野頸ニ敵攻入タル由、大手ニ
 聞ヘケレハ、大手ノ人々馳連ントス、美濃守是ヲ見て、
 たとひ野頸ニ攻入タリト云トモ、大手ノ堅に居ル者カ、
 爰ヲハツスハ不覺ナリトテ、少モ動スル氣色ナケレハ、
 各無力居ケル処ニ、野頸の敵ハ悉く追落して中書打勝
 玉フト聞てこそ、人々安堵ノ思ヒヲ成ニケリ、美濃守
 騒ぎタラハ、敵大手ヲソ攻破ルヘキヲ、何レモ劣ヌ太
 將也トソ誉ニケル、於野頸ニ打取タル頸共ヲ、大手ノ
 口ニ懸双レハ、敵モ是ヲ見テ力盡て引ケルガ、牛根ヲ
 サシテソ歸取籠ル、夫ヨリ伊地知重興ハ居城ニ引籠ル、
 肝付ノ者共ハ皆住家ニソ歸リケル、然トモ肝付・伊地
 知カ兩家ノ勢四五千騎カ程往々ニ馳廻テ、色々ノ智略
 ラナス、其折節伊東加勢トシテ大隅ヘ打出ントスルト
 云雜説アリ、守護方心遣ノミニシテ、牛根モ急度墓行
 ヘキ様ニモ見得ス、御陳ヲモ先引玉フヘキカナト評定
 區々ナル処ニ、敷根中丞頼継小船二艘二郎等少々相
 乗て、其身ハ段々威ノ鎧ノ今己ノ時ト輝クヲ、兩袖シ

ツカト引付て、御陳へ參て申ケルハ、たとへ伊東參た
 りと申とも、我等敷根ニ罷在候へハ、大隅の御家人ヲ
 相催し馳向ひ、一戦仕打滅し候へん事案の内ニ覺へ候、
 こゝろ強く牛根ヲ御退治候得と申されけるを、誉ぬ人
 こそなかりけり、去程ニ何つ迄互ニにらミ合ひ、月日
 を送ルヘキカ、早々退治有ヘシトテ、軍勢ヲ打出サル、
 先陣ノ大將ハ圖書頭忠長、侍大將ニハ上原長門守、其
 外宗徒ノ人々、究竟ノ勇士ニテ先陣ニ進マル、後陣ノ
 太將ニハ左衛門尉歳久三千騎ノ勢ニテ猪鼻ニ打上テ、
 如何ニモ其備堅固ニソ見ヘニケル、御本陣ノ其勢漫々
 トシテ打出ラル、肝付勢是ヲ見テ敗軍モ理ニヤ、陣具
 足ヲモ取捨テ、後ロヤ先ニト逃失ヌ、於此義久雜歌ヲ
 讀ンテ、矢シルシニ付テ射サセ玉フ、

樂

弓モ牛根モオレ矢トソ引カヘテ甲ヲヌガバヤカテ安
 ト牛根ノ城ニ射送テ、追付相ノカキヲ結サセラル、斯
 ル処ニ大口ノ住人ニ逆瀬川奉膳兵衛尉・久留伴五左衛
 門尉トテ勇士有ケルガ、夜ニマキレテ、野頸ノ山ニ忍
 入、切岸ヲ堀崩ス、城地頭安樂備前守是ヲ防カントセ
 シカトモ、防ニテダテナク、城内の人々爲方ナク見ヘ

ニケル、深く堀入岸ノ中ヨリ二筋ニ堀破リ、屏限ニ堀
出て、地頭ノ安樂殿其外城中の人々へ可申事候、其身
ノ主肝付ハ、普代ノ君太守ニ弓ヲ引、八逆ノ罪ヲ犯ス
輩ヲ主人ト頼ム共、彼無程當天罰、滅ノコトウタカヒ
ナシ、惡逆ノ主ニ伴ヒ、無道ヲイタシ玉ハ、各無罪
ト云へとも、其黨ニ與せは、その罪難遁、その故は、
明日遂合戦ナハ、各の頸ヲ得て、軍倍ニ備んこと案の
中也、同じくハ今翻逆心、太守ニ於致忠節は、新納武
藏守ニ告知らせ、御取成を申さん、大口の住人ニ逆瀬
川奉膳兵衛・久留伴五左衛門と大音挙て呼びけり、城
中の者是を聞、今ぞはや力ニ不及次第なりとて、降參
の由をそ申ける、是義久の詠歌の御徳なりと、陣族皆
感しあゑるなり、去程ニ新納武藏守牛根の城ニ打入、
一日支度ヲ調へ、地頭安樂備前守在番之輩の者共、肝
付へこそ送ラレケル、鹿兒嶋の淨光明寺期阿上人(本)ヲ使
僧として遣サル、於此肝付ハ市成・恒吉・廻ヲ差上ら
る、伊地知ハ垂水・田上・高隈・新城ヲ差上ラル、悔前
非自今曰後全く可致忠節の旨、誓紙ヲ書て奉レハ、義
久仁君ニて御座セハ、その罪を不咎、赦免してかの家
を残し給ふ、誠ニ御厚恩の至也、重興は下大隅下の城

733

追而、先日於祢寢口御働之通、御使者委敷物語承候
而、如見存、一段驚入候、何様無比類御様躰、御浦
山敷社存候へ、將又若頃御慰にも可被成かと存候間、
餘之事ニ駒を取セ候て、致進獻度之旨申事、自然其
分ニ被思食候之者、彼久屋へ大方御好之通承候ニ者、
見合候てくひらせ度候、但御氣ニ可合申事、乍難測、

732

を被下て居城ス、新城ニ高城ヲ相加へ鎌田出雲守、垂
水ハ河田駿河守、牛根は伊十院右衛門太夫地頭職をそ
給りける、田上は根占の重武ニ其責を不受し、早々參
上申さる志のいたり神妙なりとて、恩賞ニそ行れける、
「伊地知縫殿助重昌日記」
一天正二年甲戌季、下大隅ノ弓箭無夏ニ罷成、二月廿五
日、鹿兒嶋エ重昌參上、垂水ノ與迄御老中衆打迎、伊
集院右衛門太夫殿・平田美濃守殿・村田越前守殿、御
申口上原長門守、鹿兒嶋船元江河上意釣老、其夜聽而
御内ニ罷出、義久様之懸御目ニ、仕合能名ヲハ則縫
殿助ト被下、今伊地知之家目出度繁昌申也、

天正三 吉日

無御等閑印迄之申事候、

扱茂其元乍案中、差寄目出度罷成候之由、菟角御祝言難申盡候、御満足之儀察存候、拙者心底者一人之目出さ之様奉存事、可爲御察候、仍先度者、以御使者御懇之段、一段畏入存候、何様懸御目、諸事御物語可申承覚悟候之処、不慮之事故、言語道断迄候、如何様伺公可申之条、其砌多年之積壽可申齊候、隨而別紙にて申入候分、向後無御忘却御校量頼存候、諸事亦可得御意外無他候、猶久屋齋可被申之条、令省略候、慶事、恐々謹言、

〔天正二年〕

三月四日

義虎(花押)

喜入攝津守殿

御宿所

〔上包〕
出水義虎より弓詫へ來狀

薩摩守

〔右又上包〕

喜入攝津守殿

御宿所

義虎

734 此度於鹿兒嶋各御同前雖爲可申心底、無御伺公之条、別

而以一輪申入候、其意趣者、先年度々以御神名、奉對

御屋形様、心疎有間敷旨言上仕候え喜、雖然、拙者進退

之事、肥薩之境罷居候之故歟、又者昔之御事于今可存殘之推察も候之哉、世上風説耳痛事共、折々承付様候之条、拙子氣仕之事、菟角難申盡候、乍去某無心疎旨者、度々如申候、菱刈御弓箭之時分粗顯申候、從其打續、弥餘身忝御事計候之處、仇御恩而可報事、爲人可有之候之哉、世之習にて誰も訟訴者申事候之間、澁谷御退治之境節、何分ニ御番申度之由申上候之処、高城・水引を被下、東郷・中郷者可被召殘之由、被仰分之旨候間、御尤之儀奉存候之条、其由申上、從其高城・水引之御番申候えッ、又山野之事、是者努無間懸處、可被下之由、於大口上意候之条、度々斟酌之儀、雖申上候、頻御番申セとの御事之条、于今如此候、然者懸忝御事迄にて候之処、或被仰分御差置候、東郷ニ可仕馳籠之通、又者中郷を可致知行之由存なとの風聞之通、此跡者承様共候えッ、左様ニ共仕候而者、奉對 御屋形様、不申御敵にて可候哉、其外様々風説折々之由申候条、自然義虎左様之惡心聊も於存者、此前進上仕候奉始御神名、三國ニ可有御座諸神諸佛諸天之御爵蒙、忽無故可成終様等の旨、每朝御祈頼存候、右之申事、若々於御納得者、自今後、義虎就身上露も忌々敷事可有風聞時者、先々被糺云口、一途之御校量

頼入候、又案出事候、東郷殿者澁谷同前ニ雖被申御敵候、

先々懸り能候へハ、相良殿と談合候而、我等を可被崩折

候之處、以御運之御影、結句彼方之在所多々格悟申候之

条、左社家風之人々可被口惜存之間、左様之從人々之内

茂、被云事かとも推量申候、是ハ可爲理欵、何自爰右条

々之御分別悉皆頼存候、巨細猶伊地知勘解由助殿へ致口

達候条、委敷御尋候え者、可爲満足候故、聞筆候、心事、

恐々謹言、

〔天正二年款〕
三月四日

義虎(花押)

喜入攝津守殿
(季久)

御宿所

薩摩守

義虎

〔上包〕
喜入攝津守殿

御宿所

〔右二通ノ書、喜入季久之譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

735
〔御文庫廿二番箱二卷中〕

薩摩國坊津宮一丸

船頭渡邊三郎五郎

琉球

天正貳年甲戌四月一日 義久

下

〔義久公御譜中案文有之トアリ〕

736

〔御文庫拾六番箱三卷中〕義久公御譜中正文在加治木衆
長谷場傳左衛門トアリ

其已後者任無題目、自然罷過候、聊非疎略候、仍隅州表

被屬御案利之由其聞候、御満足察存候、此等之御祝儀被

申入候、宜預御取合候、於弥御入魂所仰候、巨曲福田寺

可爲口達候之条、期來喜省略候、恐々謹言、

〔天正二年〕

卯月九日

長兄(花押)

長住(花押)

頼金(花押)

伊集院右衛門太夫殿
(忠徳)

村田越前守殿
(経定)

平田美濃守殿
(昌宗)

河上上野入道殿
(忠克)

御宿所

天正二四十七

〔右之裏ニ有之〕
深水信濃守

赤池伊豆守

東彈正忠

伊集院右衛門大夫殿 (上包)

村田越前守殿

平田美濃守殿

長兄

河上上野入道殿

御宿所

737 「義久公御譜中」

天正二年八月廿七日、有 上使、稱江月齋、今日請私宅
所以遂參會也、昇去夏四月十四日之台書焉、記左、

738 「正文有之」

就京都不慮之儀、到紀州滯留候、諸口調略之間、本意不

可有程候、此度忠節可悅思食、爲其差下江月齋、猶藤長 (一色)

・昭光可申候也、
(真木庵)

「朱力半」
「天正二年」卯月十四日

(義昭)
(花押)

嶋津修理大夫とのへ (義久)

739 「正文有之」

就織田彈正忠恣所行相續、去年被退城都、至紀州被移
御座、諸口被相催、御入浴御行半候、仍被對太守被成

御内書候、宜有御申沙汰候、東國勢既東美濃口亂入并大

坂高屋四國衆等、可抽忠功覚悟無二之条、御本意不可有

程候、猶江月齋可被申達候、御馳走肝要候、恐々謹言、

「朱力半」
「天正二年」卯月十四日

藤長(花押)

伊集院右衛門大夫殿 (忠棟)

平田美濃守殿 (昌忠)

進之候

「上包」

伊集院右衛門大夫殿

平田美濃守殿

進之候

一色式部少輔入道

藤長

740 「正文在當家」

就京都不慮之儀、至紀州滯留候、諸口調略之間、本意不

可有程候、此度抽忠節者、可悅思食、爲其差下江月齋、

猶藤長・昭光可申候也、

「天正二年」
卯月十四日

(義昭)
(花押)

喜入攝津守とのへ (季久)

「此書、三通共喜入季久譜中ニ在リ」

741 「正文在當家」

就織田彈正忠恣所行相積、去年被退城都、至紀州被移御座、諸口被相催、御入洛御行半候、仍被成 御内書被差越江月齋候、関東勢既東美濃江亂入并大坂高屋四國衆等、可抽忠功覚悟無二之条、御本意不可有程候、此節御馳走、可被悦思召之通、猶得其意可申由、被仰出候、恐々謹言、

「天正二年」
卯月十四日

「欄色」
昭光(花押)
「二色」
藤長(花押)

喜入攝津守殿

「上包」
一色式部少輔入道

眞木嶋玄蕃頭

「上包」
喜入攝津守殿

藤長

742 「正文在當家」

就不慮之儀、去年被退城都旨、被成 御内書之趣、以別紙令申候、仍御在洛刻、預御尋候処、上山城表依在陣、無音之段、失本意存候、於様躰者、定歳阿・道正可爲演説候、委細江月齋可被相達候、恐々謹言、

「天正二年」
卯月十四日

謹上 喜入攝津守殿

式部少輔藤長(花押)

「上包」
謹上 喜入攝津守殿

一色
式部少輔藤長

743 「義久公御譜中ニ在リ」

「御文庫拾六番箱三卷中」

御當家一流之犬追物之秘説、不相殘申上候、自然失念之儀者、不可爲訛謬候、若令違犯此旨者、

上者梵天帝釋、下者堅牢地神、惣而日本國中六十餘州之大小神祇冥道、別而當國鎮守新田八幡大菩薩 天滿天神當所諏訪之上下大明神并諸大明神之神爵冥爵可罷蒙候、仍起請文如件、誠恐誠惶、

天正貳年甲戌 六月十二日

嶋津河上拾郎左衛門尉

進上
義久様

經久(花押)

進上

河上拾郎左衛門尉

經久

「經久譜中ニ御當家云々ノ前ニ
かへりきしやううつし花翁トアリ」

〔末紙ニ〕
〔上書〕「龍伯様へ進上申候芳麟返り起請文留メにて候」

744 「義久公御譜中ニ在リ」
「御文庫廿二番箱二卷中」

當家一流射御之秘説致傳受候、聊不相殘之儀、以神名承
候、慇懃之至祝着不過之候、於弥不可有緩疎者也、恐々
謹言、

天正貳年甲戌
六月十三日

〔御案文故御名ナシ〕

川上武藏守殿
(經久)

745 (本文書ハ七四三号文書ト同文ニツキ省略ス)

746 起請文

一 肝付家之儀、向後別而頼上候之通申上候之處、以御納
得、御懇蒙仰候、誠々奉忝存候、就其廻・市成兩所進
上申候、其外當知行之所領之分、不闕一所、永代安堵
被下、世上如何様轉變申候共、都諸家諸事可被添御心

候事、頼上申之外無他候之事、

一 身上家之義、永々頼上申之段、顯心底深重申上候上者、

無二御奉公可申上之事、

一 北郷方・祢寢方其外諸家以談合、無理弓筋度々被取懸
候、自今已後ケ様之義出來之時者、少茂無御油断、則
時御見續頼上申候付、御一家國衆、從御内方衆も如何
様之雜説、讒言之時者、則被仰聞、又申上可申披之事、

天正二年 月 日
肝付三郎四郎
兼亮判

伊集院右衛門太夫殿
(忠徳)

747 起請文

一 今度被改先非之上者、向後互不可有隔心之事、
〔展イ〕

一 無二之御奉公之由、尤以可然候、此等之筋目聊於無相
違ハ見捨間敷候、自然當家心遣之時節者、可頼入候事、
一 從何方も無理之違亂之時者、以糺明助成、別義有間敷
事、

天正二年 月 日

肝付殿

748 天正二年七月廿日、御連歌四枚ノ内

義久公

不斷光院芳溪

高城珠玄

淨光明寺其阿

高城珠長

〔吉利氏歿〕久秀

御家老 平田美濃守昌宗

御家老 上井伊勢守爲兼

御使役 伊地知伯耆守重秀

瀧聞美濃守宗連

〔姓氏不詳〕林松

中江意温齋周琳

御使役 五代右京友治

野村外記意外

〔國分時宗ノ備後〕知善

天正貳年七月廿日

賦何船連歌

柳ふく風やこころミ木の秋

義久

〔外略ス〕

749

〔義久公御譜中〕

一天正二年八月朔日、入來院彈正忠使者村尾藏人曰、今

日祝詞・太刀可獻東郷氏之次、家老等聞此言曰、東郷

・祁答院・入來院者同姓也、其家一人爲人之上、則庶

子等雖誰人之居末席、不辭者也、何其謂次序高卑乎、

東郷氏之次、可爲禰寢氏云尔、然而使者不肯、而歸去

者也、

750

〔全〕

〔本文ハ七六五号記事ノ一部ト同文ニツキ省略ス〕

751

〔義久公御譜中〕

入來院彈正忠有陰謀之企既以露顯、而兒童走卒亦無不知者、雖然不教而正其罪、則豈不謂慮政乎、是以前月使三輩彈正忠曰、汝之陰謀雖欲覆藏亦不能乎、義久亦不正之、而發師旅起亂於國中、元非我之所願、汝改先非、有後來之抽忠節者、可有罪令全身、於茲乎、彈正忠忽變凶惡之心、天正二年八月八日、使家臣山口筑前・東郷美作上達愚意曰、吾天性慍、故挾獨夫志、會得陰謀聲、家與身將向危急矣、然而太守教吾改過徙善全身立家、肫々仁道何背之乎、速屈旗下不可積忠重功不抽忠節、且獻所帶、義久報曰、吾貪所帶非汝之宥罪、雖然如元自若、則爲群衆可爲羸屨之得惡聲、不如改先地領他所、丁此之時、彈正忠及家老等捧誓紙者也、

752

〔御文庫二番箱一軸中〕

〔義久公御譜中〕

畏而令言上候、抑其以後可申上候之処、依海路遼境經過

候、誠背本意存候、仍而肝付表之事被召崩候之由承及候、

千勝萬勢目出存候、返々遠方之故、無沙汰連日之辻相違

之様ニ候、心外之至候、兼又先年當郡之立柄請 上意、

無爲ニ申調候之處、天草大夫依氣任久玉之義之事、我々

までも無首尾者ニ罷成候、迷惑仕候、以其旨、薩州一防

戰御現形候、爰元無油断候、只御一人可被指上候、何様

可申談候、但 上意可爲法第候、殊義虎深重申合候旨共

候間、不存余儀候、貴察之御前ニ候、委曲御老中迄令申

候、宜預御披露候、恐惶謹言、

嶋津殿

御奉行中

麟泉(花押)

〔義久公御譜中 天正二年ト朱カキアリ〕
八月七日

追而織色一端・黄燈令進上候、允奉表御祝儀計候、

恐惶、

志岐兵部少輔入道

嶋津殿

御奉行中

麟泉

〔案文有之〕

雖爲萬一世間轉變之刻、除逆黨、無二可被抽忠節、誓紙

最以肝心、并若讒言之時者互達之、向後一味膠架之儀勿

論、同前之趣等、春日 八幡茂可有御照覽者也、爲證跡

染筆畢、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔天正二年〕八月廿日

義久

〔義弘〕
兵庫頭殿

754

〔義久公御譜中〕

天正二年九月六日、招 上使江月齋於私宅、待堂上致誠

敬、進饗開宴、自酉至戌終焉、

755

〔北郷時久譜中〕

天正二年、肝屬氏與伊東合志、伊東兵亂入下大隅、太

守義久公並 忠平公、賜盟狀於時久、又御家老連署蓄狀

被遣之、共有正文、左記之、

756

〔北郷家藏〕

起請文

一對伊東弓箭雖不新候、別而御入魂可爲一味事、并此方

庄内肝付之間、讒言之時者、則左右方江可申理、又無
腹臆可承事、

右於違犯者、

^{〔牛王〕}奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝中
大小權實神祇、別者當國鎮守新田八幡 開門正一位、殊
者當所諏訪上下兩大明神并天滿大自在天神部類屬衆現當
兩爵可蒙者也、仍起請文如件、

天正貳年甲戌九月拾日

義久(花押)

^{〔一雲〕}北郷左衛門入道殿

^{〔上野〕}從鹿兒嶋

起請文

一 對伊東弓筋雖不新候、弥御一張被仰合、可爲御入魂事、
一 今度御談合之行隱密之事、

一 此方庄内肝付之間、讒言之時者、承付次第、左右方へ
無腹臆申披、可被仰披事、

右條々於違犯者、

^{〔牛王〕}奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝中
大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩 開門正一
位、殊者當所諏訪上下兩大明神 天滿大自在天神部類眷

屬御爵可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正貳年甲戌九月拾日

^{〔朱力キ〕}伊集院右衛門大夫
忠金(花押)

^{〔朱力キ〕}平田築邊守一
昌宗(花押)

^{〔朱力キ〕}村田總前守一
經定(花押)

^{〔朱力キ〕}川上
意釣(花押)

北郷一雲齋

人々御中

〔北郷家藏〕

起請文

一 對伊東弓筋雖不新候、弥御一張被仰合、可爲御入魂事、
一 今度御談合之行隱密之事、

一 庄内眞幸之間、從何方茂讒言之時者、承付次第、左右
方江無腹臆申披、可被仰披事、

右條々於違犯者、

^{〔牛王〕}奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝中
大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩 開門正一
位、殊者當所諏訪上下兩大明神 天滿大自在天神部類眷
屬御爵可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正二年甲戌九月十一日 忠平(花押)

北郷左衛門入道殿^二雲一

「以上三通之誓文、北郷時久譜中ニアリ」

759 「御文庫拾六番箱三卷中」

貴國与當邦、依甚往昔之好、約盟不混他事顯然候之處、
近來違背旧例之條々、別紙令書載候、然者右之趣、以納
得被改易先非候之者、尤可属本懷候、若又無承引、於疎
略之虞者、必定可爲隔心之基候之歎、此等之段、尊老其
許立柄初參、彼是御不知案内雖奉察候、對寺家爲可護御
内儀、獻愚毫候、以急便預御返書、萬緒可致其分別候、
恐惶頓首、

天正貳年甲戌

九月廿五日

(伊樂元) 忠金判
(平邑) 昌宗判
(川上) 意鈞判

圓覺寺
衣鉢閣下

760 「義久公御譜中」

天正二年九月廿八日、天草氏來使僧、稱來迎寺、持太刀
一腰・厚板物二端・馬代三百疋來、且曰、太守陸奥守忠

國以降、對當家無違心、然而其後聊有違意爲中絶矣、自
今以後宜如先代隣好之伸禮儀、又鳥津薩摩守義虎之使者
亦此時在此地、是以使兩輩傳渠等曰、義虎與天草氏爲水
火之隔者、今已久矣、爲和平者可乎、義虎之使者一族伊
勢守也、伊勢曰、天草氏所領之地、去一所於義虎可乎、
否則不能、以此言問天草使僧、則曰、去一地爲和平堅不
能、而後各可反命共歸也、

761 「義久公御譜中」

天正二年十月二日、令大乘院法印讀誦法華經一千部、俱
僧一百十口、經十日所以成就也、

同月五日、菱刈氏遣兩使述禮詞、時使上原長門守・上井
伊勢守達返詞、且曰、菱刈氏寇當家者及數度矣、先是亡
父 貴久公當逼蒲生之時、菱刈左馬權頭爲救蒲生氏、率
師旅來、忽築向陳敵 守護、守護之騎步向件陣、不日
陷之、斬戮數多勇士、念夫天亡惡逆無道者歎、蒲生亦次
入手裏也、其後 貴久公渡御隅州宮内之日、菱刈天齋齋
自身參扣曰、改前非抽後忠、可絶僞心也、由是所以有其
罪也、其後北原氏之家臣弑主人戮傍輩、有起亂於一院者、
及此之時、將使北原掃部助兼親立家督、然而有稱北原伊

勢守者、堅守横川城不降於吾、由是自著戎衣、率軍衆向其地、不日陷焉、菱刈氏陰救横川、陽屬于吾、不知渠之有二心、而與横川於菱刈氏矣、後日欲發向三山城之際、

菱刈氏密使步卒告評議旨趣於伊東氏、又設稱伏兵於上村之地、窺量兵庫頭忠平之所進發之佳期、必欲射殺、忽發一矢、而天運未至歟、不中忠平、且忠平率數多從軍過、故渠等空手逃去矣、其後陷馬越城、則曰、許本城於菱刈氏、菱刈氏匪翹憑、祇答院遁去、合志於球麻、與相良氏俱寇當家者有年矣、如此則滅絕彼家亦何猶豫乎哉、然而吾垂愛憐、召今之孫三郎於祇答院、昇本城立家裔然焉、今也企叛逆、欲起亂於國中、不知是否、或如斯則滅亡可指日、非所疑乎、不如改居處可乎、兩使聞吾言、欲謝無言、而只每事詳可傳達耳、

762 『伊東氏臣書岐賀州年代記』

一天文元年壬辰同二年八月廿八日ニ祐充様御死去、九月二日、福永伊豆守父子四人腹ヲ切、此年十一月廿七日、北郷・北原・肝付・飢肥・新納殿一騎ニ而、三侯下ノ城ニよせ、同高城ニよせ合戦有、八代長州其外人數數多打死、伊東衆打負申候、同十一月十六日甲寅、伊東

武州生害、同廿二日庚申、義祐様日知屋ノ如く御退出候、此故ハ伊東武州之子左兵衛佐殿謀叛ニヨリて、國衆多ク御からくり、都於郡ニ打入ましますニヨリテナリ、同十二月十二日ニ、荒武三省小浦衆都於郡ニ切ノカル、同十五日夜、綾之城ニ眞幸衆・北郷殿衆・新納殿衆打入、守永之城ヲ切落ス、本城衆同心ス、同荒武丹波守父子四人、稻津三郎右衛門尉同前ニ眞幸江のき、北原殿をからくる事、十二月廿二日欵、是ハ義祐様方也、

763 「喜入季久譜中」

「案文在八木主水」

就 御入洛御調略之儀、被成下 御内書候、謹頂戴誠冥加惶多令存知、仍沈香拾片・段金一端致進上之候、可然様宜預洩御披露候、誠惶誠恐謹言、

〔朱カキ〕 〔天正三年十一月十二日〕 攝津守季久〔花押〕

眞木嶋玄蕃頭殿

進上 一色式部少輔入道殿

764 依織田恣所行相積、至紀州被移 御座之由、驚入計候、

就御調略、被成下、御内書候、謹而頂戴、寔以冥加惶多、令存知候、仍諸口御計策可被成御本意之段、目出奉存候、此堺遙波濤相隔之条、不及是非候、雖然義久於相當之忠勤者、聊不可有別儀之由候、巨細猶江月齋可爲演說候、恐惶謹言、

〔朱カサ〕

〔天正二年〕壬十一月五日

攝津守季久

眞木嶋文蕃頭殿

謹上

一色式部少輔入道殿

〔此書、喜入季久譜中ニ在リ、案文在當家トアリ〕

765 〔義久公御譜中〕

天正二年十一月廿日、教兵庫頭忠平・左衛門督歳久及川上上野入道意釣・伊集院右衛門大夫・村田越前守・平田美濃守・上井伊勢守・伊集院右衛門兵衛尉・上原長門守・川上左京亮、評議於爲忠平旅館、其條數曰、肝付氏江使者之事、下大隅繰替之事、市成格護之事、各評議畢報曰、肝付氏止伊東氏與同、可爲矛盾之隔否、聞臆念、而後隨同異之可否、可運其策也、至下大隅繰替者、速可易其地、勿敢猶豫伊地知氏之不忠深重異于他人、於市成者爲要害之地、必可有格護也、

天正二年閏十一月十八日之晚景、使上井伊勢守爲兼到于上使江月齋宿所述愚意曰、陋邦之滞在雖算數日、所羈俗事、無一興之有催、而所以不爲滿我意也、且復輕薄之至雖所慙愧、進白絲・白銀以補寸志者也、次告、爰有訴訟之未、上達、薩隅日三州者、曾當家分領、而無所闕、然一族家臣之中、被成下、御内書、有捧直答書者、於後來者所希停止也、

766 〔御文庫拾六番箱六卷中〕

天正二年閏十一月十九日、伊地知周防介重興再憑南林寺・淨光明寺、有言曰、屢背太守爲敵、雖然今度亦垂仁愛、所有其罪、由是本領欲悉進獻、然而匪畜得全身體、且賜下大隅之内下之城、何時可報謝其厚恩乎哉、雖然下之城之地、有不慊於我心、其故家臣之不知者多、而且隣于肝付、則竟懼禍之有起、何之如乎、願去當地而徙他所、若不能易地者、父子共偕得一宅於麩島邊地、何賜如之乎哉、

以御面談、愚身構野心候由被聞召付候通、直ニ被仰聽候、身ニ餘生ノ世ニ忝奉存候、當時ニ致御緩怠候伊東方ニ、緣者親類老母等迄棄置候、無其隱候間、諸家各無御心元思召候事尤存候、自然蒙諸佛諸神御罰、野心ニ存寄候者、

任御神慮、子之孫之迄可蒙御爵候、若此条偽申候者、

天正二年甲戌閏霜月十二日

米良駿河守重直

有河雅樂介殿(貞世)

奉始梵天帝釋四大天王、日本國中大小神祇諸天神明等、

別者八幡三所大菩薩 霧嶋六所大權現 白鳥大權現 院

中諸大神祇 軍神摩利支天 十萬八千師天神爵冥爵於身

可罷蒙夏、無疑者也、仍奉起請旨趣若件、

天正二年甲戌閏十一月十二日

米良駿河重直判

有河雅樂助殿

767 『飯野劔大明神十一面阿弥陀本佛裏書』

奉新造立十一面阿弥陀藥師尊像者也、

右意趣者、謹持信心大旦那藤原朝臣忠平并女施主息災延

命、子孫繁昌、院内安全、諸人快樂故也、

天正二年甲戌閏十一月廿二日

當祝子丹後守

作者藤原朝臣忠智

768 『今阿弥陀其外佛鉢裏書』

奉新造立阿弥陀如來尊像五鉢并藥師千手觀音尊形者也、

右旨趣者、以彼七尊功德力、護持信心大旦那藤原朝臣忠

平并女大施主息災延命、子孫繁榮、當敵退散、殊一結諸

衆等七難即滅、七福則生、故抽丹精者也、

願主同作者藤原忠敬

天正二年甲戌閏十一月廿二日

如右扇形之、本佛七鉢之裏書也、

當祝子川野野物

769 「義久公御譜中」

天正二年十二月五日、志岐氏俾正興寺・湯浦入道伸兩三

年不通與肝付所屬手裏之祝詞、依海陸遠遠所以遲引、贈

刀及段子二卷矣、次日、傳稱、賜和泉與天草和平媒書、

蓋實乎否、義虎窺他行之隙、天草氏入久玉於手裏、又相

良氏押領大口、為太守仇讎之際、天草氏達魚鹽於大口、

實亡隣好、不有不正之至乎、

天正二年十二月、志岐氏差兩使、其同道者、於吉野為賊

徒所屠殺、由是搜料其惡徒、則重信玄蕃允・有馬彌六兵

衛尉家景者之所致也、豫慮不可逃也、二人惡徒潛入福昌

寺、通達監司屈居也、雖然漸以顯然、同月十九日、家老等使伊地知雅樂助・上井伊勢守達福昌寺曰、野心人盜人等(等)雖曰入寺門、敢勿許容、兼日堅達三ヶ寺及諸所寺社矣、然則罪人速昇役所、現住代賢和尚未知此事、忽使侍者問寺中、則監司曰、未達住持、而所以拘留也、和尚報家老曰、兼日之法度我能聞焉、今也吾未知惡徒之入寺門、不知則不得直與、速可追寺門外、若固辭不出寺門、則縱雖捕捉於寺中可也、今日及晡時、使觸職坂本吉右衛門及老中陪臣五六輩遣福昌寺、謀而欲僞引盜人出、已過鎮守前之際、盜人拔脇刀、刺吉右衛門於二刀、吉右衛門忽拔刀以屠殺之畢、和尚聞此變事、則從童子一人、而出寺門欲赴他邦、南林現住聞之、則驚則奔往向萩原、而雖強抑留不敢承引曰、非恨太守憤國老之有心情、唯患福昌寺之有災厄而已、何忍寺家之生疵、而止出奔乎、步行孔急也、丁此之時、遣淨光明寺・川上上野守・桂常陸介・新納越後守追其跡、留谷山多福庵、家老五人共入大乘院、以屈居矣、其翌廿日、義久往谷山、再三抑留之後、隨我之言返駕歸寺也、義久後和尚歸慶島矣、同廿一日、詣福昌寺伸歸寺之悅、時家老五人亦見和尚者也、

天正二年十二月廿三日、謂返答於志岐氏之兩使曰、肝付

爲所屬手裏之述祝詞、得兩使者悅不鮮也、次天草氏與和泉雖和平之爲催促、左右未承引、又先是天草氏歸意於相良氏、寇當家者吾既所能知也、然而天草氏者相良氏之旗下隨逐一士、以通魚鹽於彼地、何深可惡乎哉、件之時節志岐氏通心於吾、不變易如鐵石、於吾懇志所不淺也、志岐氏・天草氏共當國附庸隣島也、自他共以長欲和睦、予元不好兵革、故肝付氏雖犯重罪、而宥之免焉、今也皆同屬無爲者是幸、且贈志岐氏以馬一疋・鐵炮一箇、兩使亦畀微物者也、

770

覺兼日支

天正二年甲戌八月一日、廿九日迄
 同年九月一日、廿日迄
 同年十月一日、卅日迄
 同年十一月一日、卅日迄
 同年閏十一月一日、廿九日迄
 同年十二月一日、卅日迄

天正二年ニ覺兼三十歲也

上次郎左衛門尉

天正十七年

里兼(花押)

上井覺兼(花押)

上井伊勢守覺兼、天文十四乙巳年生、母者肝付越前兼固之女、天正四年の御家老役一説ニ天文廿三年の御家老トアリ、此説非也、天正八年の日州之事、

天正十七己丑年六月十二日、於伊集院死、葬妙圓寺、年四十五、法名一超宗咄居士、

此日記、天正二甲戌八月一日の同十四丙戌十月十五日迄之記也、十四冊有、

天正二年甲戌八月ヨリ同年十二月ニ至ル

一朔日、如恒例、御太刀一腰・青銅百足進上申候、爲御返礼、太刀一腰・弓一帳被下候、

一此朝、入來院殿太刀を、東郷殿次に挙可有之由被申候、御老中より、東郷・祁答院・入來之事ハ同家にて候間、

東郷之次に者根占殿太刀を可被召成之由、稠敷被仰候、入來より之使村尾藏人方被申事にハ、若輩參候間、罷

歸、彈正忠へ申聞せ候而、後日相定可申由被申候、兩度分別被申候へ、其家ニ一人諸人之上を仕候へハ、庶

子ハ誰次ニ挙候ても不苦之由被仰候へとも、彼使者無承引候之間、其後者亦々御返事さへなく退出被申候、

彼御使ハ本田(親治)因幡守殿、拙者相添申候、

一此日、拙者ハ御一家・國衆之奏者當候て申候、一此晚、如舊例、一王(河野通貞)太夫於殿中式三番仕候、各片衣脱にて候、拙者通之衆承合候て、十正ニ請候、

一二日、如早晚出仕申候、平佐之地頭、衆中二三人いつかたへも移可有由被申候、彼方之事ハ國境にて候間、

尚々人數勢々と候てこそ可然候處、結句衆中余所へ移之儀有間敷由被仰候て、此分にて被罷歸候、

一此日、上原長州へ尋申事ニハ、吉利・野頸原島地之儀により、六月末之比より六ヶ敷事候、就夫、拙者、役

人兩人御老中任御異見召失候、如何候する哉、從最前御使候程ニ御内儀承度由申候、則伊集院右衛門太夫殿

へ尋被成候、五日前ニ吉利へ早々召直候へと被仰候間、定而直候らんと承候、未無其儀之由申候間、聽而就御

的之事、下總守殿へ書狀被進之候、其袖書ニ、又々早々召直候へと被仰候由、承事に候、

一三日、如常出仕候、鎌田外記殿・鐘林庵・松山隱岐守殿・有屋田名字之人、同心候て被參候、鐘林庵者明合

之小庵候ハ、被下候へと被申候、明合次第可遣由候て歸候、有屋田殿ハ蒲生へ移望にて候、右衛門太夫殿へ

此由申候へハ、蒲生にハ所領明合間敷由候条、其分にてかへし申候、

一四日、出仕不申候、此日者喜入殿御假屋にて、寄合中

御揃御談合にて候、川内より水引へ火を立合候由、東

郷よりハ申上候ハぬ欵と御尋候、少も左様之儀拙者ハ

不存由申候、從白濱周防介殿欵若存候らんと候て、我

等以御尋候、是も聞せられぬよし候、

一五日、相手組之御弓之事にて候、平田平次郎殿相手にて候、此日者拙者亭主にて候、此日於殿中、上原長州

へ相尋申候、吉利と六ヶ敷事候て、役人共召失候、菟

角彼方より承事無是候条、此俣彼者共召仕ましき事にて

もなく候間、見參可申由届候、彼方より爰迄菟角不

被仰候ハ、早々見參候て可然之由候ま、召寄使申

付候、此日者大酒にて候つる間、爲後日、瀧聞宗運へ

長門守殿返事之通、聽而物語申候、

一六日、天満宮御假殿廢懐候、御弓箭目出罷成候間、如

前代御寶殿造立之事、國分筑前守自身以參被申上候、

并前代之標札切符持參候、御返事にハ、申上候段一々

被聞召置候、新田宮御造立之事企被成候、是さへ未成

就候、此節者難成被思召候、次第〳〵に御談合可有之

由被仰候て御かへし候、同權宮司被懸御目候、中折一

束進上候、國分殿ハ御茶進上候、此日、伊地知殿遷俗

候、御太刀一腰・鳥目三百疋進上候、拙者請取申候、

周防守ニ被任候、

一七日、新田宮之執印殿・千儀坊同心にて、權執印・座

主へ對して口事之事被申候て、祗候候、座主・權執印

召寄候するとて、兩人者暫逗留之由候、此日、從肝付

之使者藥丸彈正忠鷲羽一尻持せ候て、拙宿へ來候、如

常御酒參合候、

一八日、如常出仕申候、入來院殿へ先月被仰出候其御返

事被申候、本田下野守殿・伊地知勘解殿・拙者三人シ

テ承候、あなたよりハ入來院殿・山口筑前守・東郷美

作守意趣申候、於護广所承候、其意趣者、先月祗候之

砌、野心之由被仰出候、就夫、御一言迄にて身上落着

申候、畏入忝由被申候、隨而者諸人被申事ニ、野心之

人と肩をならへ候する事、難成之由被申候欵、爰元諸

人之覺ニ成候する儀を、分別被申候へと承候、尤之至

候、就夫、拜領之所を進上可有之由候、同者御老中い

つかたを奉申せと承候へ、分別可申由被申候、即村田

殿・平田殿へ申候、御前ニ披露之由候つれ共、御氣色

如何之間、披露不申候、

一河邊と鹿兒六ヶ敷事候、(忠度)左馬頭殿へ可得御意事候而、

御老中爲使、勘解由左衛門尉殿・拙者一昨夜參候、御

存分無腹臆承度由申候、然共願候而無仰候、承分者、

川邊に盗人孫左衛門被射候、其家ニ只夫婦計者居候ハ

し、いかさま何なりとも候ツラン、夫か治所か候らん

物をと承候、偷馬・人ハ無御座候共、代物者候らん物

を、ケ様ニ被仰候を、御老中無御納得候、御心元なき

よし仰候、此由川邊之使者金田殿・折田殿兩人へ相尋

候へハ、努々無存之由候、從夫、平田新左衛門尉殿下

城候て御座候を、南林寺・興國寺など之門前迄指寄候

て、左馬頭殿御逗留之内ニ事終候之様と候て、兩使者

早朝かへし申候、

一此日、相手組御的之返報にて候、

一九日、如常出仕申候、光明寺肝付へ御越候、御用欵候

らんとて殿中御出候、拙者御使申候、意趣者、庄内と

肝付無事之儀、度々被仰候、庄内よりハ肝付へ、所領

を去候へと候、肝付よりハ去間敷由被申候、依是和平

之儀難成候、乍去、此俣にてハ如何候間、此方より庄

内へ御手をいれさせられ候て、和融之由被仰定候、道

場肝付へ御逗留之中ニ、庄内へ使僧を被遣候て、互現

形共候様ニと被仰候、領掌にて、肝付へ御越定候、

一此日、未之剋、平佐ヨリ書狀到來候、文牒者、中郷へ

東郷之人衆二三計打越、中郷之地頭職鳥丸紀伊介を

賣出候由候、結句聖家一人・俗人三人射殺候由見得候、

彼返事者、承候通委御老中へ披露申候、尚々其許之牒

被聞合、依時宜御注進可有事肝要之由申候、

一此日、肝付使者之宿へ、勘解由殿同心にて礼申候、伊

右衛門太夫殿へ寄合候間、留主にて候、

一十日、如例出仕申候、入來院殿御申之通、三人同前ニ

披露申候、上意ニハ、一兩日中御談合衆被參候する

間、御老中御談合候て可然之由候、乍去、所領いかほ

と々候て召上候へハ、所領御望にて被仰出候に相似候、

十町者十町ニかハラす候共、形のことくくりかへ欵可

然候すらんと 御意候、神判之事、是又文言を談儀所

へと被申候、只入來院との分別以、如何様にも被申候

て可然候由候、彼方之年行共、又者萩野采女など申者

通、はせまハリ候する人衆も、銘々に神判・血判など

させられ候て可然之由 仰候、

一昨日平佐より之書狀、今朝懸御目候、

一此日、鹿兒と川邊就六ヶ敷儀、從今泉寺代と候て、川邊之等持坊被參候、勘解由左衛門尉殿と參會、意趣承候、左馬頭殿御意之通、金田殿・折田殿にて承候、少も平田新左衛門尉殿へ無存由候而、興國寺門前迄近寄候、此度事行候之様、御老中御頼之由候、

一十一日、如常出仕候、今朝入來院殿より被申候儀候、

(本田親貞) (伊池知重秀)

於護所本野州・伊勘もし・拙者三人シテ承候、從入來者、東郷美作・山口筑前使申候、意趣者、前ニ申上候様ニ、諸人野心之由御申之処、御法度扱被成候するを、御一言迄にて身上御助候、其上本領可被下之由候、畏入候、御老中御内儀法第、拜領之処を去上申へき由申候、然共又々申上候、青色より外に四ヶ名格護申候、山田・天辰・田崎・寄田、是四ヶ所拜領候、皆進上之由被申候、即披露申候、御意にハ、是を皆御請取候へハ、所領御望にて一ヶ条之儀被仰懸候に相似候、如形うちかへを被下候すると上意候、よし田之事(兼久)ハ、伯圍さま以御分別、海邊を少被持候てハとて被下在所に候之間、別儀有間敷之由被仰候、此日、入來院殿中へ出仕候、

一此日、川邊・かこむつかしき儀、新左衛門尉とのハ聊

無存知由候間、此儀左馬頭殿へ申せと候、於殿中左馬頭殿へ申入候へハ、從御老中御尋候事者分明ニ不被仰候而、只川邊へ馬・人之事ハ相留候、かへり候するか、又かへる間敷物にて候欤、御料理ニこそ候すれと仰候、何ともめされにくき由、御老中達御物語候、

一十二日、如常出仕申候、入來院殿かりやへ、三人同心申候て、御返事申候、其意趣者、山田・田崎・天辰・寄田、彼四ヶ所進上之由、此俣ニ召上候へハ、御所領御望に相似候、打替を可被遣候、よしたの事ハ、如當時可被下之由被仰候、次にハ血判之事、是又急度被申候へと被仰候、忝由被申候、血判者一兩日逗留之内ニ可申上之返事候、

一此日、川邊・かこ公事之事出合候へ共、小野之御的ニ左馬頭殿御供之間、不事行候、

一此日、平佐之石神坊、就下人之事冠嶽へ書狀之事被頼候、失念候て御老中へ不申候、

一十三日、出仕不申候、石神坊下人之書狀、冠嶽へ遣候、

一十四日、如常出仕申候、かこ・川邊口事之儀、披露申候、同日新納武州・鎌田尾州(忠元)へ談合候、從かこ、馬・

人は川邊へ留候間、類ニ可返預之由承候、如何候する

やと彼兩人へ御尋候へハ、盜人を射候上ハ、たとへ盜物眼前御座候共かへるましく候、況無御座候間無了簡処を、左馬頭殿是非返進之申候へと承候者、無理之由候、此等之旨披露申候て、又左馬頭殿へ申候へハ、最前同御返事ニ候、

一 此日、川邊・鹿兒六ヶ敷事、伊勘もし・拙者 御前ニ披露申候、其次ニ、 上意ニ、平田宮内少輔牛根へ移之事相定候か、彼親にて候安房介、 伯圍様へ毒上候由、實不實者無御存知、世間ニ下と申散候なる、然處、彼宮内牛根へ召移候て少茂御扶持共候へハ、諸人 御親様之事を御忘却候てケ様ニ候哉、なとあつかひ候てハ御迷惑たるへき之間、彼移成間敷由候、

一 十五日、如常出仕候、川上上野守殿蘭牟田地頭役御任被成候、頻ニ猶々御頼之由被仰候、伊集院右衛門兵衛尉殿・拙者御使申候、御返事ハ、彼御名字に如此之役共被持候事者、前代未聞之儀候、御弓箭時分者、何と様にも御奉公之儀候、爰元泰平に罷成候間、頻御措被成候へと堅御申事に候、

一 十六日、如常出仕候、入來院殿血判上候、同内衆五人之血判もあかり候、是者皆役人共にて候、聽而血判懸

御目候、其意趣ニ、尾より川内之方皆進上之由申上候処、寄田如此間被下之由候、此余者如形打替可被下之由、忝奉存候、永々此旨忘却申間敷由被申候、將又山田・天辰に當時罷居候人衆、清色へ參候する事ハ難成候、自爰打捨候するハ餘迷惑ニ存候間、人衆共に上候由被申候、此旨披露申上候、即 上意ニ、彼御返書候する坎、又人衆共ニ上候する之儀、彼兩条老名敷衆相尋申候へと候俟、則相尋申候、各御申ニ者、御返書之事、此前入來方神判之時御返書候、彼方者此度二心候てこそ又申上られ候へ、此方よりハ御替なき儀候間、

御無用之由御申候、又人衆共にと申され候ハ、私ニ返事可申由候、其趣者、定而皆々年比之人衆にて候らん間、此方へ者とても參られましく候、只そなたのことく可然由可申候、此通聽而申上候、又 上意ニ、向後之如證文、血判以永々二心有間敷由被申候通、以御狀被仰候て可然之由候、老中衆も、乍勿論尤之由候て、則長谷場織部(純原)佑へ御狀可被認之由被仰付候、

一 此日、從中書様御老中迄御内儀之御任言候、御使ハ新武州・拙者申候、隈城酉手名(西)ニ四十町計御格護候、就其入乱候之間、隈城と六ヶ敷事度々出來候、笑止ニ被

思召候、然者此度入來院殿、山田・天辰・田崎上之由

候、山田之事ハ三十町名にて候、雖然此前方分之時、

半分者此方へ付候、其殘卅町迄ハ有間敷候へ共、三十

町ニめされ、天辰・田崎彼十二町取合四十二町計にて

候、是を隈城ニ御格護之所領ニ御くりかへ候へと被仰

候、二言とハおほせ有ましきにて候、次ニ者入來院此

度一ケ条之義、中書様も御申之事共候ツ、自然此所

領御望にて、ケ様之事とも仰付候なと、世間暖申候

てハ、御迷惑たるへく候、爰も御老中御分別次第と仰

候、御老中御返事ニ者、近比可然様に存候、乍去、

御前之様を不存候間、卒度御内儀請候する由候、それ

も御分別次第と中書仰候、

一十七日、出仕如常仕候、河上州御住之事、伊右衛門兵

衛尉殿兩人以披露申候、彼御心底と詞替候人にて御座

候間、猶々御憑之由被仰候而欵可然候すらんと上意候、

殊ニ彼御家ニケ様之役之事、前代未聞之由御申候欵、

是ハ四十五年彼役御閉目候間、爰ニ不始由 御意候、

一此朝、川邊与六ヶ敷事、左馬頭殿不被聞召分由披露申

候、直ニ本田下野守以、如御内儀可被仰之由候、此次

ニ、平田宮内少輔移之儀ニ依テ被仰出候一ケ条、平田

(昌宗)濃州御老中迄と候て御申候、寄合中同前ニ彼儀承候、

同名候之間、取分迷惑驚入候、菟角申上候する様躰も

なきよし御申候、御返事ニ、濃州心遣尤ニ被思食候、

乍去、ケ様之事ハ親子・夫妻などニも何か談合ハ申候

する、まして同名にて候なと、さのミ心遣入まし

き由被仰候、此旨即濃州へ申候、先々忝上意、寄合中

迄御礼候、

一此日左馬頭殿より伊勘・拙者參候へと承候条、即兩人

御宿へ參候、承事に、川邊と六ヶ敷事、一途御暖なく

候、殊頃者從諸方六ヶ敷事繁多之間、事行候ハぬ迄ニ

て御暇御申之由候、即御老中伊右・(村田建定)村越・平濃へ申候、

御前ニ披露申候へと承候間、殿中へ參候て、御小人弥

三郎殿にて申上候、明朝委可聞召之由候、

一十八日、出仕如常申候、中書様御内儀老中衆迄被仰候、

此儀拙者一人にて御前ニ披露申候、上意ニ、西手名

繰返之事、一向無御納得候、其故者、隈城と六ヶ敷度

候由御申候へとも、いまた何たる条とハ不聞召候欵

ニ、六ヶ敷事候程ニ御くりかへのよし如何之由候、就

夫山田御望之由御申候、是又一城有処にて候間、平地

などには違候、城を御參せ候する事ハ如何之由候、殊

更今さへ金吾様(歳久)なとへ、中書様之御分限御覽し合候て、

色々御侘之事共候、況や彼城所領なと御參せ候へ、
弥々御侘者盡候ハしかと被思食候由、上意候、尤之

由御老中候て、即此由中書さまへ申せと承事に候、

一 入来院殿御返書、此朝事成候間渡申候、并御返事申候、
此分にて御暇被申候而被歸候、

一 中書御宿へ參候へとも、御留守之間空歸候、

一 此日、平田新左衛門尉との宿へ伊地知勘もし・拙者御
老中之使ニ罷候、趣者、左馬頭殿彼口事之儀、一向無
御得心候て御歸候間、此度者相終申ましき由候而、川

邊のことくかへり候、

一 此日、執印河内守殿と座主・權執印口事邊之事候、先

河内守殿存分承候、其趣者、三ま(味)ひ衆宮田奎介と申者
養子之事にて候、執印殿定有度由候、座主・權執印違

乱候之由承候、從其座主・權執印・經官大檢校、此衆

拙宿へ召寄、口承候、使者伊集院源介殿(久也)・白濱防州・

拙者にて候、彼衆被申候者、彼養子ニ成候者ハ、殿守
之子にて候、三まひ衆と申候ハ、座主・權執印之同し

座に參者にて候程、彼者ハそれほと之高職ハ一圓ニ成
ましき由候、我々申事ニハ、彼者之おちにて候なるハ

正官司にて候なる、爰ハいかゝのよし尋候、それハ神
道大河闌梨にて候、其上出家の事に候間、位の高下ハ
遁候由承候、

一 十九日、如常出仕申候、座主・權執印口事之儀承候分、
御老中へ申入候、扱者三まひ衆通にハ、彼者成ましき
者にて候哉、然とも養子に成候へハ、いかなる賤者も
養父の位法第にこそ候へ、本の親之位・名字なとハ、い
らざる由候、此分堅申つめ候間、菟角はつしゑられす
候、只新田者余所に替候間、神慮かケ様に候と計被申
候、道理ハ少も無承分事候、

一 此朝、川上殿御侘猶々被成候、達 上聞候、上意ニ、
名字ニケ様役(の脱カ)めされぬ由候欤、爰者さも候らん、然共
上野守殿御事ハ、眞幸口なと御弓筋候ハ、一方御頼
可有仁にて候、人衆なと召列候へハにて候間、爰以
蘭牟田役之儀、暫御頼之由候也、

一 廿日、御寄合中御同前ニ御前に御申候、意趣者、入來
院此度所領少々上被申候、天辰之事、此前川内御知行
之砌、本田紀伊介(重親)へ被下候由被仰候、然者拜領可被申之
時分、是者入來院へ被遣候へハなと出合候間、如其
入來へ被下候、紀州ハ其砌手持わろき様に候ツ、奇特

ニ此節明合候俣、彼人へ被遣候て欵可然候すらんと御
申候、拙者御使申候、御意ニハ、可然出合にて候、
能様に寄合中談合被申候へと御意候、

一此日、吉利殿より承候、先月已來野頸原六ヶ敷事候、
就其役人兩人召失候、此度此方へ御參候て、御老中へ
御尋候へハ、吉利殿前より召直し候へと候間、早々召
直候へと承事に候、拙者ハ留守之間、安樂弥平兵衛尉
承置候、從彼方之使者木原掃部助にて候、

一此夜、談儀所へ、權執印・座主と執印殿と口事之事御
異見被成候へと、白濱殿・拙者兩人御使申候、明日異
見可有にて候、

一廿一日、御老中へ御暇申候而、長吉へ罷越候、

一廿二日、拙者此留守中ニ、川上殿蘭牟田地頭役御措候
由被仰出候通、伊右衛門兵衛尉殿一人にて仰、閉目候
由承候、兩人此前使申候間、其首尾ニ承事候、

一廿三日、

一廿四日、此日、午剋鹿兒嶋へ着候、從其平田濃州へ參
候、談儀所へ御會尺候、其座ニ參候次ニ、新田官衆へ
御異見候へ共無用候之由、承事に候、

一廿五日、御月次御連衆ニ參候、座者護广所にて候、

實殿様(義久)・不断光院御合候、拙子者五句仕候、

一廿六日、如常出仕申候、新田官衆口事之儀、御老中へ
申候、攝州・意釣・伊太夫殿・村越州・平濃州皆々御
(曹入季久)(川上忠克)(伊樂院忠規)

揃候て、御談合候、當時新田御柴中にて候間、先々此
度者歸候て、柴過候て一途噎被成候する由申せと候俣、
自前之使三人ニテ、執印殿・千儀坊へ、於諏訪座主坊
ニ如此之由申候、類ニ此度事終候之様と被思候、乍去、
向後御老中頼可有身上ニ候之間、菟角御意法第候、扱
柴過候へ、必々一途事終候之様ニ頼候由候、安養院も
御異見共被成候、自夫御老中へ於村田殿ニ此由申候、
尤可然被申候由候、座主・權執印へも此由明朝申せと
候、

一此日、從平佐地頭之爲使大坊來候、其趣者、入來院殿
山田・天辰・田崎進上之由承及候、平佐之事然々之門
など不付候間、城誘・普請など難成候、天辰・田崎を
平佐へ御付候へかし、先々誰人望候へぬ内にと候て被
仰候、

一廿七日、虫わろく候て出仕不申候、昨日村田殿にて、
平佐より之意趣御寄合中へ申候、今朝使僧同心にて殿
中へ參候へと候俣、如其存候処虫氣にて候間、使僧計

礼御申之由候、使者ハ松岡民部左衛門尉と申人にて候、
 聽而御返事者、瀬崎駒御進上候、殊一段之駒にて候、
 涯分御秘藏候て、いかさま御參上之砌可被御覽せ之由
 候、同奥へ御返事ハ、先日御小者衆御遣候、其御礼被
 成候、御懇懃ニ被思召候、殊ニいづれも御堅固之由候、
 是又御祝着之由候、夫より使者御暇被申候を、御老中
 御用と候て此日者御留候、
 一二日、如常出仕申候、平田石見守殿被申候、趣者、子
 ニて候隼人佑牛根へ召移候、我々彼方へ可罷移候へと
 も、彼身上も未然々候之間、一月も二月も今の役所ニ
 罷居候する御案内、御老中へ被仰候、此趣伊右(伊集院忠棟)・平濃(平田昌秀)
(村田定定)・村越御三人へ申候、菟角御返事ハなく候、
 一此日、從和泉之使者松岡民部左衛門尉殿假屋へ、御老
 中御使として、昨日留申候事、無別儀候、當時世間色
 々雜説申散候、就夫義虎連々御心遣之由、永文など
 にて御申上候、其趣、一ヶ条可被仰事候、彼御使被承
 候するや、又斟酌ニ被思候ハ、後日誰にても、高城
 ・水引など寄々之人衆兩人計御參候へ、其砌一ヶ条可
 申之由、御老中被仰候、彼人納得にて、後日定而誰人
 欵可被參之由、申候て歸候、拙者御使申候、

一此日、於殿中御弓之事、根占殿企候、就夫豊州御見物(亦獲重長)
 之由我等にて被仰候、御不例氣之様候間、可被措之由
 御申候、
 一三日、如常出仕申候、兵庫頭殿昨日御着にて候、
 一四日、出仕不申候処、御談合にて候、參候へと承候て、
 未刻計殿中へ差出候、飯野口御弓箭之御談合にて候、
 兵庫頭殿又ハ北郷一雲(時久)之御存分を然々被聞召候へてハ
 と候て、新納武州・鎌田尾州・本田野州・上原長州、
 彼衆御使被申候、
 一五日、入來院殿より東郷宗左衛門尉と言使者にて候、
 木練之柿有合候とて、籠十進上候、取成申候て、使者
 懸御目候、然處、御老中へ得御意候分者、いづれの間
 より御目ニかけ候すル欵と申候、年始・歳末・八朔の
 使者ニ者違候程、朝毎之出仕上覽候其間より可然之由
 承候間、其分候処ニ、已後ニ白濱二郎九郎殿以、上
 意ニ、彼使者ハ中間にて候や如何之由御尋候、如前子
 細申上候、又上意ニ、それハ御老中御失念にて候らん、
 國衆より之使ハ、いづれも對面所之なけしより上にて
 御目ニかけ候へと候、
 一此日、又御弓箭御談合にて候、我々も殿中へ罷出、御

談合承候、霧嶋之御鬮法第、御弓筋たるへき由相定候、
一六日、如常出仕申候、此日上使江月齋御寄合被成候、

早々殿中御座候へと之使ニ者、拙者被遣候、上使者顯
娃假屋ニ宿候、我ハ意趣申候而罷歸候、殿中御門

迄者、顯娃假屋閉月と申者案内者申候、奏者ハ伊地知
勘解由左衛門尉、御門迄出合被申候、足中あまうち迄

はかれ候、それより唐戸の御座候座より下之座ニ奏し
被申候、平鴨居よりかミより、上使ハ入候、奏者ハ平

鴨居より下より被入候、從夫對面所にて御寄合被成候、
主居ハ (鎌久) 御屋形さま、御次喜入攝州、其次平田濃州、

客居ハ上使、其次橋院にて候、御膳者ニめ迄參候、御
引物種々參候、御酒三返にて御湯參候、御看者度毎ニ

參候、御前御宮仕者新納刑部太輔・本田紀伊守、客之
前ハ高崎兵部少輔・梅北宮内左衛門尉、いづれも手長

ハ無御座候、其外宮仕之衆、伊地知勘解由・川上源三
郎・上原太郎五郎・伊集院源介・拙者にて候、已上此

衆迄にて候、又あるむきにてんしん參候、御着・御酒、
勿論なから度々に參候、客人立処ハ、御さうめんにす

へかへて御さかな參候、其看くたり候ハぬ内に御盃上
候するとて、宮仕持て出候処、被立候、貴殿様なけ

しの下迄にて御礼被成候、酉刻計より戌時計ニ御座終
候、

一七日、如常出仕申候、此日、田布施御立願之御能之儀
ニ、彼方ハ御光儀急度可被成候、御供當候、永吉察礼

にて候程に、御暇申候て罷越、直ニ田布施へ可參之由
申候て、永吉ハ罷越候、

一八日、此晚久多嶋へ參候、御弊新作候間令頂戴候、
一九日、呼へ罷登、鹿一手火矢にて謝候、

一十日、
一十一日、
一十二日、

一十三日、此日、田布施へ參候而、中途迄罷出、御供申
候、

一十四日、金藏院へ御申にて候、伊勢殿ハ院主之次ニ御
座候、此日御能可有にて候つれ共、雨降候て御留候、

一十五日、於金藏院、御能御成就にて候、
一十六日、常珠寺へ御申にて候、

一十七日、鮫島土佐守殿子息元服にて候、其次ニ、衆中
之子、又阿多・加世田よりもあまた御目ニ懸られ候、

一十八日、伊作湯へ御出にて候、此日酉時計御暇給候て、

永吉のことく罷越候、

一十九日、

一廿日、

一廿一日、

一廿二日、永吉有嶋之道作直し候、

一廿三日、鹿兒嶋のことく罷歸候、

一廿四日、如常出仕申候、新田宮執印殿より書狀預候、

其趣者、先月よりの口事邊之事、御祭礼過候間、急度

事行候之様にと候て、白濱周防介殿・伊集院源介殿・

拙者三人へと候て預候、御老中へ披露申候、御談合被

成、急度可被仰候、先々返書ハ何となく仕候へと承候

間、不立入候之条、拙者一人書狀として返事申候、

一廿五日、御月次御連衆ニ參候、

一廿六日、如常出仕申候、野村(秀綱)美作守殿より之書狀之趣、

御老中へ披露申候、野添方・寺田方移之儀候、又者先

日以大坊承候雨辰名之事にて候、返書之躰、濃州・右

衛門(兼院忠棟)太夫殿へ御目ニかけ、於殿中認、即遣候、

一此日、從和泉使者にて候伊勢守殿・指宿周防介・知識

彈正忠、彼三人假屋へ、御寄合中爲使、本田若州(親忠)・伊

地知勘解由・拙者三人被遣候、意趣者、當時世間雜説

共申散候、殊ニ去月始之比、喜入久屋齋此方へ被罷越

候、其砌承事ニ、彼雜説 中書様御前より被仰儀候間、

急度義虎串來野(本)へ御越候而、可被仰開候、若又不被仰

開候ハ、其時御身上可被相終之由候通、彼久屋齋喜

入攝州へ被申候間、本若州以、中書様へ此由御事問共

候、貴殿様より被仰候つる通、又ハ中書少も彼儀無御

存知通、直ニ和泉之使者へ物語候、勢州御返事ニハ、

少も如此之校量、於山北不承候間、同心之人衆を歸候

而、義虎之御分別、又ハ久屋之分別、承候する之由御

返事候、其外高城・東郷堺之雜説、色々我々三人へ物

語被成候、

一廿七日、如常出仕申候、昨日和泉使者御返事之通可達

上聞存候処、伊地知勘もし・河上殿奏者被申候て、

御前江被參候、其時直ニ御尋之間、勘もし一人にて、

勢州之意趣又ハ御老中より被仰たる儀委被申候、從夫

又右ノ三人和泉假屋へ被遣候、其意趣者、此度久屋齋

被申候処、使之御存分ニ不參候哉、就其、勢州御同心

之人衆を如山北被歸候て、義虎之御分別可被聞せ御分

別候哉、尤令存候、菟角御進退法第に候、次ニ者、ケ

様ニ度々雜説之事御申上候、なにとたる事を義虎御工被

成、又ハ何たる御逆心之由を御構候なと申散候哉、未此方へ者不通候、和泉之人衆之申事ニ候欵、又者御家景中より申事ニ候欵、誰人何名字之者、何たる色を申候と、御申候へと被仰候、其時勢州御返事にハ、昨日ハ久屋齋一ヶ条被申計にて候つる間、同心之衆一人歸候而、委山北之様可承合由申候ッ、又被仰事候間、三人同前ニ歸有へき由候、此通やかて平田濃州へ申候、菟角今日ハ逗留候て、明日 御屋形さま懸御目、御退出候へと、内衆にて被仰候、

一此日、和泉使者之宿へ、本若州・伊地知又八殿・拙者御酒持せ礼申候、其時拙者へ勢州被仰候、其趣者、東郷と高城と相論候けしかり畠地之事、此前指宿周防介にて此方へ御申候、其時、御使を伊勘もし・拙者申候、其筋と候て承事候、防州にて御申之時、從此方御返事に彼けしかりの事、左右方聞召合候するほとに、いつかたへもつけ有ましき由候ッ、然處、從東郷麻をさせられ候、勢州前より尋候へハ、東郷より返事に、少も鹿兒嶋などへ伺御意如此にてハなく候、下(左)機任に如此候由返事候、さてハと高城よりおほされ候へハ、彼麻を悉刈納候、是ハ可然人衆存候て之事に候らん、下

きまかせにて候ハ、納候する処をとめ候するか、如此取納候者、東郷よりおしかりてさせられたる迄候、ヶ様に候へハ、義虎外聞御失候由候、菟角急度いつかたへ欵御つけ候へハにて候由候、聽而此分御老中へ申入候、追而東郷之様牀聞召合、返事可被成由候、一廿八日、如常出仕申候、此朝從天草之使僧來迎寺被懸御目候、天草殿(備地)より進上物、御太刀一腰・厚板物二端・馬代三百疋進上候、使僧私之進物、中折三束・御扇一本とみえ候、

一此日、和泉使者之宿へ伊勘もし・拙者爲使被遣候、其趣者、當時和泉と天草、儀絶之事候、然處天草之使僧此方へ取成申候処、寄合中如何に存事候、雖然、弓箭など之行にてハなく候、先代大岳(志磨)さまより已來、御當家へ深重ニ申上候、其後聊中絶候、從爰者如先例言上可有之由、新納武州迄長文にて被申候、其上御老中迄之書狀、彼兩通勢州御披見候へと候て、被持せ候、聽而拙者讀候て、和泉之使者聞(二脱カ)せ申候、彼狀写候するとて、かりやへ留候、御存分法第之由申候、次ニ者天草と和泉和平之儀、從義虎者、いつかたにても候へ少所領を去渡候へハ、無事可有之由候、彼使僧へ新武州前

より尋候へハ、其儀者成間敷由被申候、雖然、涯分義
 虎御存分彼來迎寺へ可被仰由、勢州へ兩人にて被仰候、
 勢州御返事ニ、御懇懃に承事忝由候、

一廿九日、如常出仕申候、伊地知式部(重忠)太輔殿より、同名

源左衛門尉・濱田主馬首兩人にて御申上候、趣者、高
 橋一所ニ被下拜領候所領等、賢き所にて候、海邊なと

候て、諸事下々迄任能所にて候、然共山無格護之間、

殿中之材木又者普請具なと當候時、不自由候、頃傳承
 候へハ、入来院山田上候由聞得候、彼方田敷高橋へ相

應之所にて候程ニ、召替候て被下候へかし、國境にて
 候ニ、若輩不似合申事にて候へ共、餘山なく候へハ諸

篇不自由候由、御老中迄御申候、伊太夫殿(伊集院忠棟)・意釣(川上忠光)・平

濃・村越、此御衆へ申候、達上聞候へと承候間、聽而
 申上候、御返事ニ者、當座菟角可被仰出事なく候、急

度御談合可有之間、其時出合候へてハにて候、自然御
 爲ニ可成事にもや候らんと上意候、其次ニ、此度右馬(以心)

頭殿御參上にて御談合候へハ、伊集院美作守(久直)・宮原筑

前守兩人御談合ニ被參候へと申候と上意候ま、即伊(景)

右衛門太夫殿にていつれへも申入候、聽而御老中書狀
 認候て、兩人へ被遣候、此日、春山へ呼ニ御供申候、

一卅日、春山御狩にて、其夜御供申、罷歸候、

拾月

一日、此朝如常出仕申候、

一二日、於殿中法花千部始候、談儀所奉始法印、聖家衆
 百十人にて候、貴殿様一卷より二卷半分迄御聽聞候、
 出仕各如常候、

一此日、御納所衆へ使申候、趣者、日新様御七年忌來月(忠良)

被成候、彼談合候へと候、從夫本田若狹守(親忠)・伊地知越
 後守(友池)・平野丹後守、加世田衆鮫島次郎左衛門尉・土持

若狹守・指宿加賀守、此衆打合、萬事談合被申候、
 一此日、平佐石神坊承候、冠嶽と口事邊之事、今月長日

前に候間、於此方事終し候する之由先月承候間、此方
 へ御座候、然共、如何様に候哉御參なく、千部會にも御

參なく候、拙者書狀以、菟角和光院(顯惠)へ申候へかしと、
 肥後山城守殿同心にて承候、我等申事にハ、先々御坊

かへり候て、使者以冠嶽へ、いつ比御參候する坎内談
 候て可然候通申、かへし申候、

一三日、出仕不申候、於拙宿ニ、入江權允來、鞍稽故候、

此日伊地知縫殿助より、中馬方・梶原方にて、御老中
 迄と候て承事候、如御存知、下大隅五ヶ所之事進上申

候処ニ、下之城拜領候て安堵候、忝存候、然者諸所へ
召置候者共、下之城を頼來候する由申候、重眞返事
にハ、いつかたへも縁取次第罷居候へ、下之城へ集候
てハ堪忍等成ましき由候、如其方々へ罷居候者多々候、
乍去、人衆あまた下之城を頼候て可參之由申候、更指
捨かたく候、當時高城之所領者新城へ付候間、若々人
衆なと、彼処へ者不被移もや候すらん、彼下持ニ役所
共計御座候、是を被下候ハ、彼下々を召置度之由御
申候、委承置候、

一四日、如常出仕申候、昨日從伊地知殿承候通、細々御
老中へ申上候、暫重眞逗留候する間、追而返事可被成
之由候、

一此日、平田新左衛門尉殿へ、邪答院(形)へ川邊より移衆日
記渡申候、早々被仰付候へと申候、畏承由候、

一五日、如常出仕申候、從入來院(重徳)以使僧被申候、意趣者、
一昨日從肝付と候て、出家貳人與風越候、驚問註候へ
者、彼出家被申事に、先月始之比、從肝付意叶と申醫
師、加治木へ越候、彼人帖佐米山へ被參候次ニ、惣禪
寺へ被立寄候欵、住持承事に、入來院被居候ッ宗符と
申醫者、本來肝付之人にて候ッ、存候哉如何之由候、

其時、彼意叶被申事に、其宗符の子出家一人・俗一人
御座候、于今ニ肝付へ罷居候由被申候、然時住持、扱
者其子孫ニ傳言被成候、彼宗符度々惣禪寺なとへも被
參候、(或)有時道具箱二あつらへ被置候ッ、死去よりそと
前ニ、如入來院取寄られ候、若々惣禪寺へ一節あつら
へ候なとて承間敷候、尋有度被思候ハ、入來へ尋
候へと承事に候、此節又彼意叶加治木へ被越候、其同
心にて、彼出家も惣禪寺にも參候、從親之向後爲可承、
入來へ越候之由被申候、御老中いつれへも、此旨披露
令申候、御返事者於護广所申候、さてハ肝付より出家
二人與風入來へ來候哉、理承候、細々承置及候、當時
和平ニ罷成候上、肝付之者を其方へ入出させられまし
き共、又遮而出入させられ候へとも、寄合中前よりハ
菟角難申候、入來院殿分別法第に候、如此返事申候、
入來よりの使僧者、慈光寺之同宿等順と云僧にて候、
一此日、菱刈(重広)從本城使兩人へ被仰出候、上原長州(尚近)・拙者
御使申候、於護广所申出候、意趣者、菱刈殿之事、度
々對御當家禪共候、先 貴久様之御時、蒲生(龜澤)禪被申候、
其砌、御帳陳被成候処、菱刈何程之分別にて候哉、向
陳を被取候、乍勿論天道無疑、其陳聽而被切崩せ、菱

刈究竟之人衆數輩被討取せ候間、蒲生則御手裏參候、

其後 貴久様大隅宮内へ御光儀之砌、菱刈天^(重忠)眼齋以自

參、改先非御奉公之由被申候、扱者可然之旨被仰合候

ツ、其後北原家之者共、或者主人を討殺、又者傍輩を妨、

色々家中乱劇候間、北原掃部助兼親、是を北原家ニ可

被召立之御校量にて候、然處、北原伊勢守横川之城を

堅持構居候、是も若者菱刈と談合も哉候つらん、時ニ

御家中之人衆申事ニ、北原を被召立候ハ、先彼横川

題目候、其故ハ、眞幸之通道候由申候、從夫 御自身^(兼久)

被着御甲、輒横川之城を被攻落候、從其種々菱刈方御

懇之儀共候而、殊ニ彼横川を被下遣候処、三之山へ御

働之時者、伊東^(義祐)へ足輕を隠遣候而右右を申、又者上村

と云処にて、既ニ 兵庫頭殿様御通之砌、少々人數を

隠ねらひ申候つれ共、御内衆數百人召烈御通之間、手

を失し由候、殊矢之一筋も射懸^(正脱カ)申し事、不紛儀候、ケ

様ニ候而者猶々眞幸之御格護難成由、御家景之人々申

上候間、馬越へ被切落候、其時菱刈者本城ニ御残可有

之上意候ツ、それをも如何被存候哉、頼^(前)邪答院落行、

求广と同前にて此方へ御敵を被申候、求广大口を堅持

候ツ、是も天道無二故、属御勝利候、如此度々菱刈之

事憚多候条、可被絶家を処、國衆を御崩候てハ如何之

由 御一言迄にて、今之孫三郎殿邪答院へ御座候つる

を尋被出候而、如當時菱刈家本城へ御殘候、然ニ頃野

心之由世間風聞候、実不実ハ無御存知、如此世間申候ハ

、一定菱刈爲家之ニ成ましく候間、いつかたへも似

合之所ニ、可被成御繰返之由候也、彼兩使者被申事に、

蒙仰条々、尤之子細候、罷歸、一々ニ可申聞せ由候也、

一六日、如常出仕申候、此朝本高崇寺一乘院ニ成候、入

院之祝之御酒進上候、我々御手長申候、

一七日、如常出仕申候、新田宮執印と座主・權執印口事

邊之儀、先月懸引被成候通、細々白濱防州^(重忠)・拙者兩人

シテ達 上聞候、上意ニ、理非を分候て、寄合中異見

共被申候欵、其上ニ、御前も菟角可被仰無子細候、

然共川内寄々之地頭二三人も召寄、如此之通尋させら

れ候て可然候、又者正宮社衆なとへも、如此之儀如何

之由なと尋候て可然候、其分にて不余々候ハ、御

くしなと可然之由 御意候、則御老中へ此旨申候、早

速ニ川内寄々地頭召寄候するよし候也、

一此朝、從伊地知方去三日承候儀、達 上聞候、御返事

ニ、下大隅之事未御不知案内に候、彼方然々存候する

人衆へ御尋、談合共被成候て可然之由候、其次ニ御老

中へ被仰出候、伊地知之事、此度無奉公之儀無隠候、

諸篇被申上候する事を、十の物ハ七八までハ縦理にて

候とも、指留候へてハにて候、況於非哉、其故者、親

類此方へ曆ニ罷居候、ケ様成儀にて無了簡之人之申事

も輒立候なと、諸人唆候てハ、必竟、御家之爲に罷成

ましき由、能く申せと候也、即喜入攝・伊右・川意・

平濃・村越へ申候、

(村田經定)

(平田昌宗)

(伊集院忠棟)

一 此晚、伊地知殿へ御返事申候、中馬方・梶原方兩人拙

宿へ召寄申候、彼高城麓役所之事被申候、寄合中彼堺

不知案内候、然く談合申候て、追而委返事可有候通申

候、

一同晚、從入來院被申候、使僧之意趣ニ、一昨日使僧以

申上候從肝付之出家・伴呂、共ニ死罪行候、其故者、

無事ニ罷成候而も、肝付与入來入出申間敷當概候、爲

其基、彼出家・伴呂・同召烈候下人二人死罪候由承候、

拙者返事ニ、先使ニ委如申候、當時和平之条、從肝付

其方へ往來候共是不苦候、然處御尋候、寄合中者少も

不存候、只入來院殿法第にてこそ候へ、善惡を不存候

由被申候キ處ニ、死罪之由驚入候、先く使僧者歸候へ、

次之時御老中へ御物語可申由申候て歸候、

一 八日、今朝、昨晚自入來之使僧之意趣御老中へ申候、

扱者其分ニ候哉、言語道断之儀候、左候ハ、無御尋

前ニ其分別可有之処、已後如此之儀、無分別之由候、

結句拙者使僧を夕歸申候事、殊之外分別不足之由候、

以書狀此通入來へ申入候へと候、

一 此日、平田美濃守殿へ上使高月齋寄合被成候、客居上

江月、次周琳、次拙者、主居上伊右衛門大夫、次濃州、

(中江意胤)

(伊集院久松)

次伊右衛門兵衛尉殿、終日之御酒にて候、

一 九日、如常出仕申候、昨日從御老中承候入來院へ書狀、

長谷場織染憑存候て認遣候、文章者攝州・右衛門大夫

殿へ見せ申候、

一 十日、如常出仕申候、從兵庫頭殿様以兩使御申候、惠

日院・五代右京亮にて候、從是者上原長州・拙者承候、

意趣者、鎌田尾州下城被申候欵、殊ニ上洛之企被成、

(政年)

御留被成候而可然候、并光明坊、是も上洛之由候欵、

先日以使節御留被成候、其使にも不被出合候、菟角之

(佐竹義昭)

返事もなく候間、郡山寺へ仰置れたる迄候よし候、隨

而尾州下城之事、彼伊東上總入道野心之儀、飯野へ先

不被申候而、被達 上聞候、殊ニ武庫様御眞判共被成

候、彼憚多候とて下城之由、一向無御納心之由候、其故者、ケ様之儀鹿兒嶋へ早く被申候こそ可然候、飯野へ遅被申候とての下城者、御納心なき由候、重く尾州之口區候、無御納得候、飯野之御分別を被掠候哉、さてこそ無御存知之通、眞判被成候由候也、

一十一日、此日法花千部御成就候、此朝眞幸之御返事申候、意趣者、鎌田尾州・光明坊被申事色々區々候之間、可被仰子細無是候、然共新納刑部太輔(忠亮)・宮原筑前守(景徳)今日被罷歸候条、以其次尾州・光明坊之分別委被聞召候て、追而御返事可有候、同御狀之御返事、是又ケ様之処被聞召、追而御返札可有之由候也、

一此日(介上忠亮)、意釣にて夢想連歌候、其連衆にて候也、

一此朝、二階堂三郎次郎殿へ御老中より申せにて候、貴所役所の事、税所殿へ尋申候へハ、如此被申候、不紛土橋殿役所明合候、二三人望之方候、其内ニ二階堂殿先にて候間、去五日、以面談合申事にハ、越前者八日之日此方へ伺候可申候、其砌同前ニ御老中へ御任可申由申候、然處ニ、二階堂殿六日の日御參被成候而、御老中へ直ニ御申候欵、七日ニ越前ニ承事ニ、彼役所被下由候、知行被成候する旨承候、尤於御給ニ者可然之

由申候、さてこそ最前ニ約束申候処を違背候て、地頭を措直ニ御申取候事、越前納得申さぬよし候、彼役所之事、二階堂とのへ可預事ハ、越前得心不申候、何ケ度も御任可申由候、此旨二階堂殿へ申候へハ、不紛さ様にて候、乍去、度々地頭ニ申候へ共無余候、殊干部會宮仕ニ与風參候俣、無何と申上候由候也、

一十二日、如常出仕申候、此朝高江大泉坊之弟子、中納言公御目ニかけ候、百疋進上候、并大学坊、是も御目ニかけ申候、中紙三束進上候、此朝自入來の返狀御老中へ御目ニかけ候、

一此日、就御狩之儀御暇給候て、永吉へ可罷越候、從夫留候、

一此日、村尾兵部少輔拙宿へ召寄、山田之田數書付札候、四十三町七反浮免候、寺社家二十町計候、不余々者不存候由候也、島地是又各々少く宛格護申候、乍去程を不存由被申候、門は十候、屋敷九候、

一此日、野村美作守殿(秀徳)・鎌田外記殿御用之由候て被召候間、祗候之由候也、夫より平田殿にて談合候、山田新介殿(昌亮)も被參候、拙者ハ伊作御狩に明日罷立候する程ニ、彼地頭達之分別者、白濱防州にて可聞有に相定候、

一此日、二階堂殿就役所地頭と之懸引、拙者ニ物語候、
彼口者御老中へ直ニ可申入之由、越前守殿へ届候由承
候也、

一十三日、伊作就御狩之儀、早朝永吉へ越候、

一十四日、御狩ニて候、三窪へ參候て、其夜へ留候、

一十五日、此朝永吉へ歸候、

一十六日、又御狩にて候間、早旦三窪へ參候而、直ニ御

供申、如鹿兒嶋罷歸候、猪・鹿二日之御狩ニ廿九まろ
ひ候、

一十七日、如常出仕申候、川内寄々地頭鎌外・野美・山

新、隈城地頭笑翁齋代(比志島國真)として松本雅樂助方被參候、此

衆へ新田宮口事之儀御尋候、被申事ニ、菟角我々通可

申無子細候、乍去出合ニ存事にへ、權執印一人召寄候

て、此方御奉公別儀有間敷由、談儀所を賴存、眞判な

とにて、深甚に被申候欵其筋にて候程ニ、彼人召寄、養

子之事を被仰取候へ、若者余人も分別欵候すらんと

被申候、自其此由白濱周防介・拙者兩人ニテ達 上聞

候、御意ニ、其爲に彼地頭へ被召寄候上者、其分ニ

可然之由候、次ニ被仰事ニ、此通之儀をさのミ上意ま

てにて候へすとも、御老中御分別法第の由候也、此前

彼口事人ニ、寄合中申させられ候処も無御納心候、其
謂者、彼口事之儀達 上聞候へ、何とそ御變有へく
候、左候へ、左右方爲にならぬ儀も可有候程に、意見

申候通申させられ候、事破に罷成候する事へ、寄合中

へ無存、御前之御分別迄候と有やうに候、爰以無御

納心由御意候也、從其權執印へ松本雅樂助方を被遣候、

意趣者、防州(白濱重忠)・拙者兩人にて申候、御老中用段之儀候、

急度御參候へ、其砌今度之就口事、執印殿と千儀坊是

へ同心に候、座主・權執印へ同心之人衆誰々にて候哉、

書立持參候へと之由候也、

一此日、山田新介殿御老中へ御申候、意趣者、高江ニ被

居候有馬名字ノ人・瀬戸口名字ノ人、何方へも移望之

由候、賴存候、次ニ者いとこにて候山田弥七郎、去六

月懸御目候、然者從其以前にもかさわつらひ候時、婁

之立願に、山伏ニなし候する由候、それを油断にて俗

躰にて御めにつかけ候、頃又以外不例氣候、從御彦山

臥ニなられざる御たゞり之由申候、へん／＼の申事に

候へとも、こゝより山伏になし候する如何之由候、次

ニ者川邊ニ被居候有田方、高江に可被召移に相定候、

川邊ニ所領懸持にてハ諸事難成候、高江に加世田之順

阿弥懸持之門、町三反之候、是をかせ田よりハ川邊より〳〵に候之間、召替候て可然之由候、御老中より御返事にハ、兩人移之事ハ、いつれも此度川内之人衆を不被召移候、如其之由候、次ニ弥七郎殿事、是又寔ニへん〳〵の御申事に候、次之時、可被達 上聞候て、返事可有之由候也、次有田方懸持之事、是又已後ハ御申之ことくや成候はんすらん、菟角追而返事可有之由候也、

一 同日、鎌田外記殿御申候、此前百次地頭職被仰砌、從當方同名勘解由を被召移候、所領相迫候、先々地頭分に候蒲牟田一町之事、彼人遣申候へと承候間、如其格謹被申候処、慮外之儀候て、彼人を成敗申候、其所領別人へ被下候而御座候、當時御所領之懸引くりまはしとも候ほとに、彼蒲牟田之事、被下候へと御申候、御老中御返事ニ者、如何様急度御配當可有候、其砌返事可有之由候也、

一 此日、野村美作殿承事に候、此前平佐地頭職被仰付、今迄閉目申様に候、然者從爰閉目かたくおほされ候、頻ニ御侘にて候、御措有へき事、御老中頼存候、此侘叶候ハ、おなしくハ鹿兒嶋へ被召移候ハ、子とも

の爲にて候程ニ一段候、それなく候ハ、領分など少く御座候間、加世田にても候へ、又薩江山より此方へさへ候ハ、いつかたへもめし移し候へと候、此由同村是綱名民部少輔にて、御老中へ御内儀被仰候、明朝然く可申事、拙者頼由候、明朝誰にても候へ、兩人にて承候て可申之由、拙者申候也、

一 此日、奈良原狩野介殿承事に候、新城へ移候処、拙者を頼候ツル間被仰候、新城ニふなまと申候て三反之塩屋御座候、是を被下候へ、それなく候ハ、小嶋と申候是も三反之処にて候、被下候へと候、子細白濱防州へ被仰候、乍去最前之御侘之首尾にて候間、如此之由候也、

一 此晩、(奉)太平寺御座候、藥師堂再興候、二三年已前御判形申候つれ共、弓箭最中之間、勸進不被成候、こゝより(金堀)勸企之由候、然者本願之聖御老中へ被懸御目候、生國者河内人、高野へ居住候、六十六部被成候而泰平寺へ御座候を頼候由候而、拙宿へも同心候、良賢坊と申聖候、

一 十八日、如常出仕候、昨日野村殿役之御侘之事、御老中へ拙者一人ニテ申候、即達上聞候へと承候間、申上

候、御返事ニ、爰許役之御侘被申候、無御納得候、

若者何たる心底共候哉、寄合中前より猶被承候へ、

無其儀候へ、尚御頼之由にてそ候すらんと 上意

候、それより野村殿へ相尋申候、無別儀候、國境之事

に候間、我と通罷居候てへ、向後御爲に罷成ましき由

候也、依夫御侘有由候也、其次ニ我等ニ物語と候て、

兼て御侘被成候つる天辰之事、誰人へも一所に被遣候

へ、山野等之儀、此間入來より格護之時ニ違申へく

候、類ニとめられ候へ、一定六ヶ敷事共出來可申

候、彼是役之御侘堅申有へき由候、此分御老中へ申候、

仕合次第達、上聞候へと承候、

一此日、諸所配當始被成候、

一十九日、如常出仕申候、昨日承候野村殿心底之分、達

上聞候、菟角誰人平佐之地頭にて候共、天辰之山之事

者其名に可付候間、同前之事候、然者として平佐之事た

ませられへき事にもなく候ほとに、尚美作守御頼

之由候也、此由作州へ申候、又御老中まで被申事に、

猶役之御侘可申覚悟候、乍去、押返く申候へハ憚

多候間、先追而被申候する由候而歸候、次ニ平佐筆

者無之候、河上筑前守殿平佐へ召移候へと候、御老中

御返事ニ、彼筑州鹿兒嶋へ移被當候、自然此方移相違

候へ、平佐へ可然之由候也、又彼人不成成候へ、

岩切可樂齋可被召移事、頼之由候也、

一野添對馬・寺田弥平兵衛兩人移之事へ、成間敷之由作

州へ申候、其分にて歸候、

一此朝、伊作地頭有閑齋(高崎能秀)より承候、如例年今月廿五日御

祭礼御社參之由、目出令存候、然者當年へ臨時之鑄流

馬御座候欵、廿五日にて候する欵、又廿六日などにて

も候するや、上意次第之由候、上意ニ、早晚之鑄

流馬さへ暮候、況や臨時之儀如何候するや、然とも能

く社方へ談合被成候而、御神事をいそぎ、其日可然之

由候也、

一此日、山田新介殿申候、高江に筆者なく候、承傳候へ

者、觸田与七左衛門尉方いつかたへ欵移當候よし候、

彼人を高江に被召移候へと候、即御老中へ申候、彼人

ハ帖佐へ可召移候間、難成之由也、

一廿日、如常出仕申候、不断光院從庄内御歸候として御參

候、其由申上、聽而奏者仕、取成申候、御礼茶にて御

立候、

一廿一日、如常出仕申候、高崎有閑齋より濃州迄御内儀

候、此度伊作へ御光儀之砌、多寶寺小牧山本坊より御申請可有候、如何候する哉と候、御前ニ即御内儀請候、連々伊作へ御出之時、諸寺家へ御無沙汰候故者、多宝寺あまり御酒を詮御申候間、依其御無沙汰候、此度も如此候ハ、御出有ましき由候、無其儀候ハ、御光臨余儀有ましき由候也、

一廿二日、伊作就御祭礼、御月次連歌此日ニ差寄候、拙者も御連衆ニ參候、貴殿様・不断光院・光明寺御合候、

一此日、早旦從^(以久)右馬頭殿御申候、寔ニ不似合雖御申事ニ候、御祈様申請度由候、彼方之使者ハ、河上出羽守・町田因幡守にて候、從是ハ本田下野守^(親貞)・拙者意趣承候、即達上聞候、上意ニ、此前從豐後尋候由候、然共他國之条、諸事如何被思食候、清水ハも可然候する哉、老名敷衆分別法第之由候、從其御老中へ御尋之通申候、一段目出度之由候、御連歌にて候間、寄合中御返事之儀ハ不申上候、清水之使者兩人先々歸候へ、追而然之御返事、自是可被仰由申候てかへし申候、

一廿三日、如常出仕申候、昨日自清水御申之儀、御老中へ御尋之御返事、目出度被思之由申上候、上意ニ、

ケ様之事ハ占たと有事に候条、彼是追而御談合有へき由候、

一此日、從國分殿^(定左)以使僧被申候、天滿宮假殿之事、國分分別にてかやぶきに仕候へと承候、雖然御前より御企候ハ、其下にて何とやうにも辛勞可申候、殊ニ天滿宮野山なき在所にて候間、材木之事、いつかたへ欵被仰付候て可然由候、自御老中より御返事ニハ、天滿宮^(右)かりとの事、被添心候、尤候、就其先々切符をいたさせられ候ハ、其上にて談合可有之由候、次ニ者平佐へ國分殿門ニ格護候哉、其内ニ反、方分之時天辰へ着候欵、此節知行之由候、尤さうに令存候、然共彼境未定候間、是又追而談合可有之由候て、使僧者かへし候、

一廿四日、伊作へ御光儀候、御供申候、湯へ直ニ御出候て、從夫有閑齋之宿所へ御着候、殊之外御会尺にて候、

一廿五日、如舊例之御八幡へ御社參候、川邊・加世田・阿多・田布施・伊集院・市來之人衆御供ニ被參候、吉利下總守殿・北原殿^(兼親)・伊地知式部太輔^(重隆)、此衆御供にて候、御老中ハ平田濃州御供にて候、御劔役町田伊賀守^(久徳)、御かいそへ本田刑部少輔一人にて候、如早晚源太夫所

にて御会尺申候、御座敷ニ者、主居ニ御座候、御次ニ

吉利殿、其次有閑齋、客居(殿)金吾様、其次北原、其次

濃州、此分にて候、御前之宮仕町田伊賀守・三原(重行)二郎

左衛門尉、同御手長市來備前守・拙者仕候、此晚臨時

之鎭流馬候、河上圖書助・比志嶋彦三郎(顯親)・乳人宮原治

部左衛門尉にて候、御立願輒御成就にて候、

一此朝、伊作多宝寺小牧本坊、十二坊衆同心にて御參候、

并道場・禪州寺、其外寺家くあまた御參候、拙者取

成申候、多宝寺本坊者、寺へ御申請可有由候て御參候、

一廿六日、此朝、三原遠江入道當時伊作へ越合申候、能

次候間、子にて候者御目ニかけ度由、平濃州迄被申候、

可然之由 上意之間、取成懸御目候、樽一荷・折着に

て候、同三百足進上候、同時禪州寺も御酒持參候、取

成申候、

一此日、多寶寺へ御光臨被成候、御座敷者主居上、貴

殿様、御次金吾様、其次大野淡路入道、其次有閑齋、

客居上(西)酉堂、次吉利殿、次平濃州、次三原遠江入道、

此衆にて候、此時本來肥前之客僧、多宝寺住持舊友之

由候而逗留候、被懸御目候、拙者取成申候、同珍藏主

と申人頃被下候間、是も取成、御目にかけて候、此人者

多宝寺取立之僧にて候、

一此晚、三原(重忠)昌安齋へ被仰出候、近日御犬糞古ニ相定候、

曾於郡黒峯之鹿、行騰ニ能由被聞召候、急度狩被仕候

へと候、拙者御使申候、明日如曾於郡之罷歸候間、躡

而御符申へき由御返事被申候、

一廿七日、田布施後比良之御符にて候、 貴殿猪・鹿二

被遊候、從田布施吉利山城守殿、鎮守之渡と申処にて

御会尺御申候、御棧敷御座之衆、 殿様・金吾様・左

馬頭殿(重宗)・大野治部太輔殿・吉利下總守殿・同山城守殿

・拙者にて候、此晚躡而伊作へ御歸候、猪・鹿合而廿

九ひ候、

一廿八日、小牧本坊へ御光儀候、御座之様鉢、客居上座

ニ、 貴殿様、御次金吾様、其次吉利殿、其次平田濃

州、主居ノ上院主、其次勝藏院(榮橋谷生)、其次有閑齋、點心之

時、拙者濃州之次ニ參候、

一廿九日、高橋藥師へ御堂參被成候、御供申候、伊地知

式部太輔在所へ申請度之由候間、於藥師堂此由申上候、

從夫彼宿所へ御光幸候、御座之次第、主居之上 殿様、

御次吉利山城守殿、次伊地知式部太輔、客居大野淡路

入道、次平濃州にて候、此時式部太輔弟にて候、此前

御目ニハかゝり候、乍憚名を被下候へかしと、拙者憑候儘申上候、即 平三郎と御名付候、百疋・五明一本進上候、式部太輔殿御光儀之御祝言も百疋にて候、一此晚懸而伊作へ御歸候、有閑在所にて常之御会尺にて候、御座者有閑齋・拙者迄にて候、

一卅日、伊作中城にて御寄合にて、懸而如鹿兒嶋御歸院候、拙者へ當時御犬追物御稽故之間、行騰皮求候へと上意之間、爲狩之御暇申候て、此日永吉へ罷越候、

霜月

(忠渡)

一一日、吉利總州參會候而、鶉狩ニ登候、

一二日、拙者狩仕候、吉利殿も御登候、并人數召烈候、

一三日、毘沙門へ參候、其後鶉狩へ登候、

一四日、是も同鶉野へ登候、

一五日、吉利殿狩被成候、拙者も登申候、同人數召烈罷立候、

一六日、鹿兒島へ罷歸候、

(重徳) 六時分ニ着候、

一七日、如常出仕申候、三原昌安齋より、去四日之日付

之書狀候、趣者、先刻於伊作狩之儀仰候、頃可致其分

別之処、止神御柴之事に候条、閏霜月ニ御狩可被申由

候、左候ハ、此方より狩案内之人衆御遣被成候へと

候、其故者、一向彼方狩馴たる人なきよし候、即此旨申上候、此方より誰人狩案内之人衆御遣候共、方角を存ましく候、其上彼黒峯御狩之事ハ、此前 貴殿様兩度(義久)上覽候、如其狩らせられ候て、可然由返事申せと候まハ、元野飛彈守を憑候て、書狀返事申候、

一八日、如常出仕申候、出仕之衆皆々無 上覽候、此日神鏡院、伊右衛門(伊集院忠棟)大夫殿一人へ申せと候、霧嶋座主より之被仰事にて候、宮原主水助此前懸 御目候、當時無足ニ馬越へ罷居候、此節諸方移替共候、(忠棟) 大夫殿を偏

ニ憑候、邪答院などへ召移候て可給之由候、即此由申候、寄合中へ談合候てうつし有へきよし、返事候、

一此日、新田宮權執印へ、此方諺方之座主・白濱(重政)周防介

・拙者以、從御老中被仰候、趣者、權執印一人抵候之

由申候、無別儀候、此度執印殿ニ被對口事之儀、度々

理非を雖申候、少も無承引候、權執印之事者余之社衆

に違候、其故者、先年一篇被申候処を、談議所・諺方

座主を憑候て色々被申候、其上神判等深重ニ、御意を

少も違背申間敷通被申候而、ケ様ニ寄合中申旨違背候、

無納得候、其許最前之儀共彼座主御存知候間、兩人へ

相添之由拙者申候、從夫三人種々懸引申候へ共、彼養

子之事ハ善悪成間敷通被申候、余之返事をも不被弁候、

一九日、如常出仕申候、此朝比志嶋笑翁齋承事に候、北

村之事、此前地頭職被下候、然時、頃伊右衛門太夫殿

へ、彼所郡山へくり替御給之由候、彼方ニ所領八町九

反卅格護候、是をいつかたへも早々召替可給候、殊彼

所領皆々上田之由候、次ニ者西浦之行司富山名字之者

にて候、是者此前北村殿此方より御くりなされ候時、

同前ニ此方へ參候、其忠節ニ、彼行司分町五反被下候、

同公田四反被下候、是又右衛門太夫殿一所ニ於御格護

ニ者、御内之人をめし置候て者已後難成候、殊ニ北村

城内ニ罷居候者候、彼是めされにく候する程ニ、い

つかたへも召移候へ、左候ハ、忠節之人にて候間、

打替等能様ニ御分別肝要之由候、次ニ北村牧之別當吉

富名字之人にて候、是又從前代かせ田などにて色々忠

節之人にて候間、北村未御手裏ニまいらさる前ニ、於

帖佐ニ彼別當分一町被下候、如其今ニ格護申候、余所

よりハ彼一町者三町計有由候、其身被申候ハ、田島共

三町計有由候、公田者三反もたれ候、是もいつかたへ

欵召移候へてハにてか候すらん、爲御意得申候、次ニ

北村名・米丸名兩觸役人之事、直ニ召置候ても可然者

にて候、乍去めし替候ハ、此節引替之時、彼者もい

つかたへ落着候様に御分別肝要に候、已後者ケ様之喫

めされにくかるへく候間申候由候、次ニ北村へ小庵一

御座候、是又此前御弓箭之時、於彼方子共討死被申候

親之、又ハ親類など之、一反・二反被付候、又百姓庵

をくつし候て是に被付候、彼是七八反之庵にて候、是

又此節、彼坊主いつかたへも召移候て可然之由候、

一此日、昨日權執印へ申候通、長壽院・防州・拙者三人

にて御老中へ申候、御談合可有由にて候、

一此朝、福昌寺より殿中へ御使僧にて候、意趣者、一昨

日於寺馬乘・曲馬仕候処、御光儀被成、上覽候御礼御

申候、其砌東雲と申客僧上覽候、是又忝由御申候、此

等御慰懃之由御返事、同使僧にて御老中へ被仰候、く

りの茸芽(芽)、來十一二日從吉野くたし可有候、持候する

人衆之事御申候、即觸へ被仰付候、

一此朝、和田玄蕃允被申上候、此前御弓箭之時、山野御

番申候砌、一大事ニ惱申候、其時親にて候讚岐守分別

にて、伊勢參詣可申立願候、御暇被下候へかし、來春

物詣之由候、即申上候、來春物詣と申人數多々候、年

明候ハ、御弓箭御談合一途可被成処ニ、ケ様ニいつれも被申候、無御納心之上意候、

一十日、如常出仕申候、貴殿様御鷹ねらひ物に御出候間、出仕無 上覽候、

此朝、昨日笑翁齋被申候分、御老中へ銘々に申候、

一十一日、如常出仕申候、貴殿様福昌寺之くり之芽くたしに吉野へ 御登被成候、御老中伊右衛門太夫殿一人御のほり候、

一此朝、天滿宮之國分殿(定志)以抵候被申候、芽茸之御假殿企可申由候、百次之番匠召烈候、是に切符させ候するや如何之由、御老中へ被申候、今日吉日に候之間、可然之由候、其分國分殿へ申候間、即切符させられ、酉剋計拙宿へもたせ候、

一十二日、如常出仕申候、天滿宮御假殿切符、昨日なさせられ候由申上候、御祝着之由候、同國分筑前守懸(定志)御目、かへし申候、

一此朝、新田社衆口事之儀、權執印一人江此前より彼身上之事彼是雖申尽候、一向納得不被申候、さてハ一途暖申より外無是候、然者權執印者彼職を召かへされ、

又ハ座主其外社衆へ者、彼養子之事、執印方如被申候

可被召成由御申候、菟角御老中御談合次第之由候、左候ハ、薩州(鎮虎)へ彼衆頼被申候共、家中ニ召おかれま

き由被仰渡候て、其後權執印職之事、談儀所最前御使候程ニ、彼前よりめしかへさせられ候て可然之由候、

彼養子事成候ハ、定而座主其外衆徒、他出是可有候哉、それハ其身之法第之由候、能々ケ様之事者、神慮をそむかせらるゝ程之御暖之儀候間、御老中御心にそミ候へてハと、白濱殿(重政)・拙者へ被仰候、

一執印河河守殿ハ此日先々かへし申候、
一和田玄蕃允物詣御暇之事、伊右衛門太夫殿來春上洛之間、それにつき候ハ、御暇給由候、

一此日、小板屋於内之間、御手火御手渡ニ被下候、種子嶋筒之逸物にて候、生々世々忝頂戴候、

一十三日、如常出仕候、川内山田入來院(重忠)より早く御請取可有之由被申候間、日取被成候、來十七日可然之由候、同請取衆誰人へ申付候するや、上意次第之由申上候、

十七日吉日之由、可然被思召候、せひかき請取候するハ、三原右京亮可然候、人躰分誰そ一人申付られ候へと候、新納右衛門佐(久勝)へ被仰付候、

一此日、笑翁齋被申候、隈城巢山老僧之事、門徒中無

會合候間事關候、然者泉順坊、彼とり立にて候、是を爰よりめし立、代なとさせ有へき由、談儀所へ私ニ侘言度々被成候、御領掌候間御老中頼候、御前ニ御披露之由候間、御前ニ申上候、菟角御談合次第之由、上意候、

一十四日、如常出仕申候、昨日申上候泉順坊之事、寄合中談合次第之由被仰出候、忝候、彼人今朝懸御目有度由候、分別次第と候間、奏者申、懸御目候、三百疋進上候、

一此日、笑翁へ從御老中被仰候、此間度々隈城役之御侘被成候、余々之無御返事候、頃新納右衛門佐禰候候之間、隈城役之事御頼候、無違儀領掌被申候、さてハ市來地頭役之事、笑翁へ御頼被成候由、御使申候、一言にて領掌候也、

一十五日、如常出仕申候、笑翁齋市來地頭役領掌之由申上候、御祝着之由候也、

一伊右衛門太夫殿・村田越前守殿申せと候、北村・郡山(鑑定)くりかへ之儀、申上候ことくなさせられ候、忝候、然者來月者閏月にて候、雪月ハ滅門之月にて候間難成候、今月見初可申之由候、可然之通上意候也、

一十六日、如常出仕申候、兵庫頭殿へ御使と候、趣者夕御着被成候、目出度被思召候、今朝者諸事御談合御隙入候、晚氣御參可然之由候、就者常之御寄合たるへき由上意候、御返事者、如上意之、夕此方へ着被成候、早々御申上あるへき処ニ、中途迄御使僧にて、此度者然与御座候へと御留被成候、其上ニ假屋迄御參候間、斟酌ニ被思召候而菟角御申上なく候処、御使者忝之由御申候、御意次第晚氣御參可有由候也、

一此日、冠嶽(願恩)和光院より承候、此前川内御知行之砌、河内へ御座候する冠嶽領、皆々御付候する由候条申上候、過半御付被成候、未付分とうのつほ五反・ゑほしかた七反・かふり田ん五反、此分一兩年前申上候、御付候するとハ候へとも、いまた不付候、善悪承度由御老中へ申せと候、殊ニとうのつほ五反ハ元三田にて候、當時隈城山内寺之格護候、是付候ハすハ元日之御祭を留可有之由候、御老中御分別次第之由候、井山田へ御神領一町候、此内五反者入來より格護之時も付候間、是非不及候、今五反之事、此度御付候へかして御申候、一十七日、如常出仕申候、天満宮御假殿切符、川内寄へ御遣可有之由、御老中へ申入候、即書狀相添、御遣

被成候也、

一此日、昨日和光院より之分御老中へ申入候、急度とうのつほの事、山内寺へ尋候て返事可有由候、余者一々ニ被聞置せ候由候也、

一此晚、谷山(慈恵)視現寺之觀音へ通夜に參候、

一十八日、午尅計、視現寺より下向申候、

一十九日、如常出仕申候、和光院へ一昨日之返事申候、

一此日、從御老中(家心)中書様へ御申候、以拙者承候、さてハ

當町之物喧嘩共候哉、殊ニ御存知之者浮沈共申候、承候て驚入候、乍去、可然御扱殊勝存事候、就其坂本二

郎兵衛方時宜相尋申候、彼申分者不紛承候通候、最前

新介へ届申候処者、二郎兵衛親類越度申候、さてハ相

手成敗候ハ、立見可申由申候ツ、それハ入まじき由返

事候間然与罷居候処、子にて候者初心之間、一刀打立

申候由、言語道断迷惑申候、乍去遺恨にてハ少も不申

由申候、此通中書へ申候、御返事ニ者、それ通にて

咎有ましきと被思召たゞにめし置候するも、菟角御老

中御分別に候、然とも傍輩いさかひなと申事候ハぬ

にても候ハす、中書之御分別ニこそあるへき由候、即

此由御老中へ申候、けにも最前無用之届を二郎兵衛申

候て、結句子にて候者刀を打立申候上者、不納心迄に

候、面目をうしなはせ候て可然由候俣、其分申候、

一廿日、出仕前ニ中書様へ、坂本二郎兵衛面目失せられ

候由申候、近比御懇之御嘆之由御老中へ被仰候、

一此日、如常出仕申候、新納右衛門佐殿より、眞蓮坊以

承候、去十七日、山田之事三原右京亮殿同心にて請取

被成候、自身參上にて此由申上候すれ共、腫物氣にて

候間、彼坊を參せ候由候也、懸御目、かへし申候、

一此日、從和泉兩使にて候、成願寺・山本民部少輔にて

候、本田野州(親直)・拙者罷出、意趣承候、從此前度々御申

上候雜説之事、先刻伊勢守殿其外兩三人此方へ御參之

時、從御老中被仰出候、趣者、此雜説中書之御前より

御いわせ候由、久屋齋喜入殿(孝心)迄被申候通義虎被聞召、

久屋へ御尋候、誠申誤候哉、他出被申候由候也、次ニ

者彼雜説出所之事、御尋尤被思候、乍去、一向聞えさ

るよし候、次庄内口御弓箭之事、肝付方御和融之事者、

伊東へ一途へたゞり候ハ、可然由候て、如此候、當時

彼方分別等如何候哉、きかせられ度由候也、次ニ天草

与和平之儀、御調儀被成候、菟角義虎施面目ヲ候様ニ、

所領をも去渡候ハぬにつきてハ、和平有かたき由候也、

同有馬殿(稱也)よりも、遠矢善左と三人にて、彼和平之儀お

せられ候、雖然從此方御調達之上者、無信用之由候也、

次ニ御老中までけしかりの畠地之事、又泊野くりかへ

の事御申候、

一 同御返事、世間申散雜説之事、

(喜入季久)

攝津介迄久屋齋被申候

間、其趣先日勢州へ被仰候、さてハ久屋齋無筋事を被

申候哉、此方よりハ菟角おほせられぬ儀候間、此分候、

攝州當時氣分にて、喜入へ然与被罷居候、追而可被仰

聞由候、次ニ庄内口御弓箭之事、有まゝにて候、乍去

頃御使者を肝付へ被遣候て、御弓箭行共被仰へく候、

自然御用之時者、和泉へも可被仰由候也、次ニ天草和

平之儀、是又彼方へ所領を去候へと被仰遣候、未其返

事なく候、依返事委可被仰由候也、次ニ泊野くり替之

事ハ、從東郷被申候子細共候間、成ましき由候也、け

しかりの事ハ、其方よりも誰一兩人、東郷よりも如其

被參候ハ、其時左右方聞合られ、事終しあるへき由

返事候也、

一 此日、兵庫頭殿於御假屋御談合也、其御人衆者

(義弘)

忠平

様・年久様・意釣齋・伊右衛門太夫・村田越州・平田

濃州・伊集院右衛門兵衛尉・上原長門守・川上左京亮

・拙者にて候、条々者、一、肝付へ以御使者可被仰出

事、次ニ下大隅繰替之事、次ニ市成御格護之事、此三

ヶ条にて候、肝付へ者伊東へ急度へたゞり候するやい

かゝ之由、爰を堅聞召被取候て、其後御行ハ御談合ニ

可有之由出合候也、次ニ下大隅くりかへの事、伊地知

方誠ニ不忠之仁にて候、早々下城之事、いつかたへも

御くり替被成候而可然由候也、次市成格護之事、是又

大事之境目にて候間、從此方より御格護候へてハ之所

にて候由、出合候也、

一 廿一日、如常出仕申候、從入來院阿久根若狹守と云使

にて被申候、八月之時分、山田之事上申由申候、其砌

當作之事被下、爰迄下々心靜ニ罷居候、忝由候、殊頃

御請取被成候、目出由被申候、使者懸御目候てかへし

申候、御返事ハ心得て申せと候、

一 此日、御老中へ被仰出候、明後日加世田へ御越可有候、

御かへるさに伊集院へ御着被成候する、其故者、伊集院

當時無正鉢様ニ被聞召候、一ヶ条可被仰出御覚悟候、村

田・平田之間ニ一人伊集院へ被參候へと 上意候也、

即御老中へ申候、兩人之間一人可致祗候由候、

一 廿二日、如常出仕申候、永吉此度 御通之由候間、御

暇申候て、此日永吉へ罷越候、

一廿三日、被下候手火矢にて鷹一仕候、

一廿四日、なにとたる事なく候、地藏へ參候、

一廿五日、加世田へ參候、永吉御通之由候間、雖見苦候

(上井兼兼) 恭安齋所へ申請度由、阿多掃部助殿にて申上候、此度

者御急にて候へとも、御光儀被成、一夜 御逗留有へ
き由候、

一廿六日、加世田より永吉のことく罷歸候、

一廿七日、水鳥一仕候、なにとたる事なく候、

一廿八日、荒神へ參候、なにとたる事なく候、

一廿九日、

一卅日、水鳥一仕候、別事なく候、

閏霜月

一日、(義久) 貴殿様永吉へ御光儀被成候、先御三献にて候、

御座ニ者(上井兼兼) 恭安齋被參候、御盃被下候、恭安より青銅二

百疋進上被申候、其後御會尺被申候、其御座之次第、

主居、御次大野治部太輔殿、其次恭安齋、客居上左馬

頭殿、次吉利山城守殿、其次伊集院右衛門太夫殿、種

々御着參候て御酒にて候、其後御膳くたり候て、拙者

か隻・母同前ニ被差出候、其より御點心參候、其御座

之次第も前同候、吉利下總守殿御參候、(忠澄) 從夫夜深候迄
大御酒にて候也、

一二日、小御飯にて如吉利之御急候、隻ニ二百疋、母ニ

百疋、恭安齋へ二百疋被下候也、此日、吉利迄拙者も

御供申候、御點心之時、御座ニ參候也、其夜如長吉罷

歸候、

一三日、

一四日、

一五日、鶉狩ニのほり候、

六日、

七日、永吉行司狩ニのほり候、

八日、此方へ罷歸候、

一九日、如常出仕申候、(家久) 中書様より御老中迄と候て御申

候、隈城青山名ニ門ニ此前御賜候、其砌、御所領相迫

候間先くと候て、御配當ニ罷成候、并む木の内ニ嶋田

と申門、是も同前ニ候、此度御所領くりかへとも候欤、

如本御賜候様ニと御申候、彼所領打替之ことく、浮免

二町計此前御賜候、是又御加扶持として、御賜候へか

しと御申候、即達上聞候、御返事ニ者、川内之事從

御前者少も無御存知、中書ノ御前を御疑之儀者無之候、

いつかたの所領を御賜、又者いつれを御上候なとも

無御存知候、其故者、(實心)伯圍さま以御分別、三原(重送)遠州

・鮫島(余惠)双月、彼兩人扱被申候間、一向從此方者無御存

知事候条、菟角御返事有かたき由候、此分寄合中へ申

候、此趣返事申候て歸申候へと候俛、則返事申候、使

者へ勝蓮寺・三原仲左衛門尉にて候也、

一十日、如常出仕申候、山田・天辰・田崎之檢地帳懸

御目候、其次ニ申上候、本串來野(亦)へ被居候出家にて候、

御弓箭中ニ隈城龍源寺可被遣御約束共、如其打入之砌、

卒度番被申、然處ニ從加世田之御噯ニ罷成候間、相違

申候て、此間無足ニ百次へ浮免一二反格護申候て被居

候、當時山田へ、東光寺・大安寺とて二明合候、是を

一彼人へ被下候へかし、次ニ此前本田下野守被申上候

欵、麟藏主と申候、今程麥刈へ被居候、彼人御陳中ニ

込物過分ニ進上被申候、彼僧へ一寺者被下候へかしと

申上候、菟角老名敷中談合次第之由候、左候へ、明

朝取成可申由申候、麟藏主へ濟家之事に候間、大安寺

被遣候、今一人へ者、洞家候間、東光寺之由候、

一十一日、如常出仕申候、昨日申上候山田之東光寺・大

安寺、懸御目候、いつれも青銅三百疋・御茶進上候也、

一此晚、於濃州談合候、其趣、伊地知勘解由左衛門尉・

拙者兩人にて御前ニ申せと候、市成就御格護之儀、地

頭職魯笑齋如最前領掌被申候、二川名市成へ付候へて

へと被申候、此通得上意候、御意ニ、最前二川名典厩(忠將)

御望之時、牛根ニ彼名へ付候へてへと被申候も、魯笑

之儀候、又市成地頭職被給候とて、彼方へ堅付候へて

へと被申候も魯笑にて候、爰許如何之由候、此通御意

として、魯笑へ御老中御尋被成候而可然候、御意候、

即兩人にて御尋被成候、魯笑被申候者、尤如上意、牛

根地頭之時へ、彼二川名牛(根)祢へ御付候へてへと申、又

市成地頭之由候へへ、彼方へ御付候へと申処、言語道

断之儀候、然とも市成と鹿兒島へ自由之儀、二川を格

護申候へてへ、更ニ船等難成候、其故如此申上候、菟

角二川之事へ、牛根へ御付候て可然候、魯笑市成地頭

之事、一圓ニ成間敷由被申候也、此由申上候、御意

にへ、扱者魯笑之儀御差置可有迄に候、先々移衆等能

く談合候へ、地頭之事者、追而御思惟候て可被仰出

之由候也、

一十三日、如常出仕申候、從龜島御老中迄と候て被申候、

巨細者此前被聞召候、於飯聊余申候船之唐人此方へ參、

彼舟ニ候つる荷物等書付進上申候、以其書紙へ御糺被成候、言語道断驚入候、從其嶋内色々尋申候へとも、書載候種々一種も無是候、然者其砌聊亦申候人衆、紙を他出申候て、天満宮園分殿(定友)を頼候て罷居候、其人衆へも尋候へとも、かつて不存由申候、又其砌、小浦・片浦・市來湊之商人等あまた罷居候ツ、此人衆中若く存候哉と尋候へとも、是も不存由申候、菟角了簡なき次第候、小川(有季)此由不存通、神慮なとにても申候する哉、是も御存分ニ不叶候ハ、一定御上意ニそむき申へく候哉、彼是小河(有)之身上うかれ候て罷居候通、塩田民部少輔と申使にて被申候通申上候、上意にハ過去候荷物等之儀、於爰尋いたさぬ通被申候ハ、尤にて候、從此方最前被申条、もしハよハく敷候つらん、菟角日本迄之覚ニあらず候、和漢共ニ、於御家景中海賊之儀、隠有間敷候、小川之分別とハ、近國までも聞得候ハしかと被思召候、一途向後之覚ニ成候する様ニ、御老中御談合肝要之由候、

一十四日、如常出仕申候、出仕者無 上覽候、

一十五日、如常出仕申候、山田萬福寺懸御目候、三百疋進上候、

同此日、鷹巢方山田行司職之御祝被申候、百疋・瓶子・目籠雜掌にて候、

此日、伊地知殿(重典)より、南林寺道場にて御老中迄被申候、白濱周州(重政)・拙者承候而、次之時申上候へと候まゝ承候、意趣者、當時下之城被下候、忝候、然とも遠慮候へハ、肝付境にて候間、伊地知爲に成間敷かと存事候、いつかたへも御くりかへ被成候へかしと被申候、同者本領之事に候間、伊地知父子共ニ此方へ罷移、下之城を懸持ニ遣度由被申候、

一十六日、如常出仕申候、出仕者無 上覽候、本田信濃守御老中迄被申候、當時門二被下候、一ハ言語道断散々之門にて候、從此前度々御佗申上候、頃同名紀伊介(重親)山田地頭にて被罷移候間、彼方へ被召移候而、門一御替候て被下度由候、自然信濃守ハ此方へ罷居候へと上意候ハ、無足にて可罷居候、子にて候民部左衛門尉病者にて、此方之御奉公難成候、是を被召移候て可給之由、御佗被申候、即御老中へ申入候、次次第披露申せと候、

一十七日、午之日、如常出仕申候、山寺御參候、伊地知(重秀)勘解由殿隙入事候之間、我等頼候俣、取成懸御目候、

一此日、昨日日本田信濃守殿被申候条々申上候、上意ニ、信濃之事馬乗候、其外御用有仁にて候、當方へ召置候へてハにて候、子にて候者病者にて候間、移之事申候、能様ニ寄合中談合被申候へと候、殊更門一御替被下候へと被申候、是又此方寄々ニめしかへ候事歟、又者いつかたにもめしかへ候する事歟、能様ニ談合被申候へと御意候也、

一此晚、於御犬之馬場、御稽故始にて候、從其御對面所にて御三猷參候、御座ニ者主居、御次ニ新納近江守殿、其次喜入攝津介殿、客居上川上上野守殿、其次同名武藏守殿にて候、武州御盃いたゞき候時、太刀御給候、青銅二百疋之折紙にて候ッ、御三返目ニ御老中召出之、次ニ本田紀伊守、其次拙者、兩人召出、御酒被下候、一十八日、如常出仕申候、此日、御犬追物御人數之由定候間、河上武州へ案内申入候、

一此晚、上使江月齋ノ宿へ爲御使被遣候、意趣者、此度上使として下向被成候、殊ニ永く滞在共被成候、連々無音のミ候、背本慮候、頃上國可有之由候、先く拙者（御）以御礼候由候也、乍徑（御）徵白糸三斤被遣候、次ニ者、寄合中よりと候て、中途之用意ニ銀子百目、拙者もたせ

渡申候、祝着候由返事候也、同あいしらい申せと候候申候、爰許三ヶ國之儀、當家之分國之事無隠候、然處、一家中なとへも、直御内書をなされ、又ハ御請を申さるゝかたあまた候歟、是又かやうに有間敷事候、此等之趣、爲御意得申候由申候也、返事ニ、右之趣無隠儀候、涯分披露可有之由候也、

一十九日、如常出仕申候、從豊州御使進上候、御同名備前守殿・貴嶋入道兩使にて候、意趣者、先日日置越後守以御申被成候市成之事、當時典厩さま御格護候、頃御あけ候する様ニ聞得候、左候ハ、從此前御約束所に候、肝付境にて候間、御若輩御望候者如何ニ候ハ共、今程者無事ニ共候間、是非御侘之由候、次ニ者、大隅之東郷を朝久御格護候、是を御あけ候ハ、市成之事成候する様ニ、先刻日置越後守へ承候歟、是又由來有在所に候間、御侘に候、去夏之比御給候都名十町之事、是者無違儀御あけ有へき由候、此旨御老中へ申入候、御談合被成返事可有之由候間、使者ハ小宿へ返申候、

同從北郷殿使者一人相添候、其意趣者愚拙承候、趣者、朝久市成之事御侘被成候、御老中迄一雲言をくハ申

せと承候、種々斟酌雖申候、度々承候間難黙止候て、
 税所方相添被成候、能様ニ御頼之由候、即達上聞候、
 豊州へ之御返事同事たるへき由被仰出候也、同使者、

御老中及被申候、去夏之比、都名之事朝久へ御遣可有
 之由候之間、御あけ候、其打替として小村・向之嶋嶽
 名御拜領候、雖然小村之事、爰迄清水へ公役を申候、
 御心もとなき由候也、又嶽名御拜領と承候へ共、い
 また知行なく候、至爰ニ御後晦候哉如何候、彼是然与
 返事ニ可承之由候也、

一 此日、從伊地知殿南林寺道場にて御申候、白濱殿(重敷)・拙
 者意趣承候、趣者、伊地知之事、數御敵申候、然處ニ
 被召出候、忝候、殊下大隅悉皆進上之由申候處、下城
 之事被下候、生々世々忝被存候、乍去遠慮申候へハ、
 肝付境目と申、無納心之忝者共餘多格護候、必竟爲ニ
 罷成ましく候間、いつかたへも御くりかへなされ候て
 可給候、自然御くりかへ不事成候ハ、伊地知父子此(重興・重昌)
 方へ罷移候て、下城之事、高ミをたゞミ候て、麓計人
 數を召置、かけもちニ申度由候也、勿論御くりかへ事
 成候ハ、目出由候、左候ハ、かいかけた六町の事、此
 前伊地知別所へ罷居候時もかけもち申候、此度も是を

ハ由來有処にて候間、くたされたきよし候也、即達上
 聞候、今一度も御辭退候する哉、又者其迄も入ましく
 候哉、能様ニ御寄合中談合之由、御意候也、

一本田紀伊守被申候、山田へ召移候する由候、一節御意
 法第と申上候、彼方國境之事候間、誰人にて候へ、
 談合可申御年比之人數一兩人、召移候て可給之由被申
 候、此旨申上候、能様ニ御談合候へと候也、次ニ本田
 信濃守被申候、先日山田へ移之事申上候、忝上意、お
 そろしく候、然者信濃之事、當所へ被召置候する由候、
 御意法第に候、子にて候者ハ病者にて候間、山田へ召
 移候て可被下之由候、即申上候、是も談合次第之由候、
 此門一山田へ替候ハ、谷山和田之門之事、本田出羽(親羽)
 へ被下候て可然欵と上意候也、此由即御老中へ申候、

一 廿日、如常出仕申候、ねらひ物に御出候間、出仕衆
 無上覽候、此日豊州へ之御返事、伊地知勸もし・拙者(重亮)
 して申候、市成之事、御佗被成候、尤御相談可有候へ
 共、暫者典厩御格護候へと被仰候間、巨細ニ不及候、
 都名之事、寄々へ御くりかへの由候、是又所領くりか
 へり之時分談合可有之由候而、兩使をかへし申候、
 一 北郷殿へも同前ニ返事候、次ニ者、小村・嶽名之事委

承候、清水へ申渡候間、彼返事法第、急度庄内へ是非
を可申通候、次ニ都名御あけなされ候砌、福昌寺へ所
領一町談合なさるゝ子細候、是等之趣、本田(親治)因幡守へ
委申候、如何之由被申候、彼返事ニ者、先々老名敷中
聞置候由候也、

一此晚、本田信濃守侘之事、御老中へ申入候、さてハ子
息之事者、山田へ移候て可然之由定候也、信州此方へ
無足にて奉公大儀に候する程ニ、山田へ少々加扶持被
成候へてハと拙者類ニ申候、可然様ニ各被仰候也、

一廿一日、出仕ハ不申候、各々寄合中濃州へ御揃候之間、
(平田昌宗)
我々も彼方へ參候、本田越中守へ、山田へ移之事被仰
出候、移者御意法第畏候、追而拙者迄、所領之侘可有
之由候也、

一廿二日、如常出仕申候、入來院殿(重徳)祗被申候、御酒進
上候、取成申候、

此日、大雪にて候、御老中衆又ハ我々通、あまた瓶酒
持參申候て、小板屋へ(兼心)太守御座候ニ、各參雪打にて
候也、

一廿三日、出仕不申候、

一廿四日、如常出仕申候、先日從飯島被申候儀、寄合中

御談合候、其趣申上よと候候、達上聞候、其趣者、於

飯島唐船餘之聊余を被申候、和漢共に覚違候、菟角お
ほえに罷成候する様ニ喚申せと候、種々談合共雖申候、
余々之儀無定候、併猶々も不承分通、彼使へ堅申候ハ
、小河前より定而しつけを被申候する様に聞得候、

自此方面目を失せられ候てこそ、向後ケ様之通之人々、
科によりめされにくき事も是有へく候欤、彼方之はた
らきとして本家を頼まれ候するハ、近國之覺にハ罷成
候するかと各談合申候、爰許卒度伺 上意候由候也、

菟も角も覚ニ成候する様ニ、扱被成候て可然之由被仰
候也、それより飯嶋之使者塩田殿宿へ、河上(忠思)右衛門佐
殿・拙者兩人參し候、意趣ニ者、寄合中彼儀不承分之
通、被申候由稠申候而、使者ハ先々歸候へと申候也、

一此日、太守様吉田へ御光儀被成候、御留守候之條、
拙者此日永吉へ罷越候、濃州へ御届申候、

一廿五日、於永吉、頃所持之鎧着始候也、

一廿六日、手火矢ねらひに出候、被下候箇にて鷹一仕候、

一廿七日、鹿兒嶋へ罷歸候也、

一廿八日、肝付三郎(兼寛)五郎殿假屋へ、左馬頭殿御出候、我

々も終日罷居候、此晚 太守様自吉田御歸宅候也、

一廿九日、如常出仕申候、各無上覽候也、從和泉伊地知名字の使者被參候、今朝ハ無御差出候間、先々小宿へ歸申せと候之間、其分申、かへし申候、

一此日、河上武州之小宿へ參し候、犬追物稽故祝言とて青銅百疋もたせ候て、明日起請文進し候て、從其余々可得御意之由申候也、然へき由承候也、

拾二月

一朔日、如常出仕申候、從和泉伊地知善介と申使者被參候、意趣承候へと候条、拙者一人にて承候、趣者、先剋以兩使、當時申散候就雜説条々申上候、御返事委承候て、忝被思候、次ニ者、其次ニ御犬之馬場掃地被成候由候、目出候、年内にても候する哉、又早晚之比たるへく候哉、其時節御參候て御覽したき由御申候、次ニ者、日州境目御弓箭御行共いかゝ候哉、きかせられたき由候、次ニ者、中書様(家心)へ書かへしの事、先日申上候ッ、其御返事ニ、菟角義虎と中書様之御談合次第之由承候間、其分ニ書替しを可申覚悟之由候也、御前ニ即披露申候、御返事にハ、如御申上候、先日雜説之儀につき、兩使被參候、其御返事御納得候哉、可然被思召候、次ニ書替しの事、先日被仰出候ことく、可然

とも又無用にて候とも、此方よりハ難被仰候、猶も其分之由候也、日州境弓箭之事、御行等無替儀候、從肝付、頃以使節委細可申由申候間、相待被成候分候、御犬御稽故之事、爰者月迫にて候間、來春稽故させられへく候、當時功者など無御座候間、必犬追物いつ比あるへきなとハ未御校量なく候、先々若衆へ、來春稽故させられへきの由候也、

御老中迄と候て、泊野の事、先日如申候、爰より然与格護可被成候、次ニ者、けしかり畠地之事ニつき、こ(功)うさい(オ)にん參せ候へと承候ッ、是又急度進上有へきよし候、いづれも委細承候通之返事候也、

一二日、如常出仕申候、

一三日、犬稽故ニ罷出候間、出仕者不申候、

一四日、如常出仕申候、大野治部(忠亮)太輔殿ヨリ伊地知勘解由殿・拙者兩人にて御申候、加世田地頭役之事、去年

已來御侘被成候、此春御侘御申候時、上意ニ、今年

者日新様御七年忌にて候、此法事過候ハ、役之事御指置可有之由候ッ、法事者御成就候間、御届御申之由候也、上意ニ、不紛法事過候ハ、役之事指置被成候

する由被仰候ッ、乍去、誰そ別ニ可被仰付人なく候間、

猶く御憑之由候也、此旨治部太輔殿へ申候、猶く類ニ御侘之由候也、

一五日、如常出仕申候、志岐殿(鎮座)より兩使にて候、正興寺湯之浦入道

ニ參候、此等之御祝言早く申上候すれ共、海路遠境之

間打過候、背本意候、隨而天草(鎮座)と義虎和平之調儀候之由、廻船傳説ニ聞得候、先年從此方被對、御書ヲ、和

泉与天草無事ニ罷成候、然處、義虎鹿兒嶋へ參上被成候時分、伺留守ヲ、久玉之事内略共候つる哉、天草手

ニ入候、殊更(義徳)相良大口を致格護、御當家ニ敵を申砌、大口へ魚塩を籠、種く緩怠申たる儀無隱候、無事之御

調儀之事者、寔之風説にてそ候覽、雖然、如何候哉之由候也、書狀・刀・段子ニ端進上候也、使僧之進物薄

板一、湯之浦進物喉輪一にて候、兩使共懸御目候、使僧計ニ御茶參候、伊集院右衛門兵衛尉殿・拙者兩人に

て、意趣承候而取成候、

一此日、村田越州(難定)へ各揃候て、談合候也、大野治部太輔殿役之御侘之事、重而御申之由、伊勘(伊地知重秀)・拙者兩人して

申上候、上意ニ、御指置なされ候する迄候、自然私に一廉候て御申候へ、如何に候する哉と候也、それよ

り此由御老中へ申候、御指置候て可然候、別に一廉御申之儀者なきよし候俛、又兩人にて御措被成候通、大野殿江申候、忝由御申候、

一六日、如常出仕申候、本田紀伊介殿(鎮座)天辰被下候、又者

山田地頭役被仰付候、彼是爲祝言御酒進上之由申上、取成申候、天辰之祝ニ五百疋、地頭祝ニ二百疋進上候也、

一七日、如常出仕申候、明春御千句之盛被成候哉と御尋候、即村田越州へ申候、盛かけ候て置候、未成就申さぬ由候也、此日、志岐之兩使拙宿へ礼ニ來候、同書狀

持來候、

一八日、如常出仕申候、從根(重長)占殿堀内彈正忠と申使者にて候、御老中迄御申候、谷山和田名・川邊田之上名、

彼兩名之間可被下之由候ッ、いつれを被下候する哉、落着承度候、就其者下大隅田かミの事、あけ申へく候、

番衆引申候する程に、早く御格護被成候へと被申候、

次ニ者、屋ヲ一あけ申由此前申上候ッ、頃重長城内へ罷移候間、籠にめし置候て(ハ脱カ)ハ、自然聊亦も欵候するらん、早く召寄候て可然之由候、御返事ニ者、田上名可

被遣候、急度田かミの事ハ御請取可有由候也、屋之事、

來春別之御用候て、種子嶋之大工めしよせられへく候、殊彼屋之事ハ彼大工之作之由候間、かれにひらかせられへく候、正月末にめしよせへく候、其間能く格護候而可然之由候也、此日配當ニ罷出候也、

一九日、如常出仕申候、自北村山田へ移衆之坪付請取候、此日、配當ニ罷出、山田へ移衆之坪付書留候、

一十日、如常出仕申候、從^(奉)太平寺御申候、彼むかへに立花園と申門候、是ハ先^前々泰平寺領にて候、洪水などの時、是まで諸人參候て、花を供しかへる処にて候、當時公田に罷成候、此^前上原長州にて申上候つる、其砌者御所領相迫候間、難成候由承候ツ、然者、當時山田御配當時分にて候間、御取成候て、如前々藥師へ御つけなされ候様にと候也、即御老中へ申候、委敷承置候、追而談合可有由返事候也、

一此日、邪答院大願寺住前之事、大應寺と乘輿院あらそひ候、意趣者、伊集院右衛門兵衛尉殿・上原長州・拙者、彼三人にて承候、事終申さす、先々小やとへかへし候、

一此日、配當ニ殿中へ罷出候、山田移衆之田數書留候也、一此日、山田之本地頭村尾兵部少輔身上、兄弟住之事被

申候、同彼儀中書様よりも御老中御憑之由、拙者へ被仰候也、

一此日、先月中書より被仰儀候而被失面目せ候坂本二郎兵衛尉、談儀所^(談儀所)ヲ頼存候て罷居候間、法印さまより中書之御前ハ御侘被成候、早々召直し候て可然之由承候、

御老中へ御侘之由候、御寄合中一稜如何候するやと、中書様へ申せと候促申候、先日御參之砌、彼者召失候、即御侘被成候するを、遠方之間御油断候、殊ニ談儀所御侘被成候間、早々召直し候て可然通被仰候、此由御老中へ申候、次之時、御前にも此趣申上候へ、最前伺御意候ハぬ事にて候間、先々二郎兵衛方へめしなをせと承候間、其分談儀所へ申入候て、めしなをし候也、

一十一日、如常出仕申候、此日、配當に罷出候也、

一十二日、如常出仕申候、中書様より御申候、此^前委被聞召候、河上殿^(河上殿)より讓被成候所領、上州之御子息^(久利)犬滿殿へ可被返進候、就其、犬万殿來十七日懸御目あるへき由候也、即申上候、目出被思召由候也、此日、配當ニ罷出候也、

一十三日、如常出仕申候、此日も配當ニ罷出候也、此晚、^(重町)東郷より兩使にて候、けしかりの島地之事、急度御定

可有之由憑候通、御老中へ被申候、承置候通之返事候也、使者ハ東郷名字之人にて候、一人者僧にて候、

一十四日、中書様於御假屋御連歌候、其人數ニ參し候間、常之出仕ハ不申候、

一十五日、如常出仕申候、此前承候大願寺住あらしひの事、久富木山城守・大井美作守、國代之時之役人にて

候間、召寄せ御尋被成候、乘輿院より被申候同前に候、(伊集院久池)伊右衛門兵衛尉殿・上原長州・拙者三人にて承候也、

此日配當に罷出候也、

一十六日、如常出仕申候、河内諸寺家歳暮之御祝言ニ參候、取成申候、此日、從御前中書様へ被仰出候、明日

河上殿御子息可有懸御目之由、目出被思召候、就其傳聞召候へハ、此次ニおさへて元服御させ候ハ、可然

之様ニ中書おほしめさるゝ由、聞召及候、左も候ハ、其御分別被成候する通、拙者以被仰候、中書御返事ニ

者、最前ハ雖其御分別候、河上へ内議共候、十五より内ハ彼家ニハ無元服之由候間、此度ハ御目ニ可有懸迄

之由候也、

一此晚、從指宿かたかへの椀飯にて候間、殿中へ出仕申候、

一十七日、如常出仕申候、河上大夫殿懸御目候、式三獻

にて候、御三獻過候て、中書さま御參候、終日之御酒にて候也、御馬・太刀御進上候、拙者請取申候、從彼

方者、長野下總守わたり候、

一十八日、如常出仕申候、奏者之番前に候之間、歳暮之御祝言御申之衆、各取成候、

一十九日、如常出仕申候、御養性氣とて、出仕ハ各無上覽候、此日、伊地知雅樂助殿・拙者以、福昌寺へ御老

中前より御申候、趣者、頃從志岐より兩使にて候、其同道之者を、於吉野ニ、重信玄蕃家景之者、有馬弥六

兵衛尉家景之者兩人にて山賊申候、彼兩人御寺を頼存候て罷居候通承及候、兼日諸方之寺家又ハ當所之三ヶ

寺へも御届申候、盜・野心人此等寺家へ召置間敷由申定候、早々彼盜兩人寄合中へ可預渡之趣也、御返事、

さてハ其分ニ候哉、言語道断、始而被聞せ候、從夫人をめしよせ御尋候へハ、不紛御寺へ參候由候也、是者

曲事にて候、早々寺家を追出候て可然候、御存知候て召置候ハ、御老中へ御渡被成候すれ共、努々無御存知

罷居候間、寺内を追出可有迄候、自然出まじき由申候ハ、押付而召執候共不苦由候也、即平田濃州へハ拙

者申候、伊右衛門(伊集院忠雄)太夫殿へハ伊地知雅樂助殿被參候也、

一此日、自冠嶽御申候、先日侘被成候川内へ御座候嶽領、知行有度由候也、御老中へ披露申候、元三田之事者、急度山内寺へ可被仰渡候、余者委敷承置通にて候、

一此日、申尅計、爲配當殿中へ罷出候、然處ニ、今朝御使申候盜請取ニ、當所之觸坂本吉右衛門尉又者御老中之内衆五六人相添、福昌寺へ被遣候欵、我々ハ此御談合者不承候、然者、吉衛門尉こしぬきめしつれ候て鎮守之前まで出候処ニ、彼盜遁間敷と存候哉、吉衛門尉を脇刀にて二刀指候、從夫吉衛門尉ぬき合せ、纏而射留候由、伊右衛門太夫殿御物語候、それより平田濃州へ御寄合中揃被成候て御談合にハ、御老中同前ニ御寺へ參候て、言語道斷慮外之儀申有へき由候て參候、然處、御僧兩人へ巨細被仰置、東堂様者童子一人召烈、寺内を御發足候、其被仰置候意趣者、今朝伊地知雅樂助・拙者兩人へ如被仰候、兼日ヶ様之御法度相定、彼盜參候処聊無御存知候俛、寺内を追出候へと、監司へ度々被仰候処ニ、遅々候て、結句慮外之儀出來候、御上様又者老中衆なとへ被對候て、少も御遺恨無是候、只寺家之疵、覺不可然候間、御了簡不及由候也、從夫

御老中衆又者我々通迄も、東堂さま之御跡をもとめ候て參候、漸々當町萩原と申処ニ南林寺留御申候、御老中衆皆々其許へ御座候て、伊右衛門兵衛尉殿・拙者兩人にて南林寺迄と候て御申候、福昌寺直ニ可開召由候間、色々斟酌雖申候堅承候間、直ニ申候、趣者、於御寺慮外之儀出來申候、言語道斷不及是非候、是等之趣、寄合中御寺へ裾候申、可申入覚悟候之處、与風寺家を御出被成候、然者仰置れ候通委承候而、先々畏入候、乍重言、迷惑此上有間敷と存候通也、御返事ニ、御老中爰許迄御出、夜中と申御辛勞之至、祝着ニおほされ候、前ニ被仰候ことく、少も御老中之御越度なく候、呪(呪)や、太守様へ恨も無之候、只福昌寺の事も無隠所にて候に、寺家之疵迷惑被思さ候、爰者他國をなされ候てこそ若者覺に可成かとおほされ候間、如此候、早々寄合中者歸被成候て可然由、返事候也、それより色々南林寺を以懸引共被成候へと、無御承引、結句深々敷御思案共參候間、又伊右衛門兵衛尉殿・拙者兩人にて、御老中衆より御申候、東堂さま御尊意尤ニ奉存候、然者彼慮外之儀、老名敷者前より彼盜を乞請申候故に、ヶ様之事出來申候、必竟我々謬迄候、然者寄合中身上

進退之事分別可申迄候由候也、其返事ニ、從最前如被仰候、一向御老中之御科なく候、たゞ寺家之災難迄にて候、日本國中之覺を被思候て、御他國有まて候、各御用人之事に候間、一日もさやうの御分別ハ、還而御迷惑之由候也、其後も又、如此以使寄合中へ被仰候、それより御他出ニ相定候、寄合中ハ當所談儀所を頼可有に定候、伊右衛門兵衛尉殿・拙者一番鳥ニ在所へ御かへし候、明日 太守様へ此趣披露申候へ、福昌寺ハ何としても谷山あたりに留御申候する校量候、淨光明寺・河上上野守殿・桂常陸介殿・新納越後守殿、此人衆を、東堂様を是非留被申候へとて、谷山之ことく先ニ被遣候也、

一廿日、早朝、夕御老中より御申上之段、兩人にて一ニ披露申候、老名敷衆分別尤被思召候、扱者谷山迄御光儀被成候て、是非ニ被仰取、御同心候て歸寺させ御申有へき迄之由候也、それより御老中ハ皆々談儀所へ御參候也、此日午尅計、谷山御假屋へ御光儀候、福昌寺ハ淨光明寺追付候て、多福庵へ留御申候、從 御前御懸引共候て、懸而福昌寺へ、御假屋へ御出候、御酒過候へハ、道場御同道にて、鹿兒嶋のことく御歸寺候、

其跡より 太守様者御歸宅被成候也、

一廿一日、如常出仕申候、 太守様福昌寺へ御參候、於彼方ニ、御老中五人共ニ御見參被成候、從夫道場へも御礼御出被成候、福昌寺・談儀所、此兩所も殿中へ御參候也、此日、新納右衛門佐・鎌田外記・野村美作歳暮御祝言、取成申上候、

一廿二日、如常出仕申候、談儀所より御申候、(小川有季) 飯島殿先刻被仰出候海賊之儀ニつき、此方へ被參候て、談儀所を頼存候て被罷居候、御老中能様ニ御申候て、めしなをし候様にと候、即申上候、御返事にてハ、御佗に及候ハぬ國衆之心にて候間、早々罷出、御暇被申候て可然之由候也、

一廿三日、如常出仕申候、甕嶋殿取成、懸御目候、次ニ(定友) 國分殿より、正月五日於天滿宮御連歌御發句之事、被申上候、御名代珠長へと被仰候へ共、留守にて候間、淨光明寺へ申候、

一此日、志岐之使僧宿へ、伊右衛門兵衛尉殿・拙者兩人被遣候て返事申候、趣者、肝付手裏ニ屬し候祝言承候、大慶ニ被思召之由申候、次ニ天草と薩州和平之儀、不(義虎) 紛被加異見候、未定候、隨而先年天草相良方へ致隨逐、

當家ニ敵申されたる儀承候、尤候、乍去、相良幕下之
 天草にて候間、至而にくからぬ事に候、從志岐其時分
 種々懇切之段、于今無忘却候、天草と申も、志岐と申
 も、いづれも他國之事に候之間、自此方者難計候、只
 皆同無事候て可目出候、其故者、此方一向弓箭望おほ
 されぬにて候、肝付なとも入目ニ罷成候へ共、指置被
 成候、是偏弓箭望おほされぬゆへに候欵、是非を停止
 候て、皆同無事に候て可目出之由候也、自此方者馬一
 疋・鉄放一、志岐殿へ被遣候、使僧兩所へハ、嶋織物
 三被遣候、

一廿四日、如常出仕申候、諸所之歳暮御祝言之衆取成候、
 此日、從談儀所御老中迄御申候、高崎兵部少輔慮外之
 事候而他國申候、其養子、法印を頼存候て罷居候、從
 爰者、町田伊賀守弟一分にて、上覧候へかしと御申候、
 上意ニ、ケ様之慮外之事ハ、父子談合申間敷事候、其
 上養子之事に候間、至而咎者あらしかと被思召候、乍
 去、ケ様之法度欵候らん、能様ニ御老中御談合候へと
 被仰出候、次ニ上意候、一昨日南林寺へ御光儀之時、
 清賀ノ子御座へ宮仕申候、彼等通之者御座へ宮仕、無
 御納得候、言語道断之由被仰出候也、

一廿五日、如常出仕申候、歳暮之衆取成申候、
 一廿六日、如常出仕申候、それより御酒部屋にて、御前
 より、御老中衆又者我々通に御寄合にて候、終日ノ大
 酒にて候、

一廿七日、如常出仕申候、從泉歳暮之御祝言、村上出羽
 守にて御申候、并草書參候、御老中へも別而草書被遣
 候、意得而御返事申せと候俣申候、

一此朝、町田伊賀守弟源六佐之事、自談儀所御申候条、
 取成懸、御目候、同此日、終日配當仕候、

一廿八日、永吉へ歳末爲祝言ニ罷越候、

一廿九日、永吉へ逗留申候、諸寺家へ歳末申候、

一卅日、鹿兒嶋へ罷かへり候、申越計圖分筑前守殿より
 書狀到來候、趣者、新田宮社衆中被背、上意候哉、國
 分寺を頼候て可被參由候、御神事等相留候する程に、
 笑止之由候、即村田越州へ申候、拙者同心候て、伊右
 衛門大夫殿へ御座候つれ共、風呂へ御座候間、談合な
 くかへらせられ候、平田濃州へ尋申せと候俣參候、濃
 州へ御談合申候て、致返書候、次ニ執印殿へ就此儀書
 狀遣候、是も文牒者濃州へ懸御目候、
 一此晚、歳暮爲御祝言、殿中へ抵候申候、御老中衆も皆

御參候、各上覽被成候、

772 天正二年七月中旬〔正月也〕、肝付大勢牛根ニ寄來る

牛根陣番大將
中務太輔家久

平田美濃守〔昌宗ナルヘシ〕

平田左馬介〔光宗ナルヘシ 後美濃守舞臺〕

〔○印ハ朱ナリ〕
木脇刑部左衛門〔祐昌〕〔花山ニテ戦死ナリ〕

帖佐淡路守

梅木梅介

新納縫殿助久時

同年牛根城御退治の時、

先陣大將

侍大將

嶋津圖書頭忠長

上原長門守〔尚近〕

後陣大將

○左衛門尉歳久

○逆瀬川奉膳兵衛尉〔萬原 戦死〕

大口住人

久留伴五左衛門

此逆瀬川・久留兩人野頭か山ニ忍入、切岸ヲ掘崩し、城の地頭安楽備前守ニ降參すへき由ヲ告

たれば、終ニ降る、